

第 70 回 全国代表者会議決議

2015 年 3 月 14 日

全国大学院生協議会

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割

現在、大学院生を取り巻く環境は、急激な変化にさらされている。1990年代前半からの大学院重点化や大学改革の嵐の中、大学院生数は、90年の90,238人から、2000年には20万人を突破し、2014年（度）現在では約25万1千人と急増してきた。また近年では、専門職大学院、留学生や社会人大学院生の増加により、大学院・大学院生のあり方もますます多様なものとなっている。このような状況の下で、大学院生の生活・研究環境の悪化が、全院協の毎年実施する経済実態に関するアンケートからも明らかになってきている。2014年度のアンケートからは、大学院生の多くが就職や経済的な不安を訴えており、「奨学金を借りていても、利子付きなので返済が恐怖。もしこの先路頭に迷うことがあって、奨学金の返済が滞るようなことがあれば、死ぬしかないと思う。」「博士号を取得後の見通しがまったく立たないことに非常な不安を覚える。ここまで来てアルバイトかという思いは強い。悔しいが、まず食わねばならない。」「多額の借金とアルバイトをしながらでないと研究が続けられない日本の研究環境は、ヨーロッパと比べると異常である。現状から、結婚しても出産・育児という選択は不可能である。」といった切実な声が寄せられている。

一方で、全院協運動の中心を担う加盟校は、1980年代前半の40大学をピークに減少してきた。この院生協議会・自治会の減少の背景には、大学院重点化政策による大学院生の「多様化」、競争的環境の下での短期的な業績の追求やアルバイトなどによる大学院生の「多忙化」などによって自治活動そのものが困難になってきた現状があると考えられる。

このような客観的な状況があるとはいえ、全院協の意義はよりいっそう大きなものとなっている。今年度は、（1）大学院生の実態を広く把握するために、アンケートの回答者を増やすこと、（2）アンケートに寄せられた大学院生の声を文科省や国会議員に伝えて政策に反映させること、（3）多様なネットワークを活かし、加盟校を拡大することを重要な課題に設定し、地道に活動してきた。その結果、前年度を大きく上回る過去最高数の1000枚のアンケートを回収し、省庁議員要請ではアンケート結果を元に、大学院生の実態を伝えることができた。今年度の省庁議員要請は、年末の衆議院議員総選挙と重なったために省庁要請を11月末、政党・議員要請を年が明けてからの1月末という形で2回に分けて実施することとなったが、政党・議員要請には、東京大学、一橋大学、首都大学東京、明治大学、立教大学、中央大学、法政大学、名古屋大学、京都大学、立命館大学、関西学院大学などの諸大学から、のべ30名以上の参加があり、今年度も多くの大学からの積極的な参加が見られた。また、07年度に全院協を脱退した立命館大学院生協議会が2012年度に再加盟を果たし、今年度は会議や要請行動への参加等を通して新たな関係性の強化が進展している。このような変化は、大学院生をめぐる様々な矛盾が限界に達しつつあることを反映して、現状を大学院生自身の力で打破していこうとする全国的なうねりを表現している。

本決議では、この間の情勢分析と合わせ、一年間の活動を総括し、来年度の活動への提

言を行なう。第 1 章では、現在の大学院・大学院生をめぐる情勢を分析し、それらに対する全院協の主張をまとめる。続いて、第 2 章において本年度（2014 年度）の活動を総括し、来年度（2015 年度）への提言を行う。

◆目次

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割-----	1
第 1 章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢-----	3
第 1 節 大学改革-----	4
第 2 節 就職問題-----	8
第 3 節 学費・奨学金-----	14
第 4 節 外国人留学生問題-----	21
第 5 節 海外の大学院-----	27
第 6 節 育児支援-----	36
第 2 章 2014 年度活動総括・2015 年度への提言-----	42
第 1 節 2014 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査-----	42
第 2 節 省庁・政党・議員要請-----	47
第 3 節 学生支援機構要請-----	60
第 4 節 文部科学省レクチャー-----	66
第 5 節 広報活動-----	71
第 6 節 カンパ活動・会計報告-----	77
第 7 節 他団体との連携-----	79
第 8 節 加盟校拡大-----	83
第 9 節 学校教育法反対運動-----	87
第 10 節 全院協の規約改定-----	94
2014 年度 全院協活動記録-----	98

第1章 現在の大学院・大学院生をめぐる情勢

近年の大学改革の中、大学院生は乏しい高等教育予算から派生する様々な困難にさらされている。重い学費負担と乏しい奨学金、学生に負担を強いる研究環境、拡充が遅々として進まない学生寮などはその一端である。

2013年度、日本の大学政策は大きな転換を迎えた。一方で、「国立大学改革プラン」¹「日本再興戦略」²などにおいて、大学改革を大きく進める方向に改めて舵をきったことが挙げられる。その中で特に、国立大学を巨大でグローバルな大学、全国的な教育研究大学、地域に根ざした大学に分化し、メリハリのある運営費交付金配分を実現すること、今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れること、2020年までに留学生を倍増（外国人留学生を14万人→30万人、日本人留学生を6万人→12万人）すること、人事・給与システムに年棒制を導入することなどが目指されている。これは、グローバル化や人事システムの改革といった大学改革を進んで実行する大学には重点的に予算を配分するということを意味する。

さらに、「教育再生実行会議」（詳細は第1節「大学改革」の項を参照されたい）などにおいて、学長のリーダーシップを強化すること、その学長の選考の在り方を変え、外部の意志を介入させることを目指していることも勘案すると、国立大学の運営を政府が主導できる形を作ろうという意図が見え隠れしている。学校教育法は、2014年6月に改定され、2015年4月からの施行に向けて、学内規則の見直しと大学の自治の破壊が着実に準備されている。全院協として、また院生という大学の一構成員として、この動向には注視していきたい。

他方、大きな世論の盛り上がりの中、「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」（詳細は第3節「学費・奨学金」の項を参照されたい）などの場において、学生の経済支援策を前向き・積極的に議論された点も特筆すべき点である。2012年9月11日に、国際人権A規約第13条2項(c)が留保撤回されたことがこの大きな変化の背景としてあることは強調したい。本条項では、高等教育の漸進的無償化、そしてそれを通じた高等教育の機会均等の実現を訴えている。現在、日本は異常な高学費と乏しい奨学金を同時に実現する有数の国となっている。今年度以降、学生・院生の経済的負担を軽減する流れが加速するよう、要請などの中で訴えたい。

本章では、日本の高等教育政策の中での大学・大学院生の位置づけについて分析を行う。第1節においては近年の大学改革の動向について概論的に述べる。第2節では大学院生の就職問題とその不安、第3節においては大学院生の経済実態及び奨学金が非常に乏しいこと、第4節では特に留学生の経済的実態・法的な整備が遅れていることについて述べる。第5節では、他国との比較という広い視野から、日本の高等教育政策について分析する。また今年度は、第6節に育児支援を新設し、その展開と問題点を指摘した。

¹ 文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/11/_icsFiles/afieldfile/2013/11/26/1341852_01_4.pdf) 参照、2014年3月12日確認。

² 首相官邸 HP (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf) 参照、2014年3月12日確認。

第1節 大学改革

第1項 大学改革の語義と目的

20世紀末から21世紀にかけての大学改革論は、国家公務員の1割削減を目指した2001年の中央省庁再編と同様の目的で設計され、同じ性格を有する。行財政改革による正規職員減らしである。これを産業界からの後押しでもって強力に進めるために、国立大学を「科学技術創造立国」に動員しようという計画も付帯された。小泉内閣の遠山敦子文科大臣は経済諮問会議に「大学（国立大学）の構造改革の方針」を提出し、「スクラップ・アンド・ビルドで活性化（再編統合の促進）」「新しい『国立大学法人』に早期移行（民間的発想の経営手法を導入）」「国公私『トップ30』を世界最高水準に育成（大学に第三者評価による競争原理を導入）」の3項目を唱えた。今日もなお大学改革の根幹要素である再統合と法人化、競争原理の導入による大学ランキング対策は、全て同時にしかも強権的に行われたものである。再統合や法人化を自由化の条件する欺瞞性は度々指摘されており、加えて、民間手法の導入によって基礎研究が後退しかねないという事態はかねてから危惧されていた。予算に関しても、法人化後の予算配分がどうなるかという確証を一切提示しないまま、反対運動を無視して法人化法案を強行採決し、後から国立大学法人にくだされた条件は、2003年2月には国立大学法人法案など関係6法案を国会に提出し、5月16日には衆議院本会議で、7月9日には参議院本会議で多くの付帯決議を付けた国立大学法人法など関係6法が成立、10月施行が決定され、全国の国立大学は2004年度4月より大学法人化した。

第2項 大学ガバナンス PA 論

大学ガバナンス改革とは、PA 論³に基づく PDCA サイクルである。Plan は改革目標、Do は改革の実践と重視研究、Check は評価、Action は補助金の配分にそれぞれ当てはまる。

学長の「リーダーシップ」論については、その語義に留意する必要がある。国立大学は法人化の際に、従来のように学長を学内の自治投票によって選出する制度を無用とし、少数者による「学長選考会議」が学長決定権を握ることとされた。かつての学長選挙は意向投票制度としてのみ残されたが、この意向投票には強制力はない。意向投票の結果が学長選考会議によって何の説明もなく反故にされ、意向投票の得票次点者が学長に任命された大学も既に出てきている。学長職は今や、教職員の意志で選出される代表者ではなく、少数の学内強者が任命する代理管理者と化している。

³ PA 論とは、Principal-Agent theory、すなわち主人・代理人論である。これは利潤追求企業における雇用者と労働者の関係が成立していない事業体に適用される説であり、公共サービスの権限を第三者機関へ移譲する際に伴われる社会関係概念として打ち出された新ガバナンス論である。ここでは主人の役割は資金の提供に最小限化されながら、代理人は主人の行うべきサービスの代替提供者として主人の意思に従属し、その期待効果を最大化させる関係が生まれる。主人は資金を有するが業務内容を知らず代理人は業務を熟知する情報の非対称性がありながら代理人は不平等な関係に甘んじるというように、金銭支配の統制に自由で対等な契約がもはや望めなくなる関係を成立させる。主人は代理人の業務を知らないが、労働内容为目标として提示しながら、代理人間の多様な競争を発生させ、主人基準でその競争を評価し、評価結果に基づいた資源の傾斜的再配分を決定する。このプロセスは主人が監視し、代理人は主人に対する説明責任を要請される。これは目標=Plan、業務=Do、評価=Check、資源の配分=Action の PDCA サイクルとして合理的に作用する。

PDCA サイクルは実際品質管理の基本である。しかし学長以下少数経営者の「リーダーシップ」や、教育再生会議・成長戦略のような政権の策定した指針に基づいて、学内外で予算が傾斜的に配分されるような、「品質」の定義を主人=行政府が決定できる非自発的な関係においては、違った効果を発揮する。

本来、大学は研究者・教育者としてのプロフェッションである点で、一般企業と比して特異な性質を有する。すなわち彼らの労働の本質は主人のためのものではない逸脱行動にあり、主人による評価は必然的に困難化する⁴。これに反して現在の大学ガバナンス改革論は、より現場に近い統括責任者を二次的な主人として位置づけ、より小規模な PA 関係を重層的に築く施策である。一次主人=政府・文科省、一次代理人=二次主人=学長以下法人経営者、代理人=教員とすることで、一次主人と二次主人=一次代理人の関係は直接的な金銭関係（予算配分）によって、二次主人と二次代理人の関係もまた直接的な金銭関係（給与、研究費）によって、連続性をとだえさせることなく、合理的な直接支配を隔々にまでいきわたらせる。この仕組みにより、大学というプロフェッションの負う社会的責任と権利としての研究活動の自由は、発露忠実に国家行政のレベルにまで持ち帰られ、逐一評価判断を仰ぐことになる。二重の PA 関係により逸脱行動が抑制されることで、大学は市民社会との関係ではなく、当座的な PA 関係を強化することを選択する⁵。

第3項 学校教育法および国立大学法人法の改定

2014 年頭、4 月 25 日に「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」が閣議決定された後、6 月 10 日には衆議院、同月 20 日には参議院のそれぞれ本会議で可決された。同法は 2015 年の 4 月 1 日より施行となる。

この法律は、大学ガバナンス改革における学長のリーダーシップ強化を目的として、教授会を「学長が決定するにあたり」「意見を述べる」だけの諮問機関に変容させるものである。意見を述べることができる対象も「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定され、それ以外で従来のような、教育研究費の配分、教員の業績評価・教員採用などの人事、学部長の選任、カリキュラムの編成や学部・学科の設置・廃止などについては、「教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めるもの」という但し書きがつけられる。学長の判断によって教授会は従来の役割を剥奪され、単なる学位授与の審査機関に矮小化される。そして大学改革において学長のリーダーシップが重要視されている現状では、ほぼ不可避免的にそれは実施されるだろう。さらに「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数は、現行の「二分の一以上」から「過半数」に変更される。これは「経営に関する重要事

⁴ 「人々は彼ら自身に関する仕事と利益とについて、政府よりも一層よく理解し、従って政府の為すところ或は政府の為すと期待されるところまでよりも、いっそう深くこれらのものに顧慮を払うべきである」と J・S・ミルが述べるように、代理人である大学教員は主人よりも労働=教育や学問について熟知し、その業務遂行の内発性は、主人から与えられるインセンティブではなく、研究課題それ自体への探求心と、教育・研究成果それ自体が内在化させる満足度に所以する。

⁵ 危機に直面している日本の大学 新自由主義と大学ガバナンス

2013 年 12 月 15 日第一版 合同出版 日本科学者会議大学問題委員会 編 pp.35-38

項」について、その帰趨を学外者に委ねるものである。

決議前後の約半年、大学関係者がつくる諸団体は相次いで声明発表や署名運動に取り組み、改定案への反対と撤回要求を表明してきた⁶。全院協も 5 月 31 日に事務局として臨時的に反対声明「〈声明〉学校教育法の改定案および国立大学法人法の改正案の廃案を要求する」を発表し、次いで 6 月 7 日の理事校会議で正式に声明を採択した。

全院協決議のこの法案の問題点について以下のように指摘し、反対を表している。

「本法案は教員集団の専門性と民主制を尊重し、真理の探究と社会の発展に寄与すべき大学の本来的なあり方を否定するものです。大学の教育・研究は、真理探究に向かう関心・熱意と研究・教育対象それ自身が提起する内発的課題に取り組む大学構成員の総体として成立します。したがって、教職員の信頼と活力を欠いたままでは、学長は真のリーダーシップを発揮することはできません。

わが国においては戦後、憲法第 23 条に規定された「学問の自由」のもとで「大学の自治」を保障するために、学校教育法第 93 条の教授会規定が設けられました。大学の自治は、「大学の学長は教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」ことを含むと最高裁によって判示されています。全院協は、教授自治はもちろんのこと、大学自治が教授自治のみならず、大学院生を含む全構成員自治の理想を追求すべきだと考えます。

全院協は、法案に断固反対し、法案がもつ危険性、すなわち真理を学び・研究する権利を侵害すること、そして日本における私たち次世代の研究者・教育者育成に深刻な影響を与えるという危険性、を広く国民と共有し、国会審議を通じてこの法案を廃案にさせるために運動します。その過程において、大学の自治が全構成員自治の理想を追求すべきであること、学問の自由を守るためには大学自治を根幹とする大学制度が必要であることについて、改めて大学の内外で広く議論を深めるとともに、大学が国民の共有の財産であることを自覚し、そのために力を尽くすことをあわせて宣言します。」

第 4 項 2014 年度収入・運営費交付金の状況

2014 年度の国立大学法人の予算収入は、運営費交付金が 1 兆 1123 億円（45.3%）、自己収入等が 1 兆 3410 億円（54.7%）であり、自己収入の内訳は、授業料及び入学検定料が 3682 億円（15.0%）、附属病院収入が 9486 億円（38.7%）、雑収入が 242 億円（1%）となっている。

2014 年度の運営費交付金は 1 兆 1122 億 6800 万円が組まれ、2013 年度に比べて 330 億 8200 万円の増額となった⁷。上位と下位の格差は依然強固であり、上位 10 大学（東京、京都、東北、大阪、九州、筑波、北海道、名古屋、広島、東京工業）が 4253 億 2300 万円（41.4%）を占め、東京大学だけで 811 億円 2600 万円（7.9%）を獲得している。

⁶ その一覧は下記のウェブサイトがよくまとまっている。

全国国公立大学の事件情報 学校教育法改正関連のページ 2014 年 7 月

<http://university.main.jp/blog/gakkoukyouikuhoukaisei.htm>

⁷ これは東日本大震災の復興財源を確保するという名目で成立した国家公務員の給与改定臨時特例法にあわせた予算削減が終了したためであるが、一方で復興関連事業として 324 億円が交付されていた。2013 年度限りの増額・減額措置を度外視しても、2014 年は 2013 年に比べて 26 億円の純増となっている。

交付金が純増したとはいえ、それは大学改革の推進剤として傾斜的に配分されるものであり、その動向については年度を跨いで注視しなければならない。国立大学の機能強化予算 77 億円が新規に組まれていることがそれを如実に表している。この機能強化予算は、第 2 期中期目標・計画（2012 年～2017 年）において国立大学の区別的な支援に先鞭をつけるために設定されたものであり、教育研究組織の再編成、人事・給与システムの弾力、年俸制の本格的な導入を目指す大学に対して配分する。世界水準の教育研究活動の飛躍的充実を見込める 12 大学（北海道、東北、群馬、筑波、東京、東京医科歯科、東京農工、名古屋、京都、京都工芸繊維、大阪、九州）、各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大等に取り組む 6 大学（秋田、福島、東京工業、一橋、福井、長崎）に対して、予算を重点的に配分する。2014 年度分は 68 国立大学が重点配分の対象から漏れたが、文部科学省幹部は朝日新聞の取材に対して「18 大学を選んだのは、高い水準の取り組みなら国もしっかり応援するという、ほかの国立大へのメッセージでもある」と話しており、2015 年度も準備が整えば配分するとしている。具体的な形で文科省の想定する「自主的な制度改革」とその返礼が示された、大学単位では初めての事例であり、これまでは研究力を基準としていた予算の獲得が、経営法人の姿勢によっても左右されることを意味する。今後は、学園に対して強権的な態度で臨める経営陣であるほど予算を獲得できる良い経営者として歓迎される、トップダウンに随うような学内意識の形成が危惧される。

運営費交付金とは別に、大学改革推進事業として国立大学改革強化推進補助金が前年度から 2 億円減の 138 億円、国立大学改革基盤強化促進費が前年度 3 億円増の 48 億円を計上している。これと国立大学法人運営費交付金をあわせた合計額は 1 兆 1308 億 6800 万円となり、前年度より 331 億 8200 万円増となっている⁸。

⁸旺文社 教育情報センター 平成 26 年 5 月
http://eic.obunsha.co.jp/resource/pdf/educational_info/2014/0516.pdf

第2節 就職問題

今年度のアンケートでは過去最高枚数を収集することができたが、その中にも就職に関する院生の切実な実態・声があった。十数年にわたる雇用改革・大学改革の延長線上に位置づく形で、安倍政権発足後、大胆な規制緩和を中心とした政策の展開により、雇用情勢等も大きく変わってきたと言える。本決議では大学院生の声を中心として問題点を指摘するとともに、政府の政策と関連付けて振り返り考察していく。さらには、多くの大学院生の声にこたえるべく、今後は幅広い分野も視野に入れて活動するべきである。それに際し、2015年度に向けた提言を行う。

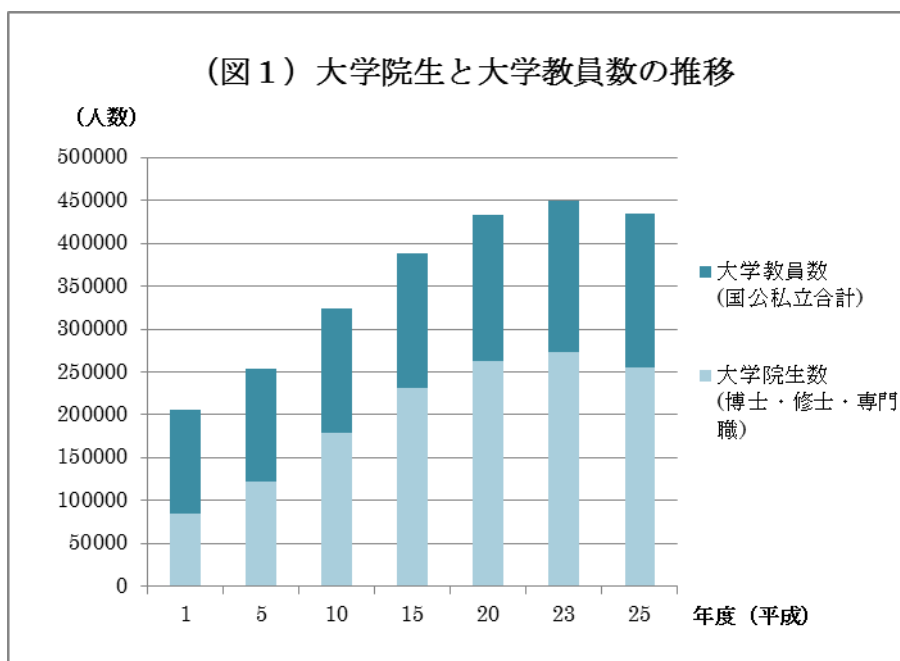
第1項 大学院生の就職状況

平成に入ると大学院生の数は年々増加し、特に理系においては院進学が一般的になりつつある。しかし、大学院を修了し、専門性を得た人材に対して十分な社会の需要があるかが重要なポイントとなる。アンケートでは大学院での研究・生活上および将来の懸念事項として、実に55.2%もの院生が就職状況をあげていた。自身の将来の生活等に大きく関わるため、最も大きな関心事の一つともいえる。大学院生の就職に関しては、主にアカデミックポスト、一般企業、専門職などがあげられるが、その中でも特に回答者の割合の大きかったアカデミックポストの状況から見ていきたい。

1) アカデミックポストをめぐって

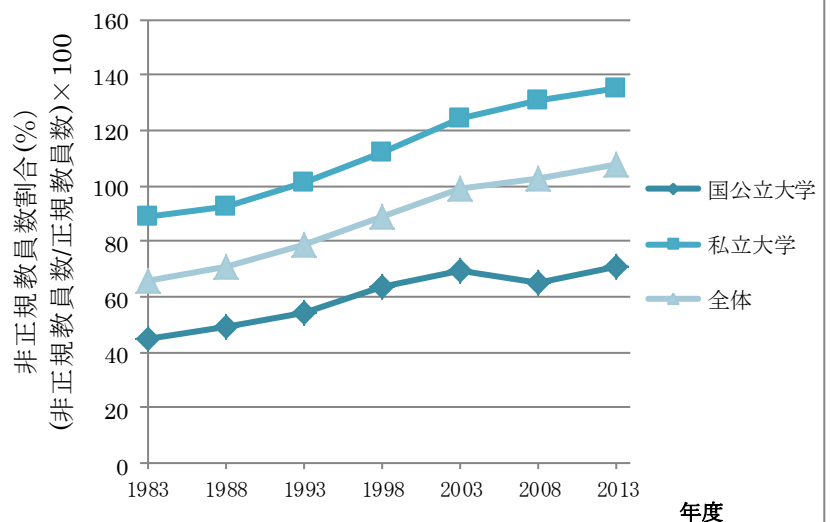
大学院重点化といった近年の政府の政策により、大学院の大学院生の数は大きく増員したにもかかわらず、大学教員のポストはあまり増加していない（図1参照）。平成に入り、大学院生数は、ピーク時の平成23年度には27万人程度在籍していた。現在は減少こそしたものの、25万5千人程の学生が在籍している。一方、アカデミックポストのいわゆる大学教員数は大きくは変動していないが、大学院生の増加数と比較すると、まだ十分とは言えないと推測できる。

また、教員の中にも安定した雇用が減少してきている。現在は終身雇用の形態で雇われる教員数は減り、テニユアトラック（一定期間内に成



果を残した場合終身雇用制に置き換わる)や、特任教員(ある期限付きのプロジェクトに従事するために雇われる)、非常勤講師等への転換も進んでいると考えられる。(図2)⁹をしてみると当初は正規雇用の教員が多く存在していたが、私立大では1993年に、大学全体では、2005年に非正規雇用の教員が、正規雇用教員の数を上回った。現在も国公立問わず全体的に非正規雇用教員の数は増加し続けていると

(図2)非正規大学教員数割合(%)



言えるが、安定した雇用を実現するために、大学運営費交付金・補助金等の支援を国はさらに充実させる必要がある。

アカデミックポストに就けるものがある一方、そこにあぶれた場合の雇用先は保障されおらず、大学の支援も十分とは言えない。この点については後述するが、政府は過当な競争下に院生を置くことで、科学技術の発展につなげようと試みる。その一方、一部の院生を除きその競争に敗れた者はいわば使い捨てにされ、大きな不利益を被る。以上のような不差別が現在では当たり前のようにまかり通っているが、これがアカデミックポストを目指すことへのリスクを増大させると同時に、院生の不安を抱かせる要因となっていると言える。

また、アンケートでは失業・雇止めについても、博士課程以上の院生の2割以上が懸念事項としてあげている。安倍政権に代わってからは、大胆な規制緩和政策が多くなされ、院生の雇用にも影響が及ぶものが少なくない。まず特筆すべきは、雇用契約法の改正である。今回の改正の重要なポイントは、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルール¹⁰というもので、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、労働者が安心して働き続けることができるようにするため、とされている。アカデミックポストの場合は大学の非常勤教員がこれに当てはまるが、実際は法改正が裏目に出る結果となっている。複数の大学において、大学当局が意図的に無期雇用に転換させないために、契約を5年に達する前に打ち切ることが強行されている¹¹。

⁹ 「学校基本調査 政府統計の総合窓口」

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001015843>, 2014.3.11) より筆者作成。

¹⁰ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisai/index.html

¹¹ 林克明, 2014, 『ブラック大学早稲田』 同時代社。

実際に早稲田大学では非常勤講師を5年雇い止めにする等、正式な手続きを経ず無期雇用に転換させないようにするなどして、訴訟にまで発展した。しかし、大学側の主張からは、経営上の都合から、そうせざるを得ないという事情も見て取れる。近年は政府からの大学交付金や補助金の額は十分とは言えず、その影響からそのような雇用情勢にせざるを得ない都合もあると一部同情もできなくはない。大元をたどれば、政府による高等教育予算削減の影響が間接的にアカデミックポストの雇用を脅かすまでになったといえる。このような資金が比較的潤沢で大きな私立総合大学でも雇用問題が取り上げられる中、今後さらにその問題は全国の各大学でも広がっていくと予想でき、早急に対策を講じなければアカデミックポストの就職のみならず、院生の教育環境の荒廃にもつながりかねない。

2) 一般就職をめぐる

次に一般就職について。平成25年度の就職率は修士課程で81.9%、博士課程で66.9%と依然として高いとは言えない数字である¹²。アカデミックポストでは雇止め等が問題視されているが、一般企業も例外ではない。多数の会議において大体な規制緩和や改革が言及され、これから大きく状況が動く可能性が高い。その中の1つの産業競争力会議では、国家戦略特区の構想が示された。国家戦略特区は、「日本の経済を大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」¹³としている。つまりその地域において、企業がグローバルに活動を展開しやすいよう特区を設け、さらには雇用に関する特例を適用しようというもののだが、この中で述べられていた、「高度な専門的知識等を有している比較的高収入の者」の雇用に関して例外的な処置を検討しているという。専門的知識を有している者とは大学院生や専門職大学院を出た人物をさすと言われており、有期雇用の柔軟で多様な働き方を可能とする。政府は有期雇用のプロジェクト単位での雇用ニーズにも応えられるよう雇用期間の在り方などについて全国規模の規制改革を行うとしているが、院生の不安定な雇用を加速しかねない。これは構想の段階で事実上見送りとなったが、大学院生が直接的に規制緩和の対象とみなされたことは注目すべき点であり、今後も注視が必要であろう。

第2項 博士課程進学を躊躇させる就職不安

大学院生の就職不安は、高等教育市場における労働市場・研究環境の未整備の帰結として理解すべきであろう。上記、労働契約法改定と、研究開発力強化法(これについては、海外の大学院の項も併せて参照されたい)によってもたらされた研究者への雇い止めの可能性

¹² 学校基本調査 政府統計の総合窓口 より
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001051740&cycleCode=0&requestSender=dsearch 2014.3.11

¹³ 首相官邸 HP「国家戦略特別区域基本方針」より
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/kihonhoushin.pdf>) 2014年3月11日確認。

の増大¹⁴は、以下に見るような、大学院生のライフコースと併せた就職不安の一形態として理解されるべきであろうと思われる。

2014 年の中教審の会議における配布資料、『博士課程学生の経済的支援状況と進路実態に係る調査研究』では、以下の事実が示された¹⁵。2012 年度の時点での博士課程在籍者 73975 人うち修了者 15592 人に対するアンケートでは、全体で、就職率は 7 割で、一時的な仕事と不詳・死亡が 15%を占めた。博士課程修了者の雇用形態は、非正規が 4 人に 1 人となっており、人文科学／理学では 4 割以上が非正規となっている。

多くの博士課程修了者はポストドクターへとキャリアを進めるとされている。博士課程修了者（論文博士とは必ずしも一致しない）および非常勤教員を対象としたある調査¹⁶では、30 代が 70.6%、高齢になるほど女性比率が高まることが示されている。驚くべきことに、正規職移行率は 6.3%であり、正規職への移行が困難であることが見て取れる。別の調査¹⁷でも、ポストドクターを雇う財源について、競争的資金など外部資金が 42%、運営費交付金や私学助成などが 33%であり、競争的資金によってポストドクが雇われていることが見て取れる。先ほどの調査同様、30 代が 6 割と、30 代が大半をしめるが、女性の高年齢傾向すなわち年齢が高くなるほど女性の割合も増えることが示されている。ポストドク前の職業は博士課程生が 3 割・ポストドクが 35%、ポストドク後は継続が 8 割・大学教員は 7%であり、ポストドクターに「滞留」している様子が見て取れる。

しかし、当然研究者がポストドクターのままでいつづける可能性はそれほど高くない。ここから、一方では正規教員へ、他方では非常勤講師へと、雇用の階層が分化することから、両方のデータを確認しておきたい。

非常勤講師を中心とする非常勤講師組合によるアンケートでは、2007 年に以下の調査結果が示された¹⁸。専業非常勤 595 名を含む、1006 名の大学教員へのアンケート(分析の中心は非常勤講師)であり、平均年齢 45.3 歳、平均経験年数は 11 年であった。このように経験が豊富な構成であるが、平均年収は 306 万円、44%の人が 250 万円未満で、生活はもとよ

¹⁴ 国内若手研究者ネットワークによる「改正労働契約法に関するアンケート報告」では、研究者 1816 人を対象に①改正労働契約法の普及率②自身や周囲に及ぼす影響③その自由記述を中心とした調査の報告がなされていて、それによれば、「大きな影響がある」50%、「多少の影響がある」29%で、今年度より施行の当該法についての影響は決して少なくないことが見て取れる。<http://www.youngacademy-japan.org/network/201310-questionnaire> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

¹⁵ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/08/11/1350539_02.pdf (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

¹⁶ 小林淑恵・渡辺その子、2014、『ポストドクターの正規職への移行に関する研究』科学技術・学術政策研究所。<http://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/NISTEP-DP106Fullj.pdf> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

¹⁷ 科学技術政策研究所、2010、『ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査——2007 年度・2008 年度実績』。<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat182j/pdf/mat182j.pdf> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

¹⁸ <http://www.hijokin.org/en2007/0.html> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

り研究するのに十分な賃金とはいいがたい。これに加えて、授業／研究関連の支出は年 27 万円であるが、公費補助は正規教員 39 万円であるのに対して 1.4 万円にとどまり、自費負担が多いことが見て取れる。平均担当コマ数は週 9.2 コマであり、正規教員は 3.1 コマの 3 倍に近い。雇い止め経験のある専業非常勤講師は 50% であり、こうした状態から、非常勤講師の低賃金・雇用不安・研究条件の未整備が見て取れる。

このように見てくると、正規教員は持ちコマが少なく、いわば研究者として「あがり」のような認識も生まれるかもしれないが、それは不正確な理解であろう。非常勤の不安定性と対照的に、正規教員には多忙化が問題となっているからである。科学技術政策研究所の『減少する大学教員の研究時間』¹⁹では、教員と博士課程生を対象として、教員活動を「研究」「教育」「社会サービス」「その他」の 4 つに分類して、2002 年と 2008 年の比較分析を行ったものである。結論としては、全大学で研究時間は減り、教育／社会サービス／その他が増加している。なぜ減ったのか／どう減ったのかについてであるが、研究時間は 2002 年 47.5% から 2008 年 36.1% と減少しているのに対して、他の部分が相対的に増加したため、総作業時間は増加していることが示されている。ただこの結果には留意が必要で、論文シェア数別の総作業時間／研究時間には階層性がある、ということである。日本の論文シェア数は、12.5% 増加(96→02 年)に比して、4.7% 増(02→08 年)にとどまっているが、論文シェアが多い順番に大学を 4 つにクラスター化すると、シェア数が多い大学の研究時間鈍化が一番少なく、シェア数が少ない大学の研究時間の減少幅がもっとも大きい。ポストドクターや博士課程は増加したものの、教員マンパワーは実質的に減少ことと併せて考えると、また、教育時間の増加の要因（補修／習熟度別の授業、ファカルティデベロップメント）や社会サービス時間の増加の要因（出張授業／公開講座）も併せて考えると、大学の社会的要請の違い／大学改革への対応の違いが、個々の研究者の自由な研究時間を圧迫しており、また総じて、多忙化をもたらしていることが見て取れる。

第 3 項 専門職大学院制度をめぐって

次に専門職大学院制度について、特に動きのあった法科大学院制度について述べてゆく。法科大学院制度の改革は 2002 年に閣議決定した「司法制度改革推進計画²⁰」に端を発し、法曹の質を維持しつつ、法曹人口拡大の要請にこたえるための新しい法曹養成制度として行われた。当初、法科大学院の課程を修了したもののうち相当数が新司法試験に合格でき（5 年以内に 3 回受験資格することを累計し）、単年度の合格者数は 3000 人程度とするとした。実際に当初は法科大学院が 74 校設置され、定員も約 5800 人となったが、後に大阪学院大学等をはじめとして法科大学院の募集停止を発表、ついには国立である島根大学と

¹⁹ <http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/dis080j/pdf/dis080j.pdf>
(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²⁰ 首相官邸 HP 司法制度改革推進計画 より

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/keikaku/020319keikaku.html> 2014.3.14

信州大学でも募集が停止された。これは、都市部における学生集中・法科大学院の設置数過多・院生数の減少・新司法試験合格率の低迷などが考えられる。

また、今年6月、政府の法曹養成制度検討会議では、新司法試験合格者を年間3000人とする政府目標の撤回と、司法試験の受験回数制限は5年で3回から、5年で5回までに緩和する等の内容を盛り込んだ提言をまとめ、後に閣議決定された。今後法科大学院生・法科大学院修了生を中心に混乱が広がるであろう。多くの院生の人生に悪影響を及ぼす政策ミスは許されるものではない。

この新司法試験に3回失敗したものは、事実上30歳前後で無職・職歴なしの状態となる（また法曹を目指す場合は再度法科大学院に入学・終了して試験を受け合格する必要がある）。さらに、法科大学院では長い修了期間と高学費のために、奨学金等を多く受給していることも考えられ、問題視されている。このような流れもあってか、全体の法科大学院入学者数も年々減少傾向にあり、またすでに法科大学院に入学している者にとっては大きな影響が及ぶことは言うまでもない。法曹にあぶれたものの就職先も確保されているわけでもなく、明らかに政府の失態と言わざるを得ない。

以上のように年間を通し、大学院生の就職問題は多岐にわたっているが、単純なものから複雑なものまで幅広く存在する。これらの問題は結果的に他の問題、特に奨学金問題と関連しているといえる。現在奨学金は貸与制が7割存在し、返済困難者も増加の一途をたどっている。これは就職状況が悪化し、収入のめどが立たないために起きている可能性が高い。つまり、奨学金問題の解決には就職状況の改善が必要不可欠であり、包括的にとらえて活動していくべきである（詳細は第1章3項「学費・奨学金」の項で議論する）。

まとめ

今年度のアンケートからは、就職問題の一部を取り上げ調査することができた。しかし、それ以外にも問題は多く存在する——非正規雇用率・雇用機会均等・失業率・雇用環境・賃金格差等である。これらの内容は2015年度のアンケート内容にも盛り込み、幅広く調査し、多くの大学院生の切実な声に寄り添えるように最大限努力することとする。そして最終的には、厚生労働省に要請に行き、国政にその声を反映できるようにすることを目指したい。

第3節 学費・奨学金

第1項 大学院生の学費負担の実態

大学院の初年度納付金は現在、国立大学で 83.5 万円²¹、公立大学平均が 81.9 万円（地域内進学）、90.4 万円（地域外進学）²²、私立大学の平均が 105.2 万円（修士）と 88.9 万円（博士）、155.7 万円（専門職学位課程）²³である。日本学生支援機構（以下、機構）の「平成 24 年度学生生活調査」²⁴によると、大学院生の支出に占める学費と生活費は、それぞれ 78.8 万円と 94.7 万円（修士課程平均）、72.0 万円と 139.9 万円（博士課程平均）であり、支出に占める学費の割合の高さがうかがえる。特に、修学費・課外活動費・通学費が修士課程平均で 15.1 万円であるのに対して博士課程では 24.2 万円と、授業料以外の就学に必要な費用が重い。安定した収入の無いことが多い大学院生にとって、それを賄う手段は乏しい。同調査によると、大学院生の収入に占めるアルバイトと奨学金の割合はそれぞれ、14.4%と 29.0%（修士課程）、21.6%と 38.3%（博士課程）となっている。

全院協の「アンケート」では、52.6%がアルバイトに従事しており、91.0%が目的は「生活費あるいは学費（研究費）を賄うため」と回答した。こうした院生の経済的負担は研究に実際に支障をきたしており、「アンケート」では 59.8%が収入の不足によって研究に何らかの影響を受けており、具体的には「研究の資料・書籍を購入できない」「調査にいけない」「学会・研究会にいけない」との回答が多い。また 57.4%が研究時間を十分に確保できていないとして、その理由に 25.5%がアルバイトを挙げている。

第2項 奨学金利用の現状

今日、何らかの奨学金を受給している大学院生の多くが日本学生支援機構の奨学生である。上述の「平成 24 年度学生生活調査」によると、奨学金受給者の割合は、修士課程で 60.5%、博士課程で 66.2%である。「JASSO 年報」²⁵によると、平成 25 年度の新規大学院奨学生採用者数は第一種奨学金（第一種）が 31182 人、第二種奨学金（第二種）が 8109 人である。修

²¹ 文部科学省「平成 22 年度国立大学の授業料、入学金及び検定料の調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1293385.htm (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²² 文部科学省「平成 25 年度学生納付金調査結果」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/07/30/1284481_04_1.pdf
(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²³ 文部科学省「私立大学などの平成 24 年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1332348.htm (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²⁴ 日本学生支援機構「平成 24 年度学生生活調査について」
http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/12.html (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²⁵ 日本学生支援機構「JASSO 年報平成 25 年度」
http://www.jasso.go.jp/statistics/annual_report/documents/annrep13_1.pdf (2015 年 3 月 20 日最終閲覧)

士課程では第一種が 27689 人、第二種が 7783 人であり、博士課程ではそれぞれ 3493 人、326 人である。アンケート報告書によれば、経験者含む利用者は過半数を超えており、その借入総額は、500 万円以上が 25%である。

一方、奨学金の延滞者は深刻な状況に陥っている。機構の「平成 24 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」²⁶によれば、無延滞者では年収 200 万円未満が 20.2%であるのに対して、大学院で借りた奨学金の延滞が3ヶ月以上続く延滞者では年収 200 万円未満が 45.3%、400 万円未満が 74.9%という低所得である。このように、延滞者の多くが低所得のため奨学金を返したくても返せない苦しい状況にある。低所得の背景には就職難や不安定雇用の増加が考えられるが、経済環境の変化によって機構の貸与制奨学金は利用者に大きなリスクを背負わせる制度になっている。したがって、返還延滞の問題は利用者個人の自己責任に帰結されるべきではなく、社会全体の問題として認識されるべきである。

第 3 項 奨学金制度の現状

近年の機構の奨学金制度の変化は、以下の通りである。

第一に、従来の返還免除規定の廃止である。2004 年に日本育英会等が日本学生支援機構に改編される際、従来の「免除職」への就職を条件とした返還免除条件が廃止され、代わりに「特に優れた業績による返還免除」規定が作られた。新規定においては、免除の明確な基準は与えられず、各大学が「優れた業績」を判断することになっている。2014 年の結果は、31584 人の貸与終了者のうち、全額免除は全体の 10%(3156 人)、半額免除は全体の 20%(6316 人)と、免除率は到底十分とはいえない²⁷。また、そもそも有利子である第 2 種奨学金は、免除の対象から外されている。なお、5 年を限度として傷病や失業、経済的困難を理由とした返済猶予の規定があり、2014 年度予算においてそれを 10 年に延ばすとされた。しかし、両制度とも返済そのものの免除や減額は認めておらず、既に述べたような就職難、院生の総貸与額の問題に鑑みても、10 年の期間で貸与者が返済可能な経済状況に至るとは考え難い。後述の所得連動返済型奨学金の拡充が求められるだろう。

第二に、機関保証制度の導入である。2004 年から、保証人を立てることが困難な者でも保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料をおさめることで奨学金を利用することができる機関保証制度が導入された。これによって、利用者の利用可能性が一定高まったとも言えるが、とはいえ、保証料は第 1 種の修士課程（貸与月額 13 万円の場合）で月々 7,101 円、博士課程（同 13 万円）で月々 7,684 円と高額である²⁸。機関保証を担う日本国際教育支援協会によれば、返済が困難な場合になされる代位返済額は総額として増加傾向に

²⁶ 日本学生支援機構「平成 24 年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」
http://www.jasso.go.jp/statistics/zokusei_chosa/documents/h24zokuseichosakekka_shousai.pdf (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

²⁷ 日本学生支援機構「平成 25 年度認定結果の概要」
<http://www.jasso.go.jp/menjyo/shinmenjyo/gaiyou.html> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧)

²⁸ 日本学生支援機構 HP <http://www.jasso.go.jp/kihanhoshou/kihanhoshou.html> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

あり、またそれを利用した人は 300 万円未満が過半の低所得、失業を含む不安定就労層も 4 割ほどを占める²⁹。こうした、「返さない」ではなく「返せない」層に対して、一部悪辣な手法を用いた債権回収についての批判も存在する³⁰。

第三に、「ブラックリスト化」問題である。2008 年 12 月、機構は返済促進策の一環として、3 ヶ月以上の延滞者を個人信用情報機関³¹（以下、個信）に登録することを発表し、2009 年度以降機構の奨学生として採用される際には同意書の提出を義務付けた。奨学金を返還する者が、返還開始後 6 ヶ月経過時点で延滞 3 カ月以上となった場合、個信に個人情報を登録される。ブラックリスト化された場合、住宅ローンやクレジットカード等、生活・仕事に必須な最低限の資金も通常の金融機関から調達できなくなるおそれがある。また、一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても完了後 5 年間は登録されたままである。文科省や機構は「延滞者の多重債務を防ぐ、教育的措置」としているが、ブラックリスト化は事実上経済的困窮者への制裁措置となっている。また「アンケート調査」では、博士課程の 36.3%が「将来への不安が増加した」と回答し、全体の 38.6%が何かしらの影響を受けたと答えており、その一部には、ブラックリスト化が経済的に困難な学生の奨学金利用を躊躇させていることが含まれる。

第四に、所得連動返済型奨学金制度の創設である。家計支持者の所得金額（父母が共働きの場合は合算額）が、年間 300 万円以下となる場合、返還期限を猶予するという制度である³²。しかし、本制度は学生の第一種奨学生にのみ適用されており、第二種奨学生や大学院生には適用されていない。2014 年 2 月 10 日に行った学生支援機構要請の中で機構の示した資料によると、2012 年度卒業生の第一種奨学生 92098 人中 25300 人と、4 人に 1 人以上が利用しており、この制度の重要性を端的に示している。また、詳細は要請行動の節を参照されたいが、文部科学省の議論においては、マイナンバーを前提にしつつ、第二種奨学生にも大学院奨学生にも適用を拡大するという指摘がなされており、これからの本制度の拡充が求められる。

²⁹ 日本国際教育支援協会，2011，「機関保証事業説明資料」
http://www.jasso.go.jp/saiyou/documents/04_jigyouseitumei23_1.pdf (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

³⁰ 三宅勝久，2014，「「奨学金」返還緩和策に重大な欠陥発覚 機関保証団体「日本国際教育支援協会」通じて 300 万円＋延滞金 10%一括請求の野蛮」
<http://www.mynewsjapan.com/reports/2010> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧)

³¹ 個信とはもともと、銀行等が申込者に対して貸付等を行なうかどうかを判断し、過剰融資の防止を目的に設立された機関である。銀行等から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットカードに関する情報である契約内容、利益状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、銀行等からの照会に対し信用情報を提供する業務を行なう。ブラックリスト化のため、機構も会員として個信に加盟した。

³² 日本学生支援機構「所得連動返還型無利子奨学金制度」
<http://www.jasso.go.jp/saiyou/syotokurendo.html> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧)

第4項 政治情勢

こうした制度の状況を規定する、2014年度の政治情勢の変化はどのようなものであったか。2012年に国際人権規約が留保撤回されたことにより、高等教育の漸進的無償化が政府の責任となったことは、奨学金制度の改善や拡充を求める団体が広く運動を展開し、世論が盛り上がったことがその背景にある。

(1) 学生の経済的支援の在り方に関する検討会

近年の政策を主導した、有識者会議「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」³³が開かれ、一年を通して学生の経済的支援について前向きに議論が交わされた点を取り上げたい。本検討会は2013年4月25日に第一回会議を開催し、以降、1年半近くの間で13回にわたって会議が設けられ、2013年8月30日には中間まとめ³⁴が発表され、2014年8月29日に「学生の経済的支援の在り方について」まとめ(以下、最終まとめ)³⁵が出された。

この議論の総括には、奨学金の会より総括的見解が示されている³⁶ため、それを参照しつつ整理することにしたい。

第一に、文部科学省の中では、給付型奨学金の創設の機運およびその前提としての不安定な社会情勢への積極的認識が、確かに高まっている。今回のまとめでは、「はじめに」で日本の高等教育への「公財政負担割合が約30%にとどまって」と指摘すると、第1章では学生の経済負担が重く、15～34歳の非正規雇用労働者が2013年533万人(前年比117万人増)と急増し、高等教育機関を卒業した30代から50代の3分の1が年収300万円以下という事実を記述した。第2章では憲法及び教育基本法、さらに2012年9月に留保を撤回した国際人権規約、中等・高等教育の無償化の観点から「学生等の学びを社会全体で支える」べきだと強調した。この論旨をたどれば「卒業後の安定した収入」を前提にした貸与制ではなく、国際的潮流である無償化の方向が示されるはずであるが、第3章になると現状の制度の枠の中で改善策を検討し、唯一具体的に時間を区切り達成を求めている課題が、マイナンバー制度導入を前提にした所得連動型奨学金なのであり、給付型奨学金はまたも今後の課題とされた。

そして第二に、中間まとめから最終まとめにおいて、論点が後退したという点である。

³³ 文部科学省「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/index.htm (2015年3月20日最終閲覧。)

³⁴ 学生への経済的支援の在り方に関する検討会、2014、「学生への経済的支援の在り方について(中間まとめ)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339290_01.pdf (2015年3月20日最終閲覧)

³⁵ 学生への経済的支援の在り方に関する検討会、2015、「学生への経済的支援の在り方について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gaiyou/_icsFiles/afieldfile/2014/09/22/1352044_01.pdf (2015年3月20日最終閲覧)

³⁶ 奨学金の会、2015、「「経済支援の在り方」まとめに対する見解」

<http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/gazo/20140805kenkai.pdf> (2015年3月20日最終閲覧)

第一に、中間まとめでは「所得に応じた月額の返還方式(経済的困難度に応じた「免除」も含む)」(5 ページ)という文言が、最終まとめでは「所得に応じた月額の返還方式(所得連動型奨学金。所得が一定額に達するまでは、返還を猶予)」(8 ページ)という表現に改められている。これによって、免除(の拡大)を抑制することをやめ、代替として所得連動型奨学金が積極的に位置づけられているといえる。もちろん、所得連動型奨学金は返済者の負担軽減にも資する面があるため、一概に否定的評価を与えればよいというものではないが、少なくとも免除というこれまでとられていた形態に関しては劣位する手法と認識されている。

また第二に、中間まとめでは「無利子奨学金の拡充(有利子から無利子へ)」(7 ページ)とされ、これまで数年継続している有利子から無利子への切り替えが、最終まとめでは記述がなされていない。もちろんこれは、2015 年度の予算に反映されているために一定達成されたから記述の必要性が相対的に希薄になったともいえるが、とはいえ、あくまで有利子奨学金は無利子奨学金の補完措置である以上、利用額のうえでも利用者の上でも 4 分の 3 ほどを占める有利子が無利子に切り替えていくことは、公的財政の下、着実に進められなければならない。

第三に、中間まとめでは「特に経済的困難層(児童養護施設に入所している者、生活保護世帯等)で優秀な層に対する給付的支援・卒業時の返還時の返還免除について……対象や分野を検討」(8 ページ)とされていたものが、最終まとめでは、表現が削除されている。資料を PDF 検索する限り、最終まとめでは「経済的困難」という表現が出現しておらず、明らかに経済的困難層への姿勢が後退している。

第四に、中間まとめでは「現行制度では返還免除の可否が課程修了時まで不明であること、大学の学士課程段階については返還免除がないことといった経済的な不安感が大きい点に留意」(11 ページ)とされていたものが、最終まとめでは記述されていない。ただこれは、上記にすでに指摘したように、数年の準備期間をもって博士課程入学時に返還免除の可否を示すことを要請にて確認している。現時点で分かる範囲では、博士課程生は全利用者のごく一部であるから、これを修士課程生・学部生にも可能な限り拡大していくことが望ましい。

また、その他の学生の経済的支援策の拡充についても議論が行われている。実際、2014 年度予算においては様々な奨学金制度の改善³⁷が見られている。「真に困窮している奨学金返還者の救済」を掲げ、4 月 1 日から以下のような具体化がなされた。

1. 延滞金の賦課率の引き下げ

2014 年 4 月以降に発生する延滞金の賦課率を年 10%から 5%に引き下げた

2. 返還期限猶予制度の適用年数の延長

返還期限猶予制度を適用できる年数を通算 5 年から通算 10 年に延長した

3. 減額返還制度及び返還期限猶予制度の基準の緩和

「経済困難」事由の収入基準額(給与所得者は年間収入 300 万円(給与所得者以外は年間所

³⁷ 日本学生支援機構, 2015, 「新しい制度・変更点のご案内」

<http://www.jasso.go.jp/henkou/index.html> (2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

得 200 万円)) を超える場合でも、特別な支出を控除して収入基準額以下となる場合は、減額返還制度及び返還期限猶予を申請することができる

4. 延滞者への返還期限猶予の適用

延滞者であっても、現在、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、現在の猶予と同時に申請することで、延滞期間のうち猶予事由に該当する期間について返還期限猶予を適用する

(2)抑圧の多様な形態

こうした議論は、おそらく有識者会議のものだけではない。文科省レクチャーの節にて言及したが、文部科学省自体は、少なくとも文言レベルでは教育政策の後退を認めないが、その内部の有識者会議でさえこうした状況である。そしてその後退を、より積極的に推進しようとする政治勢力は、内閣府／財務省である。授業料引き上げ・寄付金の積極化などをはじめとして、大学の自己収入を高めることを称揚しているが、これには財政難を前提とした大学予算の切り下げが背景にあり、その切り下げによって奨学金制度が拡充することとはあり得ない。

また、学校教育法の節にて言及しているが、奨学金にかかわって軍事・安全保障に関する議論があった。奨学金の会³⁸においても、また東京新聞³⁹においても批判がなされているが、上記有識者会議第 11 回会議では、前原金一(経済同友会副代表幹事・専務理事)が、延滞者を就職あっせんとして防衛省をはじめとするインターンシップを提言している。これは貧困層を徴兵に活用するという意味で、経済的徴兵制と呼ばれる。いうまでもなく、これは職業選択の自由を妨げているのみならず、経済的に困窮した層を徴兵へと駆り立てるという意味でも批判がなされねばなるまい。

さらに延滞制度にかかわって、奨学金を各大学別に返還率を公表するというのが 2016 年度からはじまるとされた⁴⁰。奨学金返還率を大学別に公表することで、大学側から利用者や延滞者に回収を意識・実施させるように取り組ませるとというのが主旨であるが、当然それを公表されるというのは大学側にとってはペナルティになる。これから借りようとしている人にとっては、大学側の資格認定や受給枠を限定する可能性が出てくる可能性があり、また大学としても顧客である学生を呼びにくくなる。すでに奨学金の会の要請⁴¹にて、開始は明言しており、また大学側が公表を拒否する権利は有していないとされている。

³⁸ 奨学金の会ニュース 80 号

<http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/gazo/news80.pdf>(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

³⁹ 東京新聞「貧困層に「経済的徴兵制」?——奨学金返還に「防衛省で就業体験」」
<http://sun.ap.teacup.com/souun/img/1409752719.jpg>(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

⁴⁰ 奨学金の延滞率、学校別に公表へ 返還促進を促す狙い

<http://www.asahi.com/articles/ASGCC6RDNGCCUTIL03T.html>(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

⁴¹ 奨学金の会ニュース 83 号

<http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/gazo/news83.pdf>(2015 年 3 月 20 日最終閲覧。)

第5項 2014年度の運動と2015年度に向けた展望

2014年度は、昨年同様、文科省レクチャー、省庁要請、そして奨学金の会をはじめとする他団体との連携を積極的に位置づけた。詳しくはそれぞれの稿を参照されたい。一年間の運動を通じて、総論として学費・奨学金に関わる政策や世論が大きく変化していることを確認したい。

第一に、教育政策の拡充それ自体は、政治的にも十分に積極化されようとしている、という点である。「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」では、給付型奨学金に関してかつてないほど前向きに議論しており、給付型奨学金の創設を中心とする学生の経済支援策の抜本的拡充が、今後も運動の焦点となるであろうことを強調したい。特に、文部科学省が学生の経済支援策の拡充に積極的な姿勢を見せていることから、省庁要請などの場において文部科学省に対して院生の実態と要求を密に訴えていくことが必要である。また、政党への選挙回答からも、積極性は読み取れる⁴²。非回答の政党を除けば、国会に議席を有するすべての政党が、教育予算の抜本的増額、大学授業料の引き下げ、給付制奨学金の創設については、賛同を示している。強固に反対する財務省はのぞき、政治勢力としてもこの潮流にさおさすものとして理解できよう。

第二に、非国家主体による奨学金の創設である。現時点では、地方自治体(日本学生支援機構要請の節を参照されたい)、企業献金、運動団体、財団法人など、多くの主体が独自の奨学金制度を創設・運用している⁴³。もちろんこれは、各主体による目的・機能・メリット／デメリットがあるため、肯定的にのみ評価することはできないが、とはいえそれぞれの奨学金制度の積極的宣伝・活用も望まれるであろうし、必要や状況に応じて、私たちの要請行動の焦点化をしていく必要がある。

第三に、おそらくあらゆる制度がそうであるように、権力と運動のせめぎあい・闘争の現時点での結節点・妥協として現在の制度が現存している。本節の最後に、こうした制度的改善の背景として、運動の重要性は強調してもしたりない、ということは確認しておくべきであろう。奨学金の理念と院生の実態を財務省、政府、世論へ働きかけることは言うまでもなく重要である。2011年度、文科省が震災により経済的な困窮が深刻になったとして給付型奨学金の創設を求めつつも実現しなかった背景には、財務省の抵抗がある。財政難の中だからこそ、学生支援を削減するのではなく次世代への投資として位置づけること、学ぶ権利を守ることの重要性を訴えたい。

⁴² 奨学金の会、2014、「会の公開質問書に対する政党回答を掲載」
<http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/gazo/201412situmon-all.pdf>(2015年3月20日最終閲覧。)

⁴³ 日本学生支援機構、2014、「地方公共団体・奨学金事業実施団体が行う奨学金制度」
http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/dantai_seido.html(2015年3月20日最終閲覧。)

第4節 外国人留学生問題

第1項 外国人留学生をめぐる基本的な情勢

日本学生支援機構(JASSO)によると、2014年5月1日の時点で大学院生留学生在籍者数は39,567人であり、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する留学生も合わせると、135,519人に上る。前年度に比べて全体で2,237人(1.6%)減少し、大学院生は74人(0.2%)減少した⁴⁴。この数は留学生数が急激に上昇し始める2002年度（約6万人）と比べると、2倍以上となる。2011年以降はゆるやかな減少傾向にある。しかし、後に述べる国策などを背景として留学生数は近い将来再び増加に転じる可能性がある。

外国人留学生をめぐる情勢を見ると、近年の大学の状況の変化と国策による外国人留学生の獲得が注目される。少子化が進み18歳人口が減少するなかで学生確保のための厳しい競争にさらされている大学にとって、外国人留学生は大学が学生を確保するための方策のひとつである。また、「グローバル化」を標榜する大学改革が急速に進められるなかにおいて大学にどのくらいの数の留学生が在籍しているのか、あるいはどの程度多様な国々からの留学生を受け入れているのかという情報が、大学の国際性や多様性を示すためのわかりやすい指標として利用されるのである。

国策では1983年の「留学生受け入れ10万人計画」、更に2008年の「留学生30万人計画」に見られるように留学生受け入れ拡大の方策が積極的にとられてきた。2008年に開始された「留学生30万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」というグローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指すものである。この実現を目指した「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）」いわゆる「グローバル30」も全国13の大学で推進されている。こういった外国人留学生を呼び込むための国策は平成26年度も積極的に実施され、予算規模も拡大している。

このような文部科学省主導の政策のもとで留学生が増加してきたにも関わらず、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えないのが現状である。留学生院生の留学形態比は、国費留学生8,529人(6.3%)、私費留学生123,060人(90.8%)、政府派遣生3,930人(2.9%)となっており⁴⁵、そのほとんどを私費留学生が占めている。国から経済支援を受ける国費留学生と私費留学生とを比較すると様々な格差が生じている。

留学生の住環境支援については、「留学生30万人計画」を実現するために解決すべき課題の一つとして「量的にも質的にも対応が遅れている」という認識のもと、今年度全5回の検討会が開催され、8月8日に報告書が公開された。

⁴⁴ 日本学生支援機構（JASSO）平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果

http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data13.html（2014年8月11日閲覧）

⁴⁵ 平成25年度外国人留学生在籍状況調査結果より算出。

全院協はこれまで主に私費留学生を中心として留学生が抱える問題について検討してきた。昨年度もまた、検討した内容をもとに私費留学生の経済問題、住居問題について要求を行った。本年度も私費留学生の経済問題、住居問題の実態及び近年の動向を取り上げる。

第2項 外国人留学生の実態

1) 経済問題

外国人留学生のうち、特に私費留学生が抱える大きな問題の一つに経済的困難が挙げられる。

授業料全額免除に加えて国から月 15 万円が支給される国費留学生と比較して、私費留学生には月額 6.5 万円が 1 年間給付される文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度⁴⁶とわずかな授業料免除措置があるのみである。平成 26 年度学習奨励費給付者は 5,544 名と私費留学生全体の 4.5%⁴⁷にとどまっている⁴⁸。私費留学生の学習奨励費給付に対する要望では、「給付期間を 1 年間から延ばしてほしい」958 人 (54.7%) が最も多く、次いで「給付金額の増額」886 人 (50.6%)、「受給者数の増加」779 人 (44.5%) といった声が多く挙げられている⁴⁹。また 2010 年度行政刷新会議において仕分け対象となった結果、事業の成果検証を厳しく求めるとの評価がなされ、給付が一層困難な状況になった。

平成 26 年度予算では「大学等の留学生交流の推進」が重要事項に掲げられ、これに関する前年度予算 335 億 4600 万円であったのに対し、19 億 7400 万円の増額がなされ、355 億 2000 万円となった。その概要を見ると、国費外国人留学生制度は 11,006 人から 11,260 人となった (254 人増加)。

このように前年度と比較して増額されたとはいえ、限られた数の外国人留学生しか経済支援が受けられないというなかにおいて奨学金受給は留学生にとって必要不可欠である。それにも関わらず学生支援機構からの奨学金は必ずしも留学生全員に行き渡っているわけではなく、留学生全体の 65%しか受給できていない⁵⁰。異常な高学費や高物価という日本特有の環境では私費留学生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない状況であることが想像される。

2014 年度全院協大学院生経済実態に関するアンケートによると、ほとんどの私費留学生が授業料減免申請をしているものの、「全額免除」は 6.3%と非常に少なく、申請が認められても 50%未満の減額となるケースが最も多いことが分かる (37.5%)。これは、国費留学生と私費留学との間の格差を生み出す大きな原因となっていると考えられる。

⁴⁶ 従来の「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」が平成 25 年度より名称変更。

⁴⁷ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「平成 26 年度文部科学省外国人留学生学習奨励費 在籍機関別受給採用者数」

http://www.jasso.go.jp/scholarship/documents/h26_honors_scholarship.pdf (2014 年 8 月 11 日閲覧)

⁴⁸ 文科省予算では 7,785 人分確保されている。

⁴⁹ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「平成 25 年度私費外国人留学生生活実態調査概要」<http://www.jasso.go.jp/statistics/scholarship/ryujchosa25.html> (2014 年 8 月 11 日閲覧)

⁵⁰ 同上

2) 住居問題

経済問題に加えて外国人留学生の宿舎を巡る問題は今年度特に注目された点である。先述のように 2014 年 4 月から 7 月にわたって全 5 回の有識者会議「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会」が開催された。その報告書は 2014 年 8 月 8 日に Web 上で公開された⁵¹。

独立行政法人日本学生支援機構の調査結果によれば、学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留学生は 31,160 人で全体の 23.0%に過ぎず、残りの 77.0%にあたる 104,359 人は民間宿舎、アパートに居住している⁵²。

2010 年に「留学生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留学生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき 80,000 円、世帯用については 130,000 円の支援金を交付する制度が出来たが、該当する民間宿舎等に同一の留学生を入居させることができる期間は 1 年未満に過ぎない。平成 26 年度の支援戸数は 1,502 戸となっており、その予算は前年度と比較して減額している⁵³。

公的宿舎の一つであった国際交流会館については、平成 22 年の事業仕分けで「会館の維持ではなく、むしろ絶対的に対象数が多い民間アパートを留学生が借りる場合の保証人の役割を果たすことが求められている」「13 万人のうち 2,600 人の受益では効果は限定的である」「留学生は大学、大学院等でここに対応すべき。国はそれを支援することに予算を集中的に投入する」といったコメントが出された⁵⁴。平成 23 年度末までに廃止が決定され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることが決定された。売却先が未定である国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）及び「国際交流会館等の設置及び運営について」（平成 24 年 1 月 26 日付文部科学省高等教育局長通知）の趣旨に基づき、平成 26 年 3 月末まで、留学生宿舎を必要としている大学等に国際交流会館等の居室を貸し出し、留学生のために使用することになった。現在でも売却見込みの立っていない施設もあり、これらの処理方針が平成 26 年夏までに検討されるとされたことを踏まえ、平成 27 年 3 月 31 日までは運営されることになっている。

⁵¹ 文部科学省ホームページ「留学生 30 万人計画の実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書について」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1350840.htm（2014 年 8 月 20 日閲覧）

⁵² 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ「平成 25 年度外国人留学生在籍状況調査結果」http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data13.html（2014 年 5 月 31 日閲覧）

⁵³ 文部科学省「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会（第 1 回）資料 4」文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/060/gijiroku/1349852.htm（2014 年 8 月 11 日閲覧）

⁵⁴ 文部科学省「留学生 30 万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方検討会（第 1 回）資料 6」文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/060/gijiroku/1349852.htm（2014 年 8 月 11 日閲覧）

この他に、留学生が民間宿舎等に入居するにあたって保証人を探す困難さと保証人になる人の精神的・経済的負担を軽減し、円滑に入居できるよう支援することを目的として平成 11 年に創設された「留学生住宅総合補償」制度がある。公営住宅については空室となっている住宅を留学生向け宿舎として目的外使用することができるとされる。UR 都市機構住宅では、留学生入居促進制度を利用して大学との間で協定書を締結することにより、留学生個人名義にて賃貸借契約を結ぶことができ、敷金 3 か月分が 1 か月分に軽減される。あるいは、国や地方公共団体または大学が契約名義人として機構との間に賃貸借契約を締結すれば留学生が入居でき、敷金が免除される。

こういった現状を踏まえて検討会報告書で提言されている内容は主に以下の通りである。基本的な考え方としては『留学生 30 万人計画』を実現するためには、全体として相当数の宿舎を整備する必要がある、外国人留学生を受け入れる大学等だけでなく、公的な宿舎を含め、その数を確保しなければならない現実を直視しなければならない」と指摘している。具体的な取り組みとして以下のようなものがあげられた。

- ① 大学等の宿舎整備・運用等の住環境整備への支援——国費による補助を活用した宿舎・交流スペース等の整備、外国人留学生が民間の宿舎に入居する際の入居手続の負担軽減に係る指導助言、大学等の宿舎の「インターナショナルハウス」化の促進、宿舎に居住する外国人留学生と地域との交流の促進など
- ② 国際交流会館等の活用——低廉な家賃の宿舎提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用など
- ③ その他の宿舎の確保——UR 賃貸住宅の活用など
- ④ 外国人留学生に対する経済的支援——低廉な宿舎に入居できない学生もいるため、国費外国人留学生制度をはじめとする外国人留学生に対する経済的支援も併せて充実させていく必要性⁵⁵

以上のように、報告書が示唆するところは全院協が留学生の住居支援についてこれまで要望してきたことと大きな相違はないと見られ、これに対する国の動きが徐々に見られるようになったことは評価できる一方で、来年度以降いかにそれが実行されるか注視する必要がある。

第 3 項 近年の動向

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災に関連して、留学生を対象にした新しい事業が展開された。まず、震災により経済的困窮に陥った被災地域に在住する成績優秀な留学生を対象に、1 学期分（4 月～7 月）の私費外国人留学生学習奨励費の追加募集を実施した。

また、震災で来日をキャンセルしたり、一時帰国したりする留学生が急増し⁵⁶、留学生数

⁵⁵ 文部科学省、前掲書。

⁵⁶ 2011 年 4 月 11 日朝日新聞

が減少している状況を反映して、平成 24 年度概算要求には「留学生交流拠点整備事業」が盛り込まれた。事業の目的としては、外国人留学生の日本離れが深刻化している中で、全国八か所で、大学等が自治体やNPO、ボランティア団体等と連携し、留学生の受入れから生活面・就職活動までを一体的に支援できる体制を構築する事業をモデル整備し、地域における留学生支援施策の底上げを図るというものであった⁵⁷。

さらに、2014 年 4 月の日米首脳会談では、2020 年の日米間の留学生数を 2010 年に比べて倍増させる方針の合意がなされたようである⁵⁸。このようにグローバル化をめざす高等教育政策の転換期において留学生 30 万人計画をはじめとする諸政策を通じて留学生数が増加に転じ、さらに増加していくことが予想される。繰り返しとなるが、計画を実現するためには十分な奨学金制度や住居の保障が整えられることが重要である。

第 4 項 今年度の全院協の活動と今後の課題

2014 年度の省庁要請では、以上のような情勢を考慮しながら、文部省外国人留学生学習奨励費給付金の受給枠の拡大・生活に足る水準までの受給額の増額・受給期間の課程在籍期間の延長の措置を求めるとともに、日本人・外国人留学生を問わず希望する全ての学生が入居できるよう低廉な学生寮の整備を求め、大学による保証人業務や民間アパート借り上げ等の住環境支援を促すよう各大学に働きかけることを求めた。

これに対して文部科学省からは、留学生 30 万人計画の実現という目標のために、予算確保・増額の必要性・重要性は強く感じており、予算要求も増額しているという回答であった。国籍に関わらず希望する学生が利用できる学生寮の整備については現状では全くなされていないが、外国人留学生向けの住環境支援への取り組みはいくつかなされている。学生支援機構で保有する留学生宿舍や大学による保証人業務、民間アパートの借り上げ支援などがあるが、実態としてはこういった取り組みによる支援を受けられる外国人留学生数は多くない。一方で日本人学生への住居支援については全く話題にされなかった。日本人・外国人留学生を問わず利用できる学生寮の要望の提案は画期的であると言えるものの、国籍を問わないとなると国あるいは各大学として問題を焦点化して取り組みにくいという課題が浮き彫りになった。しかし、日本人学生も外国人留学生もこれほどまでに経済的に困難な状況を抱えているのだから、経済支援のひとつとして住居支援の要望についても、今後も積極的にすべきであるだろう。

今後の課題として 2 点あげる。1 点目は外国人留学生が答えやすいようアンケートの形式や設問について精査することである。今年度もアンケートの多言語化について検討をしたがその有用性について疑問が残るため、多言語化は行わなかった。しかし、外国人留学生からは言語の問題があり、アンケートに答えるのが難しかったという声も少しあった。これについてアンケートの漢字に全てルビを付けるという工夫をすることを検討してもよ

⁵⁷ 文科省高等教育局レビューシート「平成 24 年度新規要求事業」（2011 年 9 月）

⁵⁸ 読売オンライン教育 <http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20140418-OYT8T50086.html> (2014 年 5 月 31 日閲覧)

いと思う。多言語化に比べてずっと短時間でできることなのでぜひ検討してほしい。また、今年度アンケートではなるべく簡略化するため、「国費留学生であるか／私費留学生であるか」という質問項目を設定しなかった。「留学生であるか否か」と「受給している奨学金の種類」とのクロス集計によって国費留学生と私費留学生との比較ができるであろうと考えていたが、私費留学生は完全に私費だけで留学している者もいれば、さまざまな形で奨学金を受給している者もいて、受給している奨学金の種類から国費留学生と私費留学生とをはっきりと区別して分析することが困難であった。しかしながら、国費留学生と私費留学生との格差は依然と存在していることがうかがえるため、継続的に比較検討をするべきであろう。また、少々言語に不安があっても留学生が答えやすいように「国費留学生であるか／私費留学生であるか」明確に質問するということも考えてとよいと思う。

2点目は**外国人留学生が全院協の活動に関心を示したり、参加したりできるようもっと働きかけること**である。実際に理事校会議や要請行動に参加してくれた外国人留学生の方の話にはとても説得力があった。当事者がもっと関わることでこの問題への取り組みをもっと深めることになることは間違いないだろう。全院協だけでなく、各院協でも且頃の活動のなかで外国人留学生への参加を呼び掛けたり、アンケートと並行して聞き取り調査を行ったりすることにも意義があると考えられる。

第5節 海外の大学院

第1項 課題設定

日本では、大学院生の就職問題や若手研究者の不安定雇用が社会問題となっている。そこで、全院協では、2008年度から省庁・議員要請の重要項目として就職問題を位置づけ、解決を目指してきた⁵⁹。その中で、文科省が就職問題の解決策として推進する「キャリアパス多様化」や「産学連携」の根底にある認識の問題点に対して、全院協がどのような立場をとるのかを具体化していくという課題が生まれてきた⁶⁰。これらの課題は、2011年度全国代表者会議決議⁶¹によって問題提起されている。すなわち、「文科省が大学院重点化政策に着手する初発の問題意識は、大学院生数をグローバル・スタンダードに押し上げることであったにもかかわらず、その出口戦略、すなわち大学院卒の人材が社会的にどのような役割を果たすのかという点については、国際的観点から検討されていない」というものである。

そこで、大学院卒の人材が社会的にどのような役割を果たすのかということについての国際比較が課題の一つとして提起されてきた。この課題を解いてゆく一つの案として、2012年度から、新たに「海外の大学院制度」を情勢分析のひとつに位置づけ、日本の状況と比較することで、よりよい改革案の提示を目指してきた。具体的には、要請行動において発展的な議論と政策提言を目指すことを目的として、日本より高学歴者の比率の高い先進諸国における大学院生のキャリアパスの仕組みを独自に調査することを当面の課題としてきた。

さらに、アメリカなどの先進諸国においても活発な院生運動が行われており、国際的な運動の現状を知ることで、全院協運動に還元することを目的としてきた。2010年には、イギリスでも財政事情により高等教育予算が切り詰められ、大学教育の費用負担を学生に多く負わせている問題を背景に、大学の授業料の値上げに対して学生による抗議運動が起きている。ここで挙げているものは一端にすぎないが、一般的にアメリカとイギリスの高等教育政策は、日本と共通した問題を抱えていると考えられる。

では、これらの問題をどのように捉えていくべきだろうか。そこでまず、各国の大学院生を取り巻く社会・経済・政治的背景を捉えた上で、次にキャリアパスの仕組みがどうなっているのか、国際的な観点から具体策を捉えていくことが必要となる。その一方で、上記に挙げた各国の院生運動がこうした問題にどのように取り組み影響を与えているのかといった、院生運動が果たしている役割をより掘り下げていく必要がある。さらに、状況が近似していると考えられる米、英だけではなく、北欧・ドイツ・フランスとも比較していくことが、今後の長期的な課題として考えていく必要がある。

⁵⁹ 全国大学院生協議会, 2013, 「第 68 回 全国代表者会議 決議」, 13 頁。

⁶⁰ 詳細は、「就職問題」を参照のこと。

⁶¹ 2012 年度全国代表者会議決議としてまとめるまでには至らなかった。

2013 年度までの海外大学院制度に関する情勢分析は、世界的な大学院制度に関する基礎的情報を収集して情勢の総合的把握を目指した。

2012 年度は、アメリカとイギリスについて、学位の種類・修業年限・学位授与の要件・学費・経済的サポート・キャリアパス・キャリアパス支援に関する情報をリスト化した。さらに、アメリカの理系大学院における博士課程以降のキャリアの流れに注目し、情報を収集した。経済的サポートとしては TA・RA の制度が、キャリアパスとしてはポスドク (Assistant professor・Associate professor) の制度があることがわかった。キャリアパス支援として、Assistant professor には独立した研究室を立ち上げるためのスタートアップ費用が大学から支給される。スタートアップ費用は、機材や消耗品の購入、学生やポスドクの人件費などに使われる。その費用によって研究者は優れた研究をおこない、外部資金の獲得を目指すことになる。また、アメリカにおいても大学院生は増加しており、ポスドク(特に生物学)も増加しているが、アカデミックポストは限られているため、アカデミックでのポストを得るための競争は非常に厳しいことがわかった⁶²。

2013 年度は、①文部科学省『教育指標の国際比較』平成 25 年度版より 2010 年の統計結果、②小林雅之編『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の 8 カ国比較』(東進堂、2012 年)を参考として、イギリスの高等教育における学費政策を紹介した。小林の著書では、イギリスにおける学費政策の展開に関して、「授業料値上げにあたって、周到な施策のパッケージを用意する姿勢は注目すべき」、「政府も財政支出の増加によって環境を整え、受益者と政府が応分の負担をして、高等教育の質向上を図ろうとする戦略」、「奨学金返還については、回収実務の観点、所得連動型方式が低所得層の負債への恐怖を緩和する観点からも最も優れたシステムのように思われる。民間に委託しようとする発想はいっさい見られない」、という評価がなされている。授業料と奨学金をパッケージとして捉えるという認識を共有することで、文科省要請において、学費と奨学金に関する文科省の認識を問い直す視点を提供することができた。

昨年度までの本情勢分析では、日本の政策に比較的強く影響を与えていると考えられるアメリカ、イギリスの大学院制度に関する情報収集を行ない、基礎的情報を得てきた一方で、次のことについては十分な情報収集を行なうことができなかった。それは、日本政府が諸外国の高等教育・研究をめぐる状況——とりわけ、高等教育・研究の社会的意義や社会的な位置づけ、キャリアパスの状況——をどのように把握しているのか、国内の高等教育・研究をめぐる取り組みにおいてそうした国際的な情勢把握をどのように活かしているのか、ということである。

そこで、今年度は、主として文科省による『平成 26 年度 科学技術白書』(以下、『白書』)⁶³を参照し、今後の分析の足がかりを獲得することを試みた(以下の引用において

⁶² 全国大学院生協議会, 2012「全院協ニュース 第 234 号」, 7-8 頁.

⁶³ 「科学技術基本計画 平成 23 年 8 月 19 日閣議決定」, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/19/1293746_02.pdf, 2015/03/06 最終閲覧.

記載された数字は、本白書のページ数である)。まず、大学院卒の人材に対する『白書』の基本的視点を確認し、次に、大学院卒の人材、とりわけ若手研究者に着目し、その現状を日本政府がどのように把握しているのか、そこでどのような取り組みを行なっているのかを概観した。

そして、以上の分析に基づく成果を、他分野の情勢分析および全院協運動に反映できるよう努めてきた。

第2項 2014年度の到達点

政府は、その基本的視点としては、大学院卒の人材が社会的に重要であるという見方を示している。政府は現在の社会を「知識基盤社会」と特徴付け、ここでは「科学技術イノベーション」の推進が重要であるとする。科学技術イノベーションとは、「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」と定義される(7)。そして、この「科学技術イノベーション」の担い手である人の育成・確保、その活躍の促進が科学技術イノベーションの重要な柱であるとする。これにあたって、政府は「深い専門知識を持つ高度人材の確保と活用が、新しい価値創造に極めて重要」とする。そして、「科学技術イノベーション人材」として「学生」、「研究者」、「研究支援人材等」というカテゴリーを用いている。すなわち、政府は、大学院修士課程以上の人材がもつ社会的な重要性を認めている。

では、政府は若手研究者の現状をどのように把握しているのか。重要な二つの箇所を『白書』から引用する。

大学や企業における博士課程修了者の採用数の少なさやポストドクター等の雇用の不安定な状況、博士課程進学後の経済的不安等が、修士課程修了者の博士課程への進学を敬遠させる主要な原因になっている(66)。

我が国において、1990年代に博士課程教育の量的充実が図られた背景は、単に大学等の研究者の養成ということだけではなく、それ以外の高度の専門的能力を有する人材養成も視野に入れ、社会の多様な要請に応じることであった。しかしながら、大学教員及び博士課程学生の研究者志向が強い一方で教員や研究者のポストが大きく増加しなかったことや、民間企業における博士号取得者の採用が少ないことなどにより、博士課程修了者が社会の様々な場で活躍するに至っておらず、博士課程を修了した若手研究者の過度な流動の一因となっている(83)。

こうした現状把握は、全院協が実施したアンケートの結果とも一致する。つまり、多くの大学院生が就職状況とキャリア形成をめぐる困難を感じているということである。

では、この認識に基づき、政府はどのような取り組みを行なっているのか。政府の行なう若手研究者支援を、アカデミック・キャリアとノンアカデミック・キャリアとに便宜上二分しよう。

まず、アカデミック・キャリアについて検討する。政府は「研究者のキャリアパスについて、発達段階に合わせた定義や位置付けを統一し、そのキャリアの段階に応じた環境整備を行うことが重要である」とし、博士号取得以降の研究者のキャリアパスを次の三つに区分する。独立した研究者の前段階としての「ポストドクター」、独立した研究者の初期段階としての「若手研究責任者」、独立した研究者としての「研究責任者」である(124-125)⁶⁴。この三段階を基準とし、それぞれの段階にある研究者に対して、その段階に応じて対応がなされることになる。

政府が取り組み、その効果に期待を寄せているのは、主として「若手研究責任者」を対象とし、平成 23 年から開始された「テニュアトラック普及・定着事業」である⁶⁵。政府によると「テニュアトラック制とは、大学や公的研究機関において、若手研究者に対し、一定期間裁量ある自立した研究者としての経験を積ませた上で厳格な審査を実施し、その間の業績や研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には任期を付さない職（テニュア）を与える仕組みである」(127-128)。なお、これに際して政府は「テニュアトラック制を導入する大学や公的研究機関において、速やかに研究を開始できるようなスタートアップ環境の整備、研究支援体制の充実、研究スペースの確保などを促すことにより、テニュアトラックにある若手研究者が資質・能力を十分に発揮できるよう研究に専念できる体制の確保を図っている」(128)。

この仕組みとともに「研究者のキャリアパスの整備」のためとして挙げているのは、

⁶⁴ なお、この三区区分を採用する際、政府は米国と欧州における大学教員のキャリアパスを参考としている。本文中でも後述するが、さしあたり、ここでも引用しておく。「米国では、博士号取得以降の大学教員のキャリアパスを、ポストドクター、テニュアトラック（終身雇用を得るための試行段階）及びテニュア（終身雇用の教員）の 3 段階に分けて、ポストドクターは訓練段階、テニュアトラックでは自立して研究を実施しテニュアとして認められる能力があるかどうか評価される試行段階、そしてテニュアは自立して研究を行う段階としている。欧州では、研究者のキャリアを 4 つの段階に分けており、R 1（First Stage Researcher）として博士号取得以前の研究者、R 2（Recognized Researcher）として博士号取得後の十分には自立していない研究者、R 3（Established Researcher）として自立した研究者、R 4（Leading Researcher）として研究領域・分野を先導する研究者としている」（同上）。

⁶⁵ ただし、米国等で定着しているテニュアトラック制を参考としたモデル事業は平成 18 年度から開始されている。以下を参照。文部科学省、「科学技術人材育成費補助金 テニュアトラック普及・定着事業：事業概要」, <http://www.jst.go.jp/tenure/outline.html>, 2014/10/02 最終閲覧。

平成 25 年 12 月に公布された「改正研究開発力強化法」(「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」)だ。これについて政府は次のように述べる。

「〔この法律によって〕大学等の研究者などが労働契約法の特例の対象となり、無期労働契約に転換するまでの期間が 10 年に延長された。これにより、研究者が契約期間中にまとまった研究業績等を上げ、適切な評価を受けやすくなり、安定的な職を得られることが期待されている」(291)。通常、有期雇用契約は繰り返し更新されて通算 5 年を超えた場合には、労働者は無期労働契約に転換を申し込むことができる。ところが、5 年では研究者の能力を適切に把握することができないという理由で、研究者に対してはこの期間を 10 年に延長するのがこの「改正研究開発力強化法」である。

テニユアトラック制と「改正研究開発力強化法」の背景には、次のような考えがある。

若手研究責任者についても、ポストドクター等と同様に外部資金によって雇用されている者が多い。特に、国等のプロジェクト型の経費で雇用される場合、当該プロジェクトの研究方針・研究テーマに沿った研究しか従事することができず、若手研究者が自らのアイデアに基づく独創的な研究が実施しにくい研究環境に置かれている現状が懸念される。このため、各大学、公的研究機関においては、若手研究責任者の位置付けを理解し、その段階にふさわしいポストと環境を適切に確保していくことが求められる。その際、テニユアトラック制の一定規模の導入・定着は一つの解決策である(127)。

つまり、若手研究者が独創的な研究をする環境が整っていないことが科学技術イノベーションにあたっての問題であるという認識のもと、独創的な研究が可能な条件の整備と、その研究への評価と一体になったかたちでのキャリア形成のためのルート作りを通じて、若手研究者に将来の見通しを与え、かつ若手研究者のために一定数のポストを確保・拡充するという考えである。

上に記した政府の取り組みについて、幾つかの点を指摘したい。

第一に、テニユアトラック制の平成 27 年度までの目標値は、「テニユアトラック制の教員の割合を、全大学の自然科学系の若手新規採用教員総数の 3 割相当とすること」(128)だとされている。事業開始から間もないため断言はできないものの、文系の研究者について言及されていないことから、この事業が若手研究者を包括的に支援することができるものだと考えにくい。すなわち、大学院卒の人材を活用するためには、この取り組みは不十分である。政府が大学院卒の人材を重要視する理由は、この人材が科学技術イノベーションに貢献するからであった。前述した通り、この科学技術イノベーションは「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」であると定義される。文系研究者がこの科学技術イノベーションの担い手として想定されて

いないならば、政府の述べている「知的・文化的価値」や「経済的、社会的・公共的価値」の内実を、我々は問い直していく必要がある。

第二に、テニユアトラックにおける教員評価の基準と方法の問題である。もちろん、日本においてはこの事業が始められたばかりということもあるため、十分なデータが期待できないと考えられる。さしあたり、類似した制度の存在するアメリカに目を向けてみよう。『白書』によると、米国では、学術機関の研究者を目指す若手研究者は一般的に、博士号取得後、ポストドクター、テニユアトラック、テニユアというキャリアパスを経ることになる。ポストドクターの次には、**Assistant Professor** として就職することが目指される。**Assistant Professor** には研究能力として「グラント(外部資金)」⁶⁶獲得能力が要求される。**Assistant Professor** の段階にいる研究者は「グラント」の獲得を通じて自身の研究を進めると同時に自身の能力を示す。この期間がテニユアトラックとなり、テニユアにふさわしい能力を持っているか否かが判定される⁶⁷。すなわち、アメリカにおいては、グラントの獲得が研究者としての評価基準になると考えられる。他方、先に見たように、日本政府は、若手研究者が外部資金に由来するプロジェクトで雇用されることは研究者自身の独創的な研究の妨げとなるとの認識をしていた。では、日本のテニユアトラックにおいて何が教員評価の基準となるのか。また、誰が業績を評価するのか。2014年6月に可決された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」によって、教授会からは人事における決定権が実質的に失われ、ここで学長が大きな役割を果たすことになる。だが、ある特定分野に関する専門性を欠いた学長が新人教員の専門的研究の成果を適切に評価できるとは考えにくい。こうしたケースを考慮すれば、若手研究者のキャリア形成に資するものとしてテニユアトラック事業が適切に機能しうるのか、日本の情勢全体との関わりから今後も注視していく必要がある。

第三に、雇い止めの問題である。「研究開発力強化法」によって、大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長された。このことが意味しているのは、若手研究者がより長期間の不安定雇用を強いられること、それに伴って雇い止めされる可能性があることである。この問題については、若手研究者や非常勤講師団体から話を聞き、より正確に実態を把握してゆく必要がある。

⁶⁶ グラントとは、「科学研究などを支援する目的で個人・グループ・組織などに対して政府機関や民間の財団から交付される一定の補助金・寄付金」(『白書』, 129頁)。

⁶⁷ グラントについて、本稿では詳述できないが、『白書』の中での言及を幾つか引用しておく。「競争原理の下、研究グラントの獲得が研究者の自主独立の証となる米国では、キャリアパスの違いも踏まえつつ、発達段階にいる研究者のためのグラントが、きめ細やかに整備されている」(『白書』, 129頁)。「若手研究者対象の研究グラント(RCDA)を増設し、研究グラントへの申請機会を与えることは、若手研究者自身が自らの研究課題やプロジェクトを冷静に検証する絶好の機会となり、発達段階にある若手研究者の育成にも有効であると思われる」(同上)。

次に、ノンアカデミック・キャリアについてはどうか。第一の課題は、民間企業との連携だと政府は考える。次の認識からだ。

我が国では、企業研究者に占める博士号取得者の割合が各国と比較し少なく、このことが、我が国の産業競争力強化の観点から見た一つの課題となっていることが示唆される。また、民間企業が博士課程修了者を採用しない理由としては、「企業内外での教育・訓練によって社内の研究者の能力を高める方が効果的」「特定分野の専門的知識を持つが、企業ではすぐ活用できない」という回答が多い(61)。

とはいえ、実際、次のような調査結果が示されている。

企業側は、博士号取得者を採用し、働きぶりを見ることにより、博士号取得者の有用性を認識する。また、博士号取得者側は、博士課程段階における民間企業でのインターンシップ経験により、民間企業への就職意識の向上につながる。こうしたことから、博士課程学生やポストドクターが、民間企業でインターンシップを経験することは、研究者のキャリアパスの多様化を促進する観点から有効である(...) ⁶⁸。

民間企業を中心とした大学の研究職以外へのキャリアパスを促進するために政府が行なっている取り組みを挙げてみよう。「ポストドクター・キャリア開発事業」⁶⁹、「中長期研究人材交流システム構築事業」⁷⁰はいずれも民間企業へのインターンシップの体制を確立しようとするものである。さらに、「グローバルアントレプレナー育成促進事

⁶⁸ 『白書』, 88 頁。

⁶⁹ 「3 か月以上の長期インターンシップを行うなどの取組を支援しており、平成 24 年 9 月までに、36 大学から 1,127 人のインターンシップが派遣され、受入企業数は延べ 761 社（うち海外は 50 社）に上っている。また、長期インターンシップ修了者 999 人（博士課程学生 513 人、ポストドクター等 486 人）のうち、博士課程学生 189 人、ポストドクター等 371 人が企業等へ就職するなどの実績を上げている。また、受入企業からは、博士課程修了者やポストドクター等に関する意識が良い方向に変化したことや、インターンシップ中の業務で企業の課題の解決に役に立ったなどの積極的な意見が寄せられている」（『白書』, 88 頁）。

⁷⁰ 「経済産業省では、高度な専門性のみならず、広い社会的視野やプロジェクト管理等の実践的能力を持った高度理系人材の育成と産学間の人材流動化によるイノベーションの創出を目指し、「中長期研究人材交流システム構築事業」を通じて、理系修士課程・博士課程在籍者等を対象にした企業の研究現場における中長期（2 か月以上）の研究インターンシップの枠組み構築及び環境整備を支援している」（『白書』, 289 頁）。

業」⁷¹、「産総研イノベーションスクール制度」⁷²は、大学院教育を通じた人材育成プログラムである。また、研究者の就業機会の拡大を狙うものとして「研究マネジメント人材」⁷³の育成・定着事業がある。

大学院卒の人材にとっての多様なキャリアパスが可能となり、その高度な能力が社会で発揮されるようになるために、こうした取り組みはたしかに効果を発揮すると考えられる。とはいえ、注意しなければならないのは、そもそも大学は学術研究をその本質とすることである。実際、先にも引用した通り、『白書』では大学院重点化には「単に大学等の研究者の養成ということだけではなく、それ以外の高度の専門的能力を有する人材養成も視野に入れ、社会の多様な要請に応じる」(83)という目的があったことが述べられている。「社会の多様な要請」という言葉は、科学技術の発展への寄与、職業的能力を身につけること、環境問題への対応など、様々な事柄を含んでいるため、これに対する一般的態度を決定することは容易ではない。とはいえ、『白書』で述べられているのは、科学技術の発展への寄与、職業的能力を身につけることという意味での社会の要請に他ならない。こうした要請に大学院が方向付けられることで、大学(院)の本質である学術研究に制限がかけられることがあってはならない。

この状況を総合的に分析するためにも、アメリカ・イギリス以外の諸外国における大学院卒の人材のキャリアパスや大学院の社会的位置づけについて調査することが重要である。

第3項 今後の課題と2015年度への提言

⁷¹ 「文部科学省では、大学の人材育成機能を活かしつつ、ポストドクターを含めた若手研究者等を対象に、ベンチャーや企業、海外の大学等と連携を図りながら、問題解決型学習（PBL）などを用いた実践的人材育成プログラムである「グローバルアントレプレナー育成促進事業」を平成26年度から実施している(...)」（『白書』, 89頁）。

⁷² 「産業技術総合研究所においては、博士号を持つ若手研究者をポストドクター（産総研特別研究員）として受け入れ、「産総研イノベーションスクール制度」を実施している。同スクールでは、特定の専門分野について科学的・技術的な知見を有しつつ、より広い視野を持ち、異なる分野の専門家と協力できるコミュニケーション能力や協調性を有する人材を育成することを目指している（第1-2-14図）。平成20年度から25年度までに7期実施し、計235名を受け入れており、企業OJT（On the Job Training）等を通じて、イノベーション人材の育成を図っている。平成25年4月1日現在で、第1期から第6期修了生215人のうち76%が就職し、40%が民間企業に就職するなどの成果が上がっている」（『白書』, 90頁）。

⁷³ 「研究者の研究活動活性化のための環境整備、大学等の研究開発マネジメント強化、及び科学技術人材の研究職以外への多様なキャリアパスの整備に向けて、大学等における研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーター）の育成・定着を支援している」（『白書』, 289頁）。

第一に、大学院卒の人材のキャリアパスに関する体系的なデータ整備を政府に要求することである。2013 年度の決議における 2014 年度への提言では、「文科省は海外大学院のキャリアパスをどのような視点で考え捉えているのか、データの有無とともにおさえていく必要がある」と述べられていた。これについては、『白書』では、次のように述べられている。「英国の科学学会である王立協会が 2010 年に取りまとめた報告書“The Scientific Century”では、博士号取得以降の研究者のキャリアパスを明示し、博士課程学生のほんの一握りの者しか最終的に大学の教授になることは期待できないとした上で、優れた科学者が、長期にわたる、やりがいのあるキャリアパスを期待できるよう、職の確保と柔軟性を促進するような政策が必要であることを提言している。（…）なお、我が国においては、博士号取得者のキャリアパスについて、英国のような体系的なデータが整備されていない。そうしたデータを整備し今後の政策に反映させていくことも求められる」（84）。もちろん、上述したイギリスのデータを全院協が独自に分析していくことも重要であろう。

第二に、冒頭でも述べている通り、アメリカ・イギリス以外の諸先進国における大学院卒の人材のキャリアパスに関する基礎的情報の収集である。とりわけ、北欧諸国、ドイツ、フランスなどの諸国には、アメリカ・イギリスとはまた異なった大学院制度や大学院をめぐる社会的合意があると考えられる。これらの情報を得ることによって、より多くの視点を確保し、本分析で述べた日本政府の取り組みを適切に評価することができるだろう。

第三に、本分析のアカデミック・キャリアに関する箇所と言及したことだが、テニュアトラックや研究開発力強化法といった若手研究者の問題について、若手研究者から実態について話を聞くことが望ましい。全院協の情勢分析である「就職問題」とも関わることであるが、実際にこれらの問題に直面している若手研究者から話を聞き、より正確に情勢を把握し、全院協の取り組みに接続してゆくべきであろう。

第四に、政策実施側のみならず、海外の大学院において大学院生側が政策に対してどのように働きかけているのか把握することも重要であろう。近年、アメリカ、イギリス、カナダなどでも学費に対する（授業料値上げ等）学生や大学院生の運動が起きている⁷⁴。こうした国際的な運動の現状・成果を参照することを通して、全院協運動に還元していくことも重要であるだけでなく、日本の高等教育を客観的に捉える機会となる点で重要であろう。

⁷⁴ 例えば、アメリカには NAGPS3 という大学院生を代表する団体が存在する。この組織の目的は、1、大学院生と院生協議会を結ぶネットワークの構築と維持、2、メンバーの権利のためのリソースと支援の提供、国や地方レベルで大学院生を代表である。会員は院生協議会、個人（院生協議会が入っていない大学院生）、支援者（個人・団体）である。加盟大学院は 72 校あり、そのうち 7 校が Legacy（終身）である。活動内容は以下のものである。全国大会（年 1 回秋に開催）、要請行動（年 2 回春と秋に開催し、上院議員、下院議員にロビー活動を行う）、院生支援、感謝祭（各大学で開催、大学院生の貢献や価値、インパクトを強調する）、リーダーシップサミット（戦略的な計画やコミュニケーション、ボランティアのマネジメント等を学ぶ）、院生協議会に役立つ情報の提供（院生協議会の作り方、機関紙の発行、仕事の情報提供等）など。ウェブサイトは <http://www.nagps.org/> である。

第6節 育児支援

1. はじめに

1986年に男女雇用機会均等法が施行されて以来、様々な形で政府による男女共同参画に関する取組みが始まった。

(例)

2001年～（毎年発表）内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」

2006年 日本学術振興会特別研究員 RPD 枠（産後復帰枠）

2000年代後半 文部科学省「女性研究者支援モデル育成」

2008年 「男女共同参画白書」において女性の大学教育について言及される

2000年代末頃 厚生労働省「ポジティブ・アクション」

この例からわかるように、支援を受ける対象となる女性が、民間で働く人だけではなく、大学や研究機関で働く女性研究者へも開かれ、すでに女性の（育児）支援への具体的な政策が遂行されていると言えるだろう。

しかしながら、去年全院協が実施したアンケートから、人生設計（結婚・出産・育児）に対して懸念（不安）を抱いている院生の数は、アンケート回答者数の49.7%という全体のほぼ半数を占める結果が出た。自由記述欄に寄せられた意見の中には、「院生の多くは結婚や出産などの見通しを持てなくなっているのではないかと思います」や「結婚、出産についての悩みを周囲でよく聞きます。20代、30代の大半の時間を研究や人によっては海外調査などに費やすため、せめて安心して出産・育児ができるような環境、制度作りをして頂きたいと思います」等が記述されており、結婚・出産・育児に関して、多くの院生が不安を抱いていることがわかる⁷⁵。アンケートに寄せられたこのような意見を考慮して、全院協では今年度からアンケート調査に「大学院の育児支援について」という項目を増やし、院生の実際のニーズを聞き取ることを始めた。ここでは、政府による現行の男女共同参画プログラムの政策実態と院生の実際のニーズの比較分析を行い、両者の間にどのような齟齬があるのかを確認する。

2. 育児支援に対する要望（2013年度アンケート報告書より）

2013年度までの全院協によるアンケートでは、育児支援について積極的に声を拾う設問はほとんどもうけられていなかった。ところが、このような問いがなかったのにも関わらず、アンケート末尾の自由記述欄に、研究をしながら育児をすることの困難さを訴える記述や育児支援への要望が複数見られた。それらは主に以下の二点に類別できる。

⁷⁵ 全国大学院生協議会「2013年度大学院生の経済実態に関するアンケート報告書」75、62頁。

- ① 大学院生にとって、キャリア形成期と育児を行う時期は重なるため、どちらかを選ばざるを得ない場合がある⁷⁶。
- ② 職業を持つ人に比べて学生は時間的にゆとりがあると考えられがちであるために、子どもを認可保育園に入れることが難しい。それゆえ、基本的に経済的に苦しい状況にある院生が、保育料の高い無認可保育園を利用せざるを得ない状況がある⁷⁷。

この二点からだけでも、院生に必要とされる育児支援の内容は、民間で働いている人のそれとは異なることがわかる。

3. 浦田三紗子「日本の国立大学法人における学内保育施設の設置動向」(2012)⁷⁸を参考に、大学における保育施設の設置動向について

「日本の国立大学法人における学内保育施設の設置動向」において、浦田は国立大学法人における学内保育施設の設置件数を戦後から年代別に整理した上で、1950～70年代（第一期）と2000年代～現在（第二期）において、最も保育施設設置の動きが盛んであったとまとめる。さらに、第一期と第二期の両者の盛り上がりの原因を比較しながら、後者においては日本学術会議や国立大学協会による男女共同参画推進と、政府による「女性研究者支援モデル育成」プログラムの後押しを受け、多様な形態の保育施設の設置が実現したことを述べる。そこから、国立大学法人の学内保育施設は毎年増えていること、育児支援の形態はより多様になっていること（例えば、授乳室やトイレへのオムツ替えシート・乳児用補助椅子の設置、ベビーカー等の貸与、ベビーシッター割引補助券の発行等）がわかる。

この論文から、2000年代に盛り上がりを見せる保育施設の設置動向は、政府による男女共同参画プログラムが手伝って可能になっていると言えるだろう。しかし、浦田も論文を締めくくる際に指摘していることだが、問題は、そのようなプログラムが推進されるのは研究者の育児支援という本来のあるべき目的のためではなく、科学技術の発展を促す自然科学系の研究者を要請するためであるということである。つまり、今日政府によって推進されている大学向けの男女共同参画プログラムの前提は、大学院生全体への育児支援を目的とするよりも、むしろ自然科学を専門とする人材の育成（これまで当分野の男性の活躍に加え、女性の力も養うことで、より経済成長に繋がる科学技術の発展を促そうとする試み）に重点を置いた政策であるということである。

⁷⁶ 「女性院生だが、博士号取得後の人生設計に悩む。博士号を取得し、キャリアを積む段階ですぐに出産時期は過ぎている。」「子どもを保育園に入れられなければ研究をあきらめなくてはいいないし、しかし研究を続けると将来が描けないし、というジレンマを感じている。」（同書、67、65頁。）

⁷⁷ 「育児をしている学生への経済的支援を出してほしい。過去2年間、認可保育園に入れず、無認可保育園に入れざるを得なかったが、痛い出費だった。保育料が実質無料になる育児補助奨学金とかできないでしょうか。」（同書、66頁。）

⁷⁸ 浦田三紗子「日本の国立大学法人における学内保育施設の設置動向」『国際ジェンダー学会誌（第10号）』2012年。

4. 男女共同参画に関する政府文書の検討まとめ

内閣府による「男女共同参画白書」や「子ども・子育て新システムに関する基本制度（案）」（2012）、文部科学省による「第4期科学技術基本計画」（2011）、あるいは現在の安倍内閣において提言された諸々の政策文書（「日本再興戦略」（2013）、「我が国の若者・女性の活躍促進のための提言」（2013））等の文言を実際に検証すると、以下の3つの点で問題があると言える。

- ① それらの政策はほとんど民間企業における女性の働きやすい環境づくりに終始してしまっていて、大学や研究機関について言及される箇所が少ない。
- ② 大学や研究機関における女性の支援について言及されている箇所があったとしても、女性を「成長戦略の中核」⁷⁹や「経済成長の担い手」⁸⁰とみなしているということ。
- ③ （おそらく②から派生する論理であると思うが）政府による女性研究者への支援が自然科学系の分野に重点が置かれ、人文学や社会科学系の分野については、全く言及がされていないということ。

こうした政府文書を確認すると、浦田が指摘するように、現行の育児支援プログラムは自然科学系の女性研究者を中心に行われていると指摘することができる。

5. 2014年度アンケート調査より：具体的な育児支援のニーズ

2013年度までのアンケート結果および政府による育児支援の情勢を受けて、全院協は、今年度から新たに「育児支援」をアンケート調査の項目の一つに据え、積極的に大学院生の育児支援のニーズを分析することを試みた。先述したように、これまで全院協が行ってきたアンケートでは直接的に育児支援のニーズを聞き取る調査はなく、当項目について参考資料の蓄積がほとんどないため、今年度はまず育児支援を求める人々の率直な声を自由記述形式で拾うことを主たる目的とした。

「あなたにとって必要な育児支援は、大学院で十分に行われていますか」という質問に対し、「行われている」と答えた人は全体の3.1%、「行われていない」が13.5%、「わからない」が83.2%という結果が出た（図表3-10-1）（以下、図表は『2014年度アンケート報告書』より）。その中でも、ある程度大学院による育児支援制度について調べたことがある層（「行われている」と「行われていない」と回答した人）のみに絞ってそれぞれの割合を算出すると、「行われている」が18.8%、「行われていない」が81.1%という数値になり、育児支援に関心を持つ大部分の人々が現行制度に不十分さを感じていることがわかった。

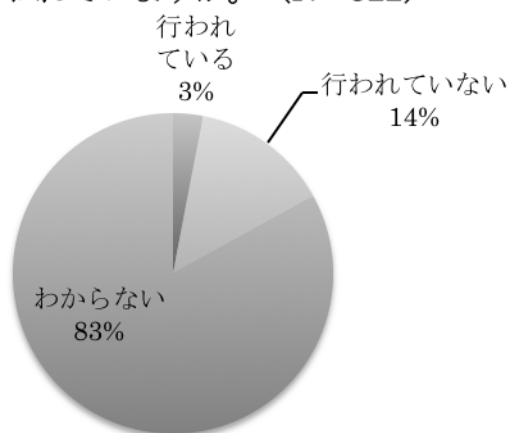
⁷⁹ 「日本再興戦略-Japan is back-」

（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf）（2015年3月30日閲覧）

⁸⁰ 「男女共同参画白書（2015年度版）」

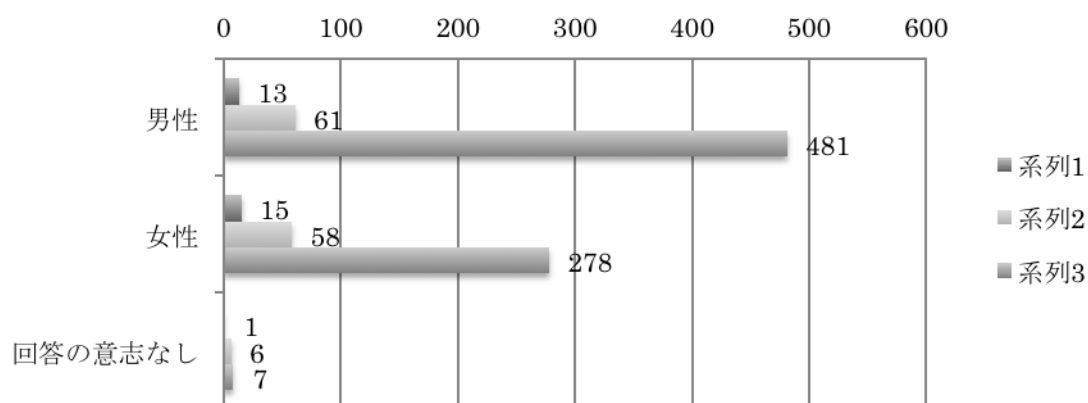
（http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/gaiyou/html/honpen/b1_s00_01.html）（2015年3月30日閲覧）

[3-10-1] あなたにとって必要な育児支援は、大学院で十分に行われていますか。 (N=922)

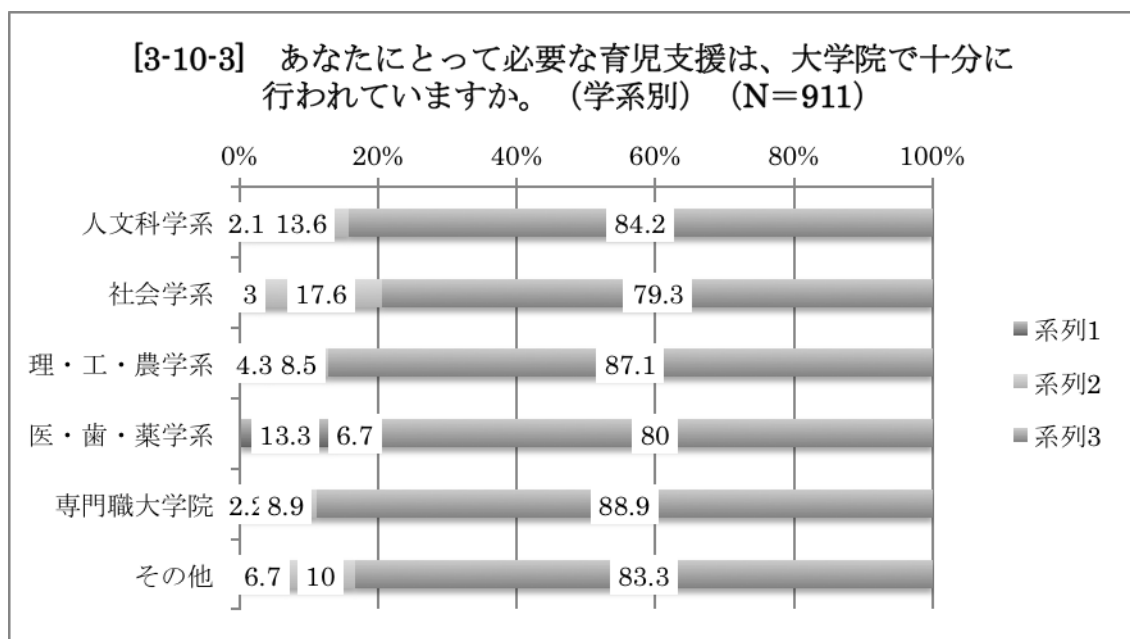


上記の質問を性別でみると、男性からも大学院による育児支援への要望の声があがっていることがわかり、育児支援制度の見直しは、女性に特化した視点から行われてはならないと言えるだろう（図 3-10-2）。

[3-10-2] あなたにとって必要な育児支援は、大学院で十分に行われていますか。 (性別) (N=920)



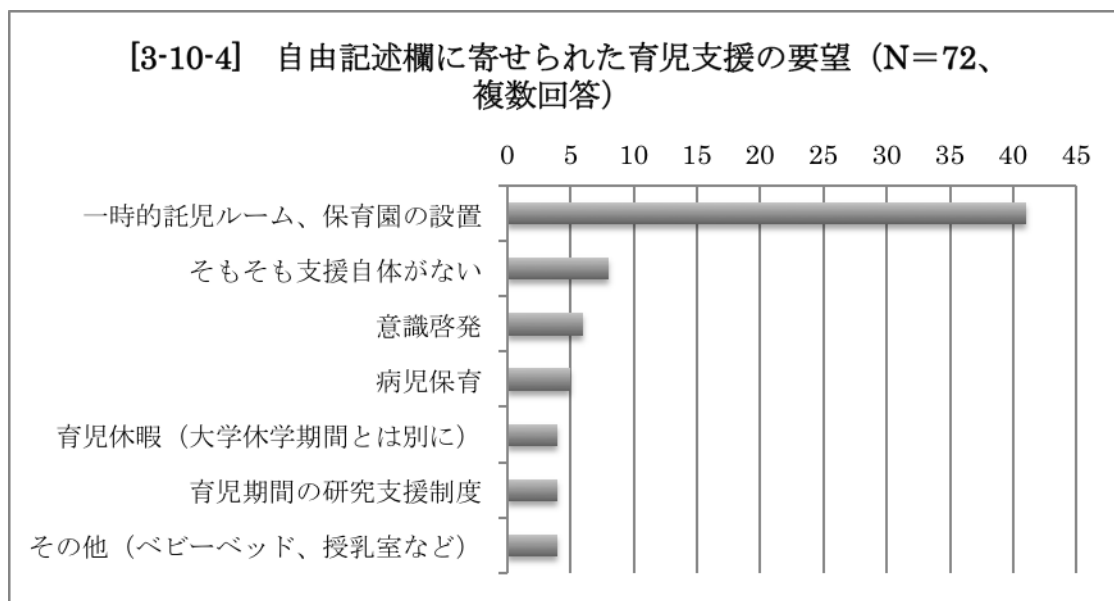
またこれを学系別にみると、必要な育児支援が行われているという回答は、「医・歯・薬学系」に属する人に最も多いことがわかる（図 3-10-3）。



これは、浦田が指摘するように、1950～70 年度期に医療労働現場における看護婦闘争が手伝って医学部キャンパスの学内保育開設が進んだ歴史を反映した結果であるだろうと推測できる⁸¹。

自由記述の回答欄には、十分な支援が行われていると答えた人は数名にとどまり、回答の大部分が、十分に支援が行われていないという認識を持った人による大学への要望であった。具体的にそれをみていくと、群を抜いて最も要望が多かったのは保育園あるいは一時的託児のできる保育ルームの設置であることが明らかになった（図 3-10-4）。

⁸¹ 来年度以降には、機会があれば、この闘争と成果についてまとめて、大規模な費用を要する学内施設設置の運動のすすめ方や意義を確認することも意味があるだろう。（浦田三紗子「日本の国立大学法人における学内保育施設の設置動向」『国際ジェンダー学会誌（第 10 号）』2012 年。）



6. 今後の調査の課題

近年、政府によって男女共同参画事業や研究者への育児支援制度の充実が進められているのにも関わらず、アンケート結果を考慮すると、依然として育児支援制度が完備しているとは言い難い。政府から提供されている育児支援制度（「女性研究者支援事業」）の対象は、理系科目を専門とする女性研究者に集中し、男性、文系科目研究者、大学院生などがそこから除外されている⁸²。もちろん理系科目を専門とする研究者の育児支援制度も決して十分であるとは言えないが、アンケート結果から「人文科学系」や「社会科学系」に特化した大学やキャンパスでより育児支援を求める声が多く寄せられていると見てとれる。したがって、今後はどのような属性がどのような支援を求めているかをより具体的に調査することで政府（および大学）による現行の育児支援制度の限界を見据え、要請項目を掘り下げる必要があるだろう。

⁸² http://www.jst.go.jp/shincho/program/woman_ken.html (2015 年 3 月 30 日閲覧)

第2章 2014年度活動総括・2015年度への提言

第1節 2014年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査

全院協では、今日における大学院生の研究生活の実態把握と、大学院生の生活・研究諸条件の向上を訴える上で必要不可欠な作業として、2004年度から経済実態に関する調査を行っており、今回の調査で11回目となる。今年度も、アンケート質問紙の内容を中心にいくらかの修正を加えつつ例年通りアンケート調査を実施し、その結果を報告書としてまとめた。ここでは、本年度のアンケート調査の実施経過を振り返り、その到達点と課題について総括する。

第1項 調査用紙の配布・回収・集計

アンケートは、第69回全代および第1回理事校会議の議論を経て内容を決定した。目標は、昨年度と同様に900件としたが、その内訳は調査用紙(紙媒体)550件、Google Documentを用いたWeb上での回答(WEB版)350件とした。また、加盟校ごとの目標数は昨年度の実績をもとに定めた。

調査用紙は、7月に1000枚、関東事務局が印刷し、各学園に送付した。また、メーリングリストによる添付と、ブログへのアップロードを行った。各加盟校におけるアンケートの配布・回収・集計はそれぞれの担当者に一任した。Web版については、昨年同様Google Documentを用い、メーリングリスト、ブログ、twitterを用いたほか、事務局内で分担し文系理系を問わず各種学会への協力を呼びかけることができた。

各大学における集計については、事務局で用意した入力シートに、第1回理事校会議で提示した手順に従って調査結果を入力してもらった。集計作業が行えない学園に関しては調査用紙を郵送してもらい事務局で集計を行った。Web版の集計も事務局で行った。データの集計には一昨年度から、SPSSという統計ソフトを用いて行った。SPSSを用い集計するに当たり、入力シートの数値を全て置換えなければならないような質問項目もあったため、負担軽減のためにも、来年度に向け、より操作が容易な統計ソフトがない場合に備えて、SPSS用の入力シートを作成する必要がある。また、「その他」など、選択肢以外にも記述を埋めるものがあるとき、これまではそのセル内にそのまま回答を打ち込むという作業を行っているが、これはSPSSにかけるときに非該当/エラーにならないように、数字で記入する部分と文字で記入する部分のセル(の行)を別途作成する必要がある。こうした、細かな入力・データ変換についても、事務局のなかで共有しておくことが望ましい。

データ集計の締め切り日は7月20日に設定した。しかし、最終的に回収数を伸ばすために締め切りを8月15日(Web版は8月31日)まで延長した。

最終的な回収結果は、紙媒体489件(昨年度488件、一昨年度535件)、Web版511件(昨年度311件、一昨年度220件)の計1000件であり、昨年度799件、一昨年度755件

を大幅に上回った。近年の傾向としては、紙媒体の回収数の低下と、他方で、Web 版の回収数の増加が見られる。特に今年度は、文系理系問わず各種学会への呼びかけにより、Web 版での回答が多く集まったことにより、紙媒体ではこれまで十分に集められてこなかった理系の院生や地方大学の院生の回答を得ることができた。この取り組みは来年度も積極的に続けていきたい。しかし、一方で、紙媒体の回収数は各大学で伸び悩んでおり、より多くの大学で回収数を支えていくため、理事校との繋がりを一層強め、各大学の実情に合わせた戦略を議論していくことや、協力してもらえる大学を増やすことが必要であると考え

る。

理事校をはじめとする、全院協が関係を有する各院協・各大学との関係の重要性は、学会へのアンケートよびかけの「成功」によって、改めて問われているように思われる。つまり、学会(あるいは事務局内部で意見が出たが実施できなかったものとして、教員組合)など多くの研究者がいる団体への連絡により、アンケートの絶対数そのものは、おそらく容易に伸びるであろうと想像される。しかしながら、アンケートの配布・回収それ自体も重要な活動であることを想起すれば、やはり紙媒体での配布、あるいは顔の見える範囲でのアンケートの確実な回収を、けっして軽視してはならないようにも思われる。それはなにより、全院協が組織として拡大していくためにこそ、人間のつながりによって活動が可能となっているという当たり前のことを、どこまで実質化できるかという問いであるようにも思われる。

その意味において、今年は 8 月半ばの時点で回収数が伸び悩んだ時点で、一方では加盟校へのアンケート回収の進捗状況を確認するということを行い、他方では学会アンケート宣伝を実施したのであるが、前者をより早期に・より重点的に行うべきであったとも思われる。アンケート集めのノウハウや、アンケートに関する悩みや苦勞を分かち合うこともまた、ひとつの活動であろう。

また第 69 回全代では、アンケート調査だけでは把握出来ない実体を把握するためのヒアリング調査が提案されていた。これは、留学生や休学あるいは就職活動を行っている院生、子育てをしている院生については要請行動などで具体的な実態を話したほうが伝わりやすいこと、またアンケート調査の回答数が少ない院生の実態を把握するためであった。子育てをしている院生の実態については、今年度のアンケートで育児支援に関する自由記述欄を設けることで一定数は得られたものの、十分な把握のためには今後も経年的な調査が必要である。今年度に関しては、組織的にヒアリングを行えなかったため、アンケートだけでは拾いきれない実態を把握するためには、今後検討すべき課題である。

加えて、留学生大学院生の実態把握のため、英語版や中国語版などアンケートの多言語化についても提案されていたが、今年度はアンケート作成の段階で導入には至らなかった。

【学園別アンケート回収数】※回収数(紙媒体,WEB)/目標数

中央大学 (27,5)/70 一橋大学 (164,39)/260 立命館大学 (117,17)/0

早稲田大学 (3,5)/40 京都大学 (68,24)/0 名古屋大学 (9,26)/50 北海道大学 (4,5)/0

日本福祉大学 (3,0)/0 首都大 (21,7)/35 東京大学 (0,145)/30 龍谷大学 (27,2)/0
総研大(0,13)/0 立教大学 (11,17)/0 大阪市立大学 (29,14)/0 京都工芸繊維大 (4,9)/20

【歴代アンケート回収数】

04 年 658、05 年 566、06 年 453、07 年 466、08 年 457、09 年 616、10 年 790、11 年 777、
12 年 755、13 年 799、14 年 1000

第 2 項 アンケート調査項目

2014 年度は、(1) 要請行動などの運動方針策定に役立てること、(2) 大学院生の客観的状況をデータとして明らかにすること、の二つの観点からアンケート項目を修正した。特に今年度は、2013 年度のアンケートをベースにしつつ、就職支援・育児支援の具体的な実態を知るための質問項目や自由記入欄を新たに設け、より多くの大学院生の声を反映できるよう修正されたものとなっている。また、専門職大学院や PD に関しては、アンケートで答えられる質問が少ない、もしくは項目が不十分であるという課題があったため、一部修正を行った。アンケートに寄せられた意見の中で、「去年のより、わかりやすい」「設問が丁寧だった」という意見もあり、若干改善が見られた点もあったが、他方で、例年同様に質問項目が多いという意見があり、回答するにあたっての所要時間を始めに明記することや、必要の無いと思われた項目は削っていくなどの工夫も必要である。

以上の課題を踏まえて、以下のような具体策を提起したい。

- ・アンケートの回答の最後に、全院協の活動を知りたい／協力を知りたいという方が全院協にアクセスできるように、連絡先の記入欄などなにかしらの仕組みを作る
- ・紙とウェブを同時に配布して、配布する側や回答者の都合に合わせられるようにアンケート作成の日程を調整する
- ・ある程度の時間が経った段階で、事務局と各院協アンケート担当者との間で、進捗状況やノウハウをこまめに共有する。その際、理事校メーリングリストや SNS を活用する
- ・学会アンケート宣伝を、他の研究関連団体(例えば、大学の教員組合、市民運動体)なども併せて早期から・組織的に、取り組むようにする

また、アンケート項目について、数字のミスが少なからずあったため(例えば①が同じ調査項目に 2 つあるなど)、集計作業において一部混乱が生じた。このことは、配布前の事務局内のチェック体制が甘かったことが原因であり、2015 年度以降は同様の間違いが起きないように留意することが求められる。

第 3 項 調査結果の分析

前年度に引き続き、単純集計による経年比較を行うとともに、クロス分析を行った。クロス分析の分析軸については、(1) 学年軸、(2) 年齢軸、(3) 学系軸、(4) 所属大学・機関軸、(5) 留学生軸、(6) 奨学金の種類軸、(7) 貸与制奨学金の総借入額軸、(8)

育児支援軸から今年度の傾向を分析した。

なお、「その他」への回答が多くなった設問がいくつか見られ、これらの中には既存の回答項目に適切なものがあるにも関わらず「その他」で回答している人も何人か見られたため、確認できる範囲で修正を行った。

第4項 報告書の作成と活用

アンケート調査結果の速報として、昨年度に引き続き『全院協ニュース』で簡単な結果報告を行った。またマスコミ向けにアンケート調査結果の概要を作成した。マスコミ向けの概要に関しては、内容に沿った自由記述欄を随時織り込むなど読んでもらえるよう工夫した。

アンケート報告書は今年度の調査結果の概要とそれぞれのトピックに関する調査結果を掲載した。内容は（１）アンケート回答者の基本属性、（２）収入と支出、（３）学費、（４）労働実態、（５）奨学金、（６）留学生問題、（７）研究活動・研究条件の実態、（８）意識（９）育児支援、（１０）就職支援であり、それぞれ事務局メンバーが分担して作成した。また、参考資料として、（１）年度別単純集計表（過去７年分）、（２）自由記述欄回答、（３）調査用紙を掲載した。

報告書は、関東事務局員を中心に 1000 部作成した。完成した報告書は、例年通り各理事校に送付するとともに、マスコミ各社にも送付した。また省庁・議員要請や機構要請時の資料として活用した。

第5項 2015 年度への提案

今年度回収目標を達成出来なかったが、歴代では最大の 1000 枚を回収した。この要因として、紙媒体の回収数が年々減少傾向にあるにも関わらず、Web 版の回収率が増加しているということが挙げられる。Web 版では、回答大学数が昨年度 51 校から 82 校に増え、このことは、SNS や上記のホームページへの掲載を通じて、多くの大学院生の目に触れたことが要因にあると考えられる。Web 版は、紙媒体にくらべ、回収の負担が少なく、現在繋がりのない学園の院生の実態を知ることが出来るとともに、全院協の存在を院生に伝える役割も持っている。来年度以降も、Web 版の回答数を増やしていくために、SNS における情報発信や、各種メディアでの宣伝に力を入れていく必要がある。また紙媒体の回収は、全院協担当者にとっての負担が大きく、各大学の院生知事会・協議会の規模や人数によってもその回収率に限界があるため、ある特定の大学の担当者に負担がかかりすぎないように、より多くの大学で紙媒体のアンケートを実施・回収し、全体的な回収率を安定的に増加するよう努めるべきだろう。

また、2014 年度のアンケートでは昨年度に引き続き、留学生大学院生の回答者が人文科学系に集中し、自然科学系の留学生大学院生データを十分に収集する事ができなかった。留学生の中でも特に理系では英語のみで研究を行う人もおり、日本語のアンケートだけでは幅広い留学生大学院生の実態を把握することは難しい。以上を踏まえて、2015 年度以降

も、英語版や中国語版などアンケートの多言語化を作成していく努力が求められている。さらに、アンケート調査では伝わりにくい、もしくは回収が出来ていない院生の実態を調査する必要がある。特に外部の団体などでアンケート調査の報告を行う際には、具体例があるほうが伝わりやすい。留学生、休学者や就職活動を行っている院生、オーバードクター、子育てをしている院生などのアンケート回収数は少ないため、そういった院生に対する聞き取り調査を行い、彼らの置かれた実態を具体的に把握することが重要である。

また、Web 版による回答数の大幅な増加に伴い、集計の際の事務局の負担の増加が懸念される。というのも、Google ドキュメントが、回答シートを数字ではなく文字で表記するため、これを SPSS にかけてられるようにするための作業に時間を要したためである。また、これまではなされていなかったが、データクリーニングをするかどうかで方針がぶれ、結局は時間と労力を考慮して実現しなかったが、これが早期に・組織的に行えていれば、データの精度をあげることができる。このため、来年度事務局でアンケート担当を最初から 2 名設けた上で、紙媒体の集計作業／Web 回答の集計作業、あるいは学会へのアンケート協力の組織化／メール送付作業の実効など、アンケートに関する各種作業を分担することが望ましいのではないかと考える。

第2節 省庁・政党・議員要請

第1項 要請行動の意義と目的

大学院生自治会・協議会によって構成される日本で唯一の全国組織である全院協にとって、要請行動は全院協活動の重要な柱の一つである。アンケート調査で把握・分析した大学院生の生活実態から院生共通の要求をまとめ、関係省庁・政党および議員への要請を通じて院生の研究環境の改善を求めている。アンケートから浮かび上がる大学院生の切実な声を拾い上げながら、それらを日本社会にとどまらず高等教育政策の国際比較を含めた広い分脈に位置づけ、個々の院協・自治会では解決することが困難な奨学金や高学費問題など日本の高等教育政策について、要請をおこなっている。

また、省庁・議員要請は、全院協活動のなかで最も多くの院生が参加する機会であるため、ともに院生活動に取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会となっている。

第2項 2014 年度省庁要請行動の到達と課題

1) 要請の概要

2014 年 11 月 28 日、文部科学省、財務省に対する大学院生の研究環境改善を求める要請をおこなった。当日は、京都工芸繊維大学、首都大学東京、中央大学、東京大学、名古屋大学、一橋大学、法政大学、立命館大学、早稲田大学の諸大学から学部生・院生あわせて 16 名の参加があった。

要請行動にあたっては、アンケート報告者から浮き彫りになった院生の実態と要請の主旨を記載したビラを各大学院に送付し、要請への参加を募った。しかし、衆議院解散および総選挙の実施という日程変更により、急遽、省庁要請と政党・議員要請とを分け、11 月末には省庁要請のみを行うことにした。要請を複数回に分けることから、次のように要請行動の形式を変更した。第一に、戦略会議を前泊して行うのではなく、当日の昼に集合して行った。第二に、省庁要請に関しては交通費補助を出さないことにした。この変更が、もし今後も継続しないのであれば比較対象がないが、少なくとも後者の点で、遠方からの参加が困難になったことは容易に想定できる。これについては、継続的な課題としてほしい。

実際の要請行動では参加者の一人一人が自らの経験を踏まえて発言する事に主眼においた。時間の都合上、文科省要請は事前に発言者を指定し、事務局中心でまとめざるをえなかったが、財務省要請については比較的自由に意見を伝えることを重視したし、参加者からかなりの発言がなされた。感想交流は、参加者全員に一通り感想を話してもらい、参加した経験だけでなく、今後の課題や目標を議論した。感想交流を重視することについては、ぜひ継続的に取り組んでもらいたい。

2) 各要請とその対応

2-1) 文部科学省への要請項目

要請項目については、文末の補足資料をご覧ください。おおよその強調点は例年そう変化はないが、昨年との相違点は、以下のとおりである。①年間世帯収入 400 万円以下の学生への授業料未徴収という、東京大学にて 2008 年度より実施されている制度の普遍的实施を主張した。②奨学金の返済において、返済年数・返済額などの返済実績をもって返済を打ち切るというイギリスなどの制度の実施を主張した。③有利子奨学金制度の無利子奨学金制度の切り替えを主張した。これは、すでに制度的には可能であることを承知しつつも、問題は補完であるはずの有利子枠が奨学金の全体の利用者・利用額の 4 分の 3 ほどを占めるという点にある。④外国人留学生学習奨励費給付制度の具体化として受給枠／受給額／利用期間の拡充を求めた。⑤非常勤講師の待遇改善を求めた。若年研究者の正規化を求めてきた過年の要請項目が、その実現のためには基盤的運営費交付金の拡充と不可分なことから、独立の項目として立てるのをやめ、その代わりに、劣悪な処遇である非常勤講師の処遇に踏み込んだ。(ただ、具体化の形態については議論が必要である。)⑥個別の大学への予算削減・私学助成の国立並み拡充・研究分野に関わらない基盤的運営費交付金の拡充という形で予算増額を具体化した。⑦育児支援を創設した。(これについても、具体化の形態については議論が必要である。)⑧要請項目に優先順位をつけ、重要であるが議論は避けたものとして、質問項目を新設した。

このような要求項目をふまえながら、事務局からのレスポンス・3 人の方からの発言を行った。

①留学生の方からは、次のような発言がなされた。自国に必要な資料があり帰国しなければならない場合が多く、年に何回もかかる飛行機代が負担になる。家族三人で住んでいるが、子どもの保育園の空がないので子どもを妻に任せているが、そうすると自分が働くことになり、働けば働くほど所得税は高くなる。週 28 時間という規定があるがそれを超えてしまう。

②院進学予定の学部生からは以下の発言があった。大学院の進学を決めたが、一番ネックになったのが経済的基盤。奨学金返済が 500 万くらいあり、研究者を志望で後期まで進学したいが、それで約 1000 万借金を抱えて社会に出ることになる。親の支援や本人負担だけで進学費用を賄うことができないので、家庭の環境によって進路が制限されている。給付制奨学金や、家庭の経済状況に関わりなく進路選択ができる状況が必要。

③オーバードクターからは、次の発言がなされた。自分の夢でもあった非常勤講師をやれていることには充実感がある。これを続けていけるのかという不安があり、週 6 コマ、おそらく大学の正規職員の方よりも働いているという人もいる。自分もそうなるのかなという不安や、職をいくつも掛け持ちしながら研究を続けていくのかなという不安も抱えている。学振を取れる人と取れない人との間に大きな違いもある。友人が電話で、「落ちて来年どうなるかわからない」と。大学院、特にオーバードクターの中では日常茶飯事にあって、来年一年どうやって研究していくのかとネックになる。学術振興会の特別研究員の枠、非常勤講師の待遇改善、正規の職員の枠の増大。

2-2) 文部科学省要請の答弁要旨

文科省担当者：7名ほど、全院協：15名

＊詳細については、全院協ニュース 243 号を参照のこと

〈1〉

①長期的な視野に基づいて多様な教育・研究活動の研究の基盤を支える運営費交付金を安定的に予算の獲得に努めており、平成 26 年度予算でも対前年度比 331 億円の増加を図った。平成 27 年度の概算要求においても同様。

②予算の仕組みとして各大学が授業料の減免の制度を作れるように国立大学運営費交付金の中で授業料の各大学が減免枠を使えるようにお金を渡す形をとっていて、制度設計は各大学の実情に応じている。授業料減免に使える予算額というものの増額も毎年要求をしている。

公立大学の運営については、地方交付税交付金の算定の中で授業料減免枠がある。その分については、各公立大学が自治体を通じて措置をされており、400 万円という基準はさまざまな公立大学が自主自立で基準を設定している。今後、授業料減免枠を拡充していきたい。

私立大学の授業料減免枠については、国としても支援していなくてもいけないと考えており、私立大学生の経済負担の軽減を図るために、私立大学の経常費補助の中に授業料減免をしている大学に国として支援をしており、平成 27 年度要求においても対前年度 5 億円増の 66 億円を計上している。

〈2〉

①授業料減免枠の制度や、大学院生に関しては返還免除を実施している。返還免除は貸与修了後に免除が決定するという運用を行っているが、平成 27 年度の概算要求では、博士課程についてはじめていく。純粋な給付型奨学金というものを省としてもまた大臣の強い意向もあり必要ではないかと考えており、具体的な検討を進めていく。

所得連動については限定的な制度のため、マイナ

ンバー制度が入った際には、より柔軟に所得に応じて返還できる制度を考慮し、有利子や無利子・大学生や大学院生といった違いに関係なく全ての奨学生・全ての返還者に対して新制度のほうを適用していきたい。

一定年限の返済をした後、返済の免除を返還期間についても重要な論点の一つだと考え、有識者の先生方と相談している。返還者がより利用しやすく・より返還の負担が軽減されるような制度を作っていく。

②いま借りている方も無利子の基準を満たしている方であれば、借り換えは可能。周知の徹底も進めていきたい。有利子奨学金は無利子奨学金の補完措置だと考えているので、平成 26 年度に引き続いて平成 27 年度においても無利子の貸与人員を増員する。有利子については、事業規模に合わせて縮小していく。

③留学生 30 万人計画の実現という目標があり、学習奨励費の予算確保・増額の必要性・重要性は強く感じており、来年度の予算要求で、7 億円の増額をしている。

④国立大学の寮の整備という観点では、大学施設の整備の現状としては耐震化・老朽化対策というところに重点をおいて整備をしている。学生寮の整備についても多くは耐震化進めていく中で寮の設定・整備をしていくことに加えて、多様な財源を活用し、整備を進める。今後、整備費の確保に努める。

国立行政法人日本学生支援機構の方で、留学生宿舎を保有しており、とくに東京と兵庫が非常に規模が大きくて周辺に比べて低廉な家賃で留学生に住居を提供している。そちらの宿舎の運営にかかる予算要求を通じて、それら宿舎に住まれる留学生の方が、よりよい環境で過ごせるように支援す

る。

日本国際支援協会の留学生住宅総合保証業務があり、留学生が年間 5000 円の保険料を支払うことで民間宿舎に入った留学生が、火災や物壊のときに保証を受けられる。留学生の連帯保証人に対しても、留学生の家賃未払いになってしまった場合、30 万円までを限度として保証するという制度がある。

国として日本学生支援機構を通じた外国人留学生の借り上げ宿舎支援事業として、大学が留学生を入居させるため民間アパートの借り上げた際に、保険料、手数料をデポジットするもの。有用な事業だと思っているため、予算を確保して、活用してもらえよう文科省としても周知を図る。

<3>

国立大学の観点からは、個々の非常勤教員の方に対する処遇について国の方でなかなか言えないが、文科省から措置をしている運営費交付金の中で、各大学の判断においてやるということを原則としていて、省の立場としては運営費交付金の額の増額の獲得に努める。

e-Rad という情報システムから発効される研究者番号は、各大学の事務担当者がその e-Rad を使用して発効する。個々の教員に対して研究者番号を

付与するかどうかということは、各大学の判断に任されているので、非常勤教員の方に研究者番号を付与したいということであれば、各大学の方に要請をされたい。

<4>

①私立大学経常費補助については、国立とも話が似てくるが、財政事情がそもそも厳しい中で平成 25 年度と平成 26 年度の予算ベースの話をする、平成 26 年度予算の時は、経常費補助をする私立大学経常費補助金と、教育研究活性化設備整備事業という別の補助金があるが、それを合わせた金額として、対前年度比の 10 億円増の 3230 億円を措置している状況。

<5>

省はこれまでも、大学が保育施設の設置をするために一定の財政支援を行ってきた。出産・子育て支援を含めてそれぞれの学生が大学に対して持っているニーズも多様化していると認識している。省としても、各大学の実情に応じた保育施設の活用等を含めてこれらの充実について積極的に促す。

2-3) 財務省要請への要請項目

要請項目は、文科省と同様、文末を参照いただきたい。文科省の要請項目を、経済的に特に重要な課題に特化したものであるが、実質的な要求はほぼ例年通りといえる。

上述の要請項目を中心に訴えたが、例年、財務省への要請行動は要請文書を渡すのみという極めて形式的なものに留まってきた。昨年は、財務省側に要請行動を積極的に傾聴しようという態度が見られたが、残念ながら今年度の態度は醜悪を極めた。昨年は財務省主計局という財務省の中でもそれなりにステイタスのある部局での担当だったこともあったが、今年は例年の通り地方局であり、地方局は(回答を用意する)要請ではなく陳情の受付部局なので、このような態度はいたしかたないといえよう。

2-4) 財務省要請の答弁要旨

財務省担当：地方局、全院協：総勢 15 名

＊詳細については、全院協ニュース 243 号を参照のこと

○財政総論

財務省(以下、財) 量的な拡充を求められているが、そうではなくて、今やっている政策は本当に効果があるのかというところを検証しながら効果が高いものに重点的に配分していく。その工夫なしに拡充をしていくと、借金のバランスと、投入に資するかということを検証する必要があるということができる

奨学金の第一種のほうは、国債を発行して、借金をもって国費を投入していると考え、[財投であっても国債であっても利子を含めて返還しなければならないのだから]同じような状況ではないのか。

問題はバランスだ。無利子／有利子はそれぞれいいところがある。後者は、将来世代に、利子を含めて返すということでもって規模が膨らんでいく。給付型でやると全額国費を投入しないといけませんが、有利子だったらそういうサイクルが生まれる。メリットがあるので、バランスが良いか悪いかというのは有利子と無利子のいいところをどれだけうまく見ていくかというバランスのことになる。

○学費

財 もちろん運営費交付金自体が大学の基盤的経費だということを理解はしているが、運営費交付金は独立行政法人で全体的に縮減をしていくような方針で行っている。それに合わせて運営費交付金という基盤的なものはありつつもそれ以外の収入の手段を大学が今後生き残っていく上でがんばっていただく。

全体の財源がないのでどのように重点化してい

くかという話。研究はお金がないとできないと言えども、国から出せるお金について基本的に制限がある。全体のお金の流れもあり、社会保障にもお金を、という話がある中で、ある資源でいかに効率的に運用できるかということを省は考えている。

大学をどう思っているのか。それはもちろん必要だと思っている。運営費交付金は確かに下がっているが、財務が厳しい中でなんとかやりくりをしてこの分を毎年確保している。その中で国として重点化しなければいけないことに関して予算削減のため大学側と共有したのはそういうことだ。

○競争的資金

財 運営費交付金というものがあるが、文科省に伝えた上で事業に対して文科省に相談の上プロジェクトごとに予算措置をするという形を採っている。大学がどう国のためになるのか、あるいは学生のためになるという点をそろえられるかによって予算措置の差が出てくるということはあるかもしれない。

金が欲しいということか。金があればすべて解決ということではないので、限られた財源である中でどのようにやっていくかというのは、運用する側もしっかり考えてどうすべきかということ。「くれくれ」というばかりではなくて自分たちもある中でどうやっていくかということを考えていただく。

政策検証をした上で文科省が効果的だということであれば概算要求で要求されている限りのこと。検証の責任は文科省のほうで、この効果はこれだけ出ているのだからこの予算を付けてくれという

要求をする、ということにある。

こちらから本当に効果が出ているのかを全部調べなければならないということは大変な作業で、各省が自分たちの事業が本当に効率的だということを証明しながら要求をするというのがあるべき姿。文科省の主張が正しいのかどうか含めて検討する。その検証がちゃんと主張できていないのではないかな。

○文科省に対する財務省の関係

財 文科省からの要求に対して査定をしていく立場にある。本当にその効果があるという説明ができなければ査定しないというのは仕方ないことだ。

大学の機能強化にどういう形でしていくかを考えて、万遍無くお金をそれぞれの大学に対して撒いていくという考え方も一つあろうが、きちんとした取り組みをして頑張っていれば国がきちんと見てお金が付くという制度をわれわれは文科省と相談してそこに対して予算措置をしているという形にしている。

独立行政法人の話だけで言えば、予算要求の際に文科省だけがやっているわけではなくて、独法の担当者の方は事業をやりたい(と申し込んでくる)。そうやってわれわれこういう目的で話を聞いているので、それに対してどういう予算措置が適正なのかという議論をしている。実際現地に行ってお話を聞かせていただくという機会もないわけではない。

必ずしも予算策定の段階で文科省と必ずしも同じ方向を向いているわけではない。文科省として「重視すべきだ」という分野もあり、財務省はそれに対して本当にこの分野はいるのかという議論。

協議が伴わなければうちが予算措置しても何も動かないので、合意の上で予算を作成している。

○各大学の裁量

財 東京大学の授業料未徴収には、大学の経営判断があるのではないかな。授業料は我慢してでも優秀な学生を集めたいという観点で東京大学の判断で実施されている。それを必ずしもすべての大学で実施させるようにすることは厳しい。

ただ予算にも授業料の減免という予算措置の枠があるので、どういう形で実施されるかということについては各大学の経営判断に委ねられる。奨学金との関係や授業の権利であるとか経済的に困窮している学生を助ける制度もあったらいいが、やるのであればもちろんこちらもしっかりやっていきたいと考えているが、やはり財政状況が厳しい中でどこまでやるかということ。

額の高さというよりも、国民負担率みたいな話もあり、学生の数と予算の多寡がどういう割合なのかということもあり、一概に低いから悪いというわけでもない。その中で有効に使えるということとでむしろいいことだと思う、少ない予算で効率のよいに研究ができたといえるため。

政策効果が、投資に見合っただけ効果が出ているのかという話をそれぞれの事業ごとにする。個々の大学の話だけに限らず、日本が支出している全支出に関して、あらゆる指標をもっていいか悪いかをそれぞれに判断する。

第3項 政党・議員要請

政党要請では、昨年同様、より多くの政党にアプローチする事を掲げたが、実際に政党

要請にまでたどり着いたのは、共産党、維新の党(旧：日本維新の会)のみであった。民主党、社民党、日本を元気にする会(旧：みんなの党)、生活の党、新党大地、新党改革は残念ながら今年断られた。自民党、公明党も例年通り断られた。とはいえ、理由はいくつかに類別できる。①対応する意思はあったが(?)日程調整ができなかったもの(民主党・公明党・社民党)、②対応する意思がないもの(自民党・生活の党・新党大地)、③そもそも連絡先が不明／対応がないもの(日本を元気にする会・新党改革)であって、①についてはこちらがより早期からアクセスを試みることで、一定改善の余地はあるように思われる。③は論外として、②についてもその理由に対応する形で、試みは継続する必要がある。

議員要請では、政党の偏りがなく、衆・参議院の文教・予算・財務委員会を対象に議員プロフィールから大学院出身者や高等教育政策に関心がありそうな議員をピックアップした。今年は、政策の実務経験者より、自民党・公明党の(衆参の委員会ではなく)党内の文部科学部に所属の政治家は実効的影響力を有しているとのアドバイスを受け、自・公の文教族も一定アクセスを行った。また、昨年度(まで)の対応がポスティング(以下)の対応の議員は、ポスティングのみを行うことの実質的意味がないため、除外した。

結果的に計 6 組(欠席者もいたため、一組 4~6 人程度)のグループで 7 名ほどの議員を回り、2014 年度は議員 48 人に対して要請行動を行った。中でも、共産党の大平善信・田村智子・畑野君枝(政党要請)、小池晃、大門実紀男、高橋千鶴子、宮本岳志、宮本徹、公明党の伊佐進一、維新の会の近江谷信広(政党要請)、社民党の福島みずほの計 9 人に対して、直接要請を行う事ができた。秘書対応でも、資料の配布だけでなく多くの議員秘書に大学院生の要望を訴える事ができた。

第 4 項 要請行動準備に関する申し送り事項

ここで、今年度の要請行動の準備において明らかになった問題点などから、来年度の準備の際に役立てられるよう数点箇条書きにする。

〈共通事項〉

- 集合時間・集合場所や移動にかかる時間・費用は必ず事前に確認しておくこと。戦略会議や感想交流は、要請ができる場所でできるとは限らず、また時間はえてして余裕がない。
- 参加者の広範囲な呼びかけが重要なのは言うまでもないが、参加していただいたみなさんの意見を聞き、要請へと反映させること。2014 年度は試験的に、感想交流の際に時間をとって全員に話してもらい、またアンケートを実施した。このような取り組みは単発では意味がなく、また次回以降に反映させなければ意味がない。

〈省庁要請〉

- 文科省の中でもよりポジションの高い人に対して要請行動を行うには省庁要請の依頼は議員を通して行うほうが良い。(これは昨年度決議まで継承された文言であるが、本当にそうであるかはエビデンスがないように思われる。議員を介した年もあれば、介さない年もあり、その比較はあまり容易ではない。)
- 文科省要請の時間は現在 30 分となっている。了承されるかは別として、今後要請行動を文科省にお願いする際に、1 時間をお願いしたいと打診してみるのも一つの方法であ

る。今年は昨年の申し送り事項を継承し、それを打診したが、実質的に延長が許される以上に、額面の延長は認められなかった。

〈政党・議員要請〉

- 議員要請のアポとりについては、秘書の名前まできちんと把握しておくこと（秘書によって対応が変わる場合が多いため、対応してくれる秘書名を把握しその人物を訪問するほうが確実）。
- グループのリーダー（主にその年の事務局メンバー）が中心となって、議員要請の前にそれぞれの議員に対してどのようなアプローチをするのか打ち合わせする時間を持つておくべき（誰がどんな話をするのかなど）。
- とくに 2014 年度は、省庁要請とは分けて政党・議員要請を行ったので、スケジューリングは組みやすかったようにも思われたが、実際にはあまり余裕がなかった。戦略会議を全体でやった後、各班での戦略会議をやったが、その後の政党要請・議員要請のためにあまり余裕がなかったという報告もされているためである。

第 5 項 2014 年度要請行動の総括と今後の課題提起

(1) 要請でやれること

文科省要請では、30 分という限られた時間の中で時間配分についての配慮を事前に要請、また会議開始直後に再度念押ししたことから、文科省からの答弁は簡潔に行われ、全院協参加者の大学院生らが自らの実体験を語る時間を十分にとりながら、要請項目について訴え議論を進める事ができた。また財務省要請では、昨年とは逆行するような形であったものの、全院協参加者らの積極的・率直な発言機会を生かす要請行動を行う事ができた。

このような省庁要請が可能となった一因として、省庁交渉以前の 9 月 24 日に、事務局メンバーを中心に、文科省レクチャーを実施したことが挙げられる。省庁要請とは別に文科省と意見を交わす事ができる貴重な機会であったと同時に、文科省の考え方や答弁傾向を認識し、それを要請行動に生かす事ができた。

しかし、省庁要請への手ごたえを感じる一方で、要請項目の政策的実現への距離はいまだ遠い。「予算が厳しいから」という理由で要求項目を退ける省庁に対して、どのように説得的な反論を展開し、政策的転換を実現できるのか今後も継続して問い続けて行く必要があるだろう。これに対する明確な回答を現時点で示す事は困難であるが、全院協活動の柱の一つである省庁要請行動を毎年継続していくことはもちろんのこと、前述した各省庁とのレクチャーの開催などを通じて議論を深めていく必要があるだろう。全院協の持つ限られた人的資源が障壁となり簡単に実現することはできないかもしれないが、今後は全院協活動の柱となる省庁要請に加えて、レクチャーなどを通じた文科省や財務省への継続的な働きかけも念頭に入れることを、これからの全院協活動に対して提案したい。

政党要請は、与野党を問わず主要な政党に対してアプローチすることを目標に行ったが、昨年に比して、その要因は必ずしも明らかでないものの、今年度は十分な政党要請が叶わなかった。これを突破するに何らかの形で高等教育政策に関心と理解を持つ自民党や公明党をはじめとする幅広い政党議員との関係構築に努め、議員から政党要請の依頼を党本部に対してしてもらう必要がある。公明党に関しては、議員要請を通じて衆議院予算委員会

の伊佐議員が高等教育への関心と理解が高い事がわかった。今年度も、結果としては議員本人との要請がかなったためその点評価すべきであるが、昨年の申し送り事項が適切に継承されず、伊佐議員を介した公明党要請は、準備の段階でなされなかった。

議員要請と文部（文教）科学、財務、予算委員会、そして自民党・公明党の文部科学部会を中心として 50 人近くの議員にアプローチした。選挙関連による日程の変更により、1 月末に移したものの、11 月末よりはおそらく政党・議員要請を行える可能性は高まったと思われるが、実際には比較が可能であるわけではないため、これについてはより明確な基準がある時期設定が必要であろう。最終的に 48 人の議員を訪問し 9 人に対しては議員本人に要請を行う事ができた。また秘書対応であっても実際に事務所内で時間をとって話を聞いてもらう事ができた場合も少なからずあった。

今年度の反省点は 3 点挙げられる。1 点目は、議員要請の配分である。グループによっては、欠員が出たこともあって、せっかく対応がよかった議員であっても、話せる人数が少なかったりであるとか、あるいは逆に、要請文を渡すだけの議員要請が続き、他のグループよりも早く要請が終わってしまったりした班もあった。したがって、グループ分けをして議員要請の配分をする時点で、要請依頼の電話口での対応などを考慮してよりバランスのとれた配分を試みるべきだった。（一部、そのやりとりはなされたが、やはり当日ではバタバタするので、事前に準備できるに越したことはないであろう。）

2 点目は要請時期についてである。要請行動における政党や議員の対応は、その時々々の政情に影響されるため、ベストなタイミングを測る事が難しい。しかし、国会開会期間中は様々な国会審議によって議員や政党の対応を引き出す事がより困難であり、議員秘書からは国会閉会直後の要請行動が効果的ではないかという声も聞かれた。今後、どのタイミングが一番効果的な要請行動が可能であるのか検討するべきではないか。今年は試験的に要請を二つに分割したが、これはある程度、政治的スケジュール・現在の政治局面の構造的問題に由来する部分もあり、けっして偶然的な出来事として処理されるべきではなく、また積極的に評価すべきかどうか、議論が不十分なままの実行であった。今後は、今回の事例を対象に、日程をはじめとする要請行動の流れについて、早期からの議論が望ましい。

3 点目に、改めて要請行動の目的は何かを問うことである。昨年度の決議には、感想交流の時間が十分に取れず、参加者のせっかくの意見交換が（交流会はもちろんあったものの）要請行動内部ではとれなかったとの総括があった。全院協全体に関わることであるが、冒頭にも触れたように、要請が全院協活動の柱であるとの物言いは、単に直接的に政策・政務関係者にアクセスできるからにとどまらない。政策を変えることなしに大学院生の経済・研究諸条件が改善されることはいうまでもないが、もちろんそれは困難であって、その前提として政治的回路へとアクセスするというにとどまっている。この点、政策的改良を目的とすれば、全院協の要請行動は不十分であり、より強く言えば、年一度ごときのと要請で制度が変わるわけがない。それでも、私たちが要請を行うのは、そこにいる仲間がおり、ともに実態を伝え、自分たちの状況を改善しようとする集合的・主体的意思があるか

らである。その点、正解がない問いではあるものの、要請行動とは何のために行うのか、という問いは、常に反復されるべき根本的問いである。

(2)要請ではできないこと

他項にて言及されている可能性もあるが、当然のことながら、要請によって／要請だからこそできることもあるが、要請ではできないことも存在する。最後にこのことに言及したい。

第一に、全院協として要請する以上、それは「全国の」「大学院生の」要求として統一した要求を練り上げるしかなく、個別の大学／院協／院生の実態や問題をそのままに受け止めることはできない。また、大学院生の諸問題に関わる、各教育段階や大学・大学構成員の問題を、正面から取り上げることも困難である。

このことから、問題の段階を分けて、そのうえで改めて、全院協として運動に取り組む必要がある。第一に、個人単位での運動への取り組みである。全院協以外にも、教育関係の運動は当然存在し、その時々々の情勢に応じて、必ずしも組織という形態を採らずとも、積極的な運動を行うことが、最終的には個人に、求められている。そして第二に、各院協／各大学での取り組みである。研究条件や組織問題などの意味で、最も細かな単位は各研究科／各院協であり、またそれを統括するものとして各大学が存在する。各院生からなる各院協の発展がなければ、個別的・具体的な問題の改善はなされないであろう。

第二に、上記のべたこととも関連させて、要請以外でも全院協ができることがあるだろう、ということである。アンケート報告書や要請行動は全院協しかしておらず、その意味では、各大学院生／各院協での取り組みに積極的に関与し、大学院生の運動の総体としての発展を水路づける組織として全院協を位置づけ、そのような視覚の下で運動を展開していく必要があろう。

補足 2014 年度要請行動について

1) 文部科学省への要請項目

【要請項目】

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (C) にもとづく高等教育の漸進的無償化

- ① 国立大学の授業料標準額の引き下げを行うための予算措置を求めます。
- ② 年間世帯収入 400 万円以下の学生に対する授業料の未徴収を求めます。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

- ① 給付型奨学金制度の創設（特に事前給付型奨学金の新設）を求めます。また「所得連動返済型無利子奨学金制度」を有利子奨学金および大学院生にも適用すること、返済年数など一定の返済実績をもつての返済の打ち切りを求めます。
- ② 現行の有利子奨学金利用者のうち希望する者の無利子奨学金への切り替えの制度を求めます。

- ③ 「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」の受給枠の拡大・生活に足る水準までの受給額の増額・受給期間の課程在籍期間への延長の措置を求めます。
- ④ 国籍に関わらず希望する全ての学生が入居できるよう低廉な学生寮の整備を求めます。また大学による保証人業務や民間アパート借り上げ等の住環境支援を促すよう各大学に働きかけることを求めます。

3. 大学院生およびその後の就職状況の改善

非常勤教員に対する処遇改善（授業・研究関連支出の公的助成、研究者番号の付与）を求めます。

4. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

- ① 国立大学運営費交付金をさらに増額すること、個別の大学への予算削減をやめることを求めます。
- ② 私立大学等経常費補助金を増額し、学生一人あたりの公的支出を国立大学と等しくすることを求めます。
- ③ 研究分野や設置形態に関わらず傾斜的資金配分を改め、基盤的部分の費用を増額することを求めます。

5. 若手研究者の育児支援の充実

個々のキャンパスに保育所（保育ルーム）を設置すること、および学内保育施設（ベビーベッド・授乳室・ベビーシート・子ども用の補助便器等）の充実を大学に義務づけることを求めます。

【質問項目】

要請当日の要請時間が限られているため、要請項目を質問項目として掲げます。後日、文書での回答を求めます。ご確認お願いいたします。

- ① 日本学生支援機構奨学金の個人信用情報機関利用の撤廃を求めます。
- ② 日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大を求めます。
- ③ 「改正研究開発強化法」によって 5 年から 10 年に延長された有期雇用期間を 5 年に戻すことを求めます。
- ④ 育児支援を行う上でその対象となる研究者を分野や性別に限定しないようにするため、育児支援の実態調査を省庁・政府として実施することを求めます。

2) 財務省への要請項目

【要請項目】

1. 国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項 (C) にもとづく高等教育の漸進的無償化

- ① 国立大学の授業料標準額の引き下げを行うための予算措置を求めます。

2. 研究生活の基盤となる経済的支援の抜本的拡充

- ① 給付型奨学金制度の創設（特に事前給付型奨学金の新設）を求めます。
- ② 現行の有利子奨学金利用者のうち希望する者の無利子奨学金への切り替えの制度を求めます。
- ③ 「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」の受給枠の拡大・生活に足る水準までの受給額の増額・受給期間の課程在籍期間への延長の措置を求めます。

④ 国籍に関わらず希望する全ての学生が入居できるよう低廉な学生寮の整備を求めます。

3. 国立大学運営費交付金、私学助成の拡充

- ① 国立大学運営費交付金をさらに増額すること、個別の大学への予算削減をやめることを求めます。
- ② 私立大学等経常費補助金を増額し、学生一人あたりの公的支出を国立大学と等しくすることを求めます。
- ③ 研究分野や設置形態に関わらず傾斜的資金配分を改め、基盤的部分の費用を増額することを求めます。

3) 議員・政党要請結果一覧

■自民党(16人)

安藤裕 (衆・文) ポ
池田佳隆 (衆・文) ポ
石井浩郎 (参・文) ポ
猪口邦子 (参・予) ポ
上野通子 (参・自文) ポ
大島理森 (衆・予) ポ
木原稔 (衆・文) ポ
熊谷大 (参・自文) ポ
田中英之 (衆・予) ポ
塚田一郎 (財／参) ポ
二ノ湯武史 (参・自文) ポ
古川俊治 (参・財) ◇
堀内恒夫 (参・自文) ◇
牧島かれん (衆・財) ポ
山本ともひろ (衆・文) ポ

■民主党(7人)

大塚耕平 (参・予) ◇
神本美恵子 (参・文) ポ
小西洋之 (参・予) ポ
斉藤嘉隆 (参・文) ポ
榛葉賀津也 (参・厚労) ◇
田城郁 (参・予) ポ
細野豪志 (衆・文) ポ

■公明党(10人)

秋野公造 (参・文) ポ
伊佐進一 (衆・厚労) ◆

稲津久 (衆・公文) ポ
浮島智子 (衆・公文) ◇
岡本三成 (衆・予) ◇
富田茂之 (衆・財) ポ
中野洋昌 (衆・文) ◇
新妻秀規 (参・文) ◇
矢倉克夫 (参・公文) ポ
横山信一 (参・予) ポ

■維新(3人)

近江谷信広 (事務局) ◆
太田和美 (衆・予) ポ
重徳和彦 (衆・予) ◇

■社民党(2人)

福島みずほ (参・予) ◆
吉川元 (衆・文) ◇

■共産党(9人)

赤嶺政賢 (衆・予) ◇
大平善信 (衆・文) ◆
小池晃 (参・予) ◆
大門実紀史 (参・予) ◇
高橋千鶴子 (衆・予) ◆
田村智子 (参・文) ◆
畑野君枝 (衆・文) ◆
宮本岳志 (衆・財) ◆
宮本徹 (衆・共産) ◇
無所属(1人)
小泉龍司 (衆・財) ◇

※ ◆：議員対応、◇：秘書対応、ポ：ポスティング（資料を渡す）のみ、—：要請できず
自文：自民党文部部会、公文：公明党文部部会、太字は政党対応

[補足]第 3 節 学生支援機構要請

第 1 項 学生支援機構について

例年、学生支援機構（以下、機構）への要請は、2 月中旬に機構・市ヶ谷事務所にて行っている。基本的には関東の事務局員と有志で、要請に比して小規模な活動ではあるが、奨学金・留学生事業を、文部科学省をはじめとする上部機関からの指示・命令を受けて、現場レベルで担当している機構への要請は、全院協の活動をより具体化・先鋭化するためにも重要である。当日の流れとしては、参加者による事前会議を 1 時間ほど行った後、機構への要請を 1 時間ほど行い、その後、機構労組の事務室にて感想交流を行い、最後に懇親会を行うのが恒例となっている。

第 2 項 当初の予定とその背景

(1) 日程変更についての留意事項

今年度は、学生支援機構を行わなかった。それは、要請行動のスケジュールを選挙のために変更したためである。当初は、例年通り 11 月末に省庁・政党・議員要請を行うという予定であったが、11 月に入ったあたりから、総選挙を実施するための衆議院解散が行われるのではないかという議論がなされるようになった。そこで 11 月 14 日、事務局を中心に政党・(他の)運動関係者との連絡をとることで、11 月に省庁要請を、1 月末に政党・議員要請を行うことにし、理事校メーリングリストに投稿した。これは、衆議院解散にともなっており、また参議院議員・各政党も選挙の準備・応援ででばらってしまっているの、ほとんど要請ができないと考えたためである。

これをこのように書いておくのは、今年度の活動報告という意味のみならず、今後の継続的な引き継ぎの意味をも有している。上記の結果、省庁・政党・議員要請がどのようなものになったのかは要請行動の節をご確認されたいが、重要なのは、日程の変動が、政治上・制度上、今後も十分に生じうる事態ということである。すなわち、地方公共団体における選挙日程を全国的に統一して実施される日本の地方選挙である統一地方選挙があるためである。ある一定期間に任期満了となる都道府県や市区町村の首長および地方議会議員について 4 年に 1 度実施されるのであるが、ここで重要なのは、確実に 4 年に 1 度は選挙が行われる、という点である。

要請行動は 11 月に行われるが、ここ数年でいえば、2012 年度・2014 年度は選挙が重なって、2012 年度は政党・議員要請が十分に行えず、2014 年度は日程を分割した。これが上記の統一地方選と関連付けて理解すべきである、ということを確認しておきたい。つまり、統一地方選挙は 4 月ごろに行われるため、各政党が政治情勢・支持の度合いなどを知るその前哨戦として解散総選挙を行う、という指摘がなされたため、そうである以上、統一地方選挙が行われる前年の要請行動は、当初のスケジュールでは対応できない可能性がある。

(2)東京都議会への要請の検討——地方自治体の奨学金制度という潮流

上記のような日程変更は、あくまで基本的なスケジュールの参考という程度であるが、今年はそもそも日本学生支援機構への要請をやめるという議論を進めていた。というのは、試験的に、東京都議会への要請を考えていたためである。

試験的であるため全院協の議論の蓄積は少ないのであるが、それは以下の理由による。第一に、地方自治体における奨学金の創設である。資料的価値の意味も込めて、地方自治体の奨学金創設の一覧を列挙しておく⁸³。

○2011 年

- ・香川県：県が独自奨学金制度／学生、県内就職で返還減免(四国新聞社 2011 年 2 月 16 日)

http://www.shikoku-np.co.jp/kagawa_news/administration/20110216000140

- ・福島県白河市：白河市が奨学金制度(読売新聞社 2011 年 2 月 28 日)

<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20110228-OYT8T00487.htm>

○2012 年

- ・加西市が来年 4 月から奨学金返還額の 3 分の 1 補助制度スタート(ReseMom 2012 年 10 月 1 日)

<http://resemom.jp/article/2012/10/01/10097.html>

○2013 年

- ・八王子市が奨学金返済支援制度、年額 5 万円を 100 人に支給(ReseMom 2013 年 11 月 26 日)

<http://resemom.jp/article/2013/11/26/16131.html>

○2014 年

- ・長野県：長野県給付制奨学金を創設——全国初、学生・父母らの要求実現(しんぶん赤旗 2014 年 3 月 16 日)

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2014-03-16/2014031601_02_1.html

- ・埼玉県：【6 月 4、10 日 〆切】高校生から成人まで奨学生 265 名を募集中...「2014 年度埼玉発世界行き」

⁸³ 大まかな流れとしては、奨学金の会ニュース 77 号を参照のこと。ただし本稿は、高校生までの奨学金は除外しており、大学以上を対象にしたもののみを挙げている。本文については、「Google アラート」の検索機能で「奨学金」というワードでメールされたものを、2014 年度の時期で区分して筆者の判断で選別したものであり、網羅的ではないことに留意する必要がある。このことにもかかわるが、奨学金制度全体でみると、国レベル／企業・地方自治体・大学・運動団体・財団など中間団体レベル／でそれぞれ動きがあるため、全体の方向性としては奨学金の節を参照のこと。

本文には創設されたものを挙げたが、すでに多くの(必ずしも公的でない)奨学金が運用されている。日本学生支援機構にて把握されているものは、以下に一覧となっている。

日本学生支援機構、2014、「地方公共団体・奨学事業実施団体が行う奨学金制度」

http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/dantai_seido.html (2015 年 3 月 20 日最終閲覧.)

(Global edu 2014 年 4 月 21 日)

<http://globaledu.jp/%E5%9F%BC%E7%8E%89%E7%99%BA%E4%B8%96%E7%95%8C%E8%A1%8C%E3%81%8D-4624.html>

・ 定住が条件、未返済の奨学金を全額免除する新制度...長野県生坂村(ReseMom 2014 年 4 月 25 日)

<http://resemom.jp/article/2014/04/25/18212.html>

・ 福岡県福岡市：福岡市「スタートアップ奨学金」を創設、地元で創業・就職すると返還免除(Marketzine 2014 年 4 月 29 日)

<http://markezine.jp/article/detail/19862>

・ 福岡県福岡市：海外留学奨学金制度:福岡市内 7 大学の学生対象 「グローバル人材」育成へ、市と商議所など創設 /福岡(毎日新聞 2014 年 5 月 2 日)

<http://mainichi.jp/life/edu/news/20140502ddlk40100412000c.html>

・ 茨城県坂東市:医師養成奨学金、東京の学生申請 /茨城(毎日新聞 2014 年 6 月 7 日)

<http://mainichi.jp/area/ibaraki/news/m20140607ddlk08040042000c.html>

・ 沖縄県：給付型奨学金を創設 県、県外大への進学支援(琉球新報 2014 年 7 月 2 日)

<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-227874-storytopic-7.html>

・ 福井県大野市：卒業後定住で奨学金返済減免...結婚なら全額免除(読売新聞 2014 年 09 月 04 日)

<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20140904-OYT8T50044.html>

・ 大野市が奨学金制度 独自性発揮、学生呼び込め(福井新聞 2014 年 10 月 13 日)

<http://www.fukuishimbun.co.jp/localnews/editorial/55216.html>

○2015 年

・ 常陸大宮市、給付型奨学金を新設 高校・大学生が対象(茨城新聞 2015 年 1 月 3 日付)

http://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_iun=14202032671935

・ 奨学金制度の創設準備 「給付型」目指す 明石市(神戸新聞 2015 年 1 月 5 日付)

<http://www.kobe-np.co.jp/news/akashi/201501/0007632525.shtml>

・ 栃木市、定住促進へ具体策まとめる 2015 年度から相談員や補助など(下野新聞 2015 年 1 月 11 日)

<http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/politics/news/20150111/1835411>

・ 大学進学者向け奨学金 「定住」で返還免除(東京新聞 2015 年 2 月 14 日)

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/tochigi/20150214/CK2015021402000173.html>

・ 鹿児島) 医学生に月 20 万円の奨学金 南さつま市が創設(朝日新聞 2015 年 2 月 15 日)

<http://www.asahi.com/articles/ASH2F5FHDH2FTLTB012.html>

紙幅の関係から詳細については記事をされたい。タイトルからも分かるように、多くは少子高齢化対策として定住・定職を当該自治体に持つことで奨学金が利用できたり返済が軽減・代替されたりするというものである。政策は目的を満たすための手段であるから、こうした定住政策としてのそれが中心であるのだが、それ以外の目的としては、留学の支援であったり、医学生(ひいては医師の当該地域での就職)への支援であったりするため、そ

うした多様な目的を持つものであることにも配慮が必要となろう。

東京都議会への要請を考えた第二の理由は、地方自治法の定めによる。すなわち、地方自治法第1条の2⁸⁴では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定めており、奨学金をはじめとする教育政策もまた住民への直接的・間接的福祉の増進に資するものである。これが意味するところは、地方自治体による奨学金があることによって、奨学金受給者の生活・教育(もちろんこれには研究も含まれる)が十全になされるということのみならず、いつまでたっても実施がなされない国による公的な給付制奨学金政策の創設への圧力になる、ということであろう。なお後述するように、以下に見る条件も合わせると、地方自治体による奨学金制度の創設・拡充のみならず、国による奨学金制度の拡充・改善が必要である。

以上のような事情から、地方自治体への要請を検討したのであった。必ずしも東京都への要請だけが唯一の回答ではないものの、潤沢な地方財政を有し、また多くの全院協関係者が東京都下の大学に所属することから、東京都議会を候補としていた。

(3)地方自治体への要請についての留意点

前項の最後に少し言及したが、一方で地方自治体の奨学金制度の拡充は重要なのであるが、他方でそれ自身が有する問題点も孕んでいるため、後者の点について触れておきたい。

第一に、政策の対象者である。地方自治は団体自治と住民自治によって構成されるため、基本的には住民を対象としている。大学(院)生は(以下、学生に呼称を統一する)、所属する大学と居住する自治体が必ずしも重なり合わないため、地方自治体にとり、なぜ必ずしも住民でないものへの福祉に対して予算を講じるのか、という点が論点になろう。この意味で、前項でみたように、少子化対策が一般論として問題になっているという以上に、地方自治体からすれば、定住することによって少子化の対策に資するからこそ、予算が講じられているということに留意されたい。これについては、文科省レクチャーの節の最後に言及したことも併せて読んでいただきたい。

第二に、自治体間格差である。データを後述するが、大学の多数が関東圏・関西圏におかれており、また学生の大半もその大学に通っているということは、少なからず想定されている。もとより、人口の多い地域であるがゆえにそこに通う学生も多い、ということも考えられるが、学生からすれば、自分の学びたい研究科や大学が地元にないために、あるいはそれを学んでも地元では就職できないために、大学の集中する都市圏に上京するという可能性も考えられる。ここにおいて、一方では地方自治体の教育格差が、学生の(教育から見た生活機会の)格差としてあらわれるとともに、他方では地方自治体の教育格差それ自身が地方自治体の格差にもとづいていることが想定される。

こうしたことを踏まえると、財政が比較的豊かな地方自治体が奨学金制度を創設することで、いっそう自治体間格差が拡大する可能性が留意する必要がある。大学が都市部に集

⁸⁴ <http://law.e-gov.go.jp/httmldata/S22/S22HO067.html> (2015年3月20日最終閲覧。)

中しており、とくに大規模な大学は都市部に多いため、地方自治体の政策が拡充することによって地方自治体格差が拡大する、というメカニズムである⁸⁵。

こうしたことを考えると、繰り返しになるが、一方では地方自治体の奨学金制度の拡充も重要であるが、他方で私たちは、国の奨学金制度の拡充もまた不可欠である。詳細は奨学金の節を参照されたいが、企業や財団法人、篤志家による奨学金などでは、上記の問題は、技術的に対応可能である部分もあるが、根本的には解決されない。だからこそ、こうした両義性への着目を強調しておきたい。

第3項 総括と方針

今年は機構要請を行っていないため、総括はない。その代りに、上記見てきたように、当初の議論と結果的に行ったスケジュールのことについて整理した。以下のことを踏まえて、今後の方針に代えたい。

- ・11月半ばの時点で政党・議員要請を1月末にすると決定した。この時点で、事務局員はじめ全院協の負担が大きくなることが想定されたため、例年2月に予定していた機構要請はやらなかった

- ・機構要請それ自体の蓄積は昨年度までの全代決議・全院協ニュースを参照されたいが、地方自治体への要請を、今年度は検討していた

- ・おそらく最も重要なことは、要請の目的を、全院協活動の全体の中で位置づけることである。目的が何かを問い直して、文科省レクチャー、省庁・政党・議員要請、日本学生支援機構、それぞれの役割分担(いつ・なにを・なぜやるのか)を議論することから始めるべきだと思われる。これまで述べてきたことは、あくまで例年こうしてきたということに過ぎず、必ずしもスケジュールありきで考える必要はない。全院協の議論・合意に基づきつつ、参加者・運動の自発性・積極性にゆだねたい。

[補足]地方自治体間の大学格差について

以下、文部科学省、2014、「9 都道府県別 大学院学生数」『学校基本調査』。参照。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001055994&cycode=0>

- ・全国の大学院生数は、251,031人である
- ・都道府県を大学院生が多い順に並べると、東京都(68776人)、京都府(17277人)、大阪府(17065人)、愛知県(14201人)、神奈川県(13672人)、福岡県(11702人)であり、1万人以上の大学院生が所属する大学・研究科があるのはこの6都道府県である。占有率は、142693/251031人で、56.8%である
- ・関東圏の大学院生は、いま仮に1都3県でとってみると、東京都(68672人)、神奈川県(13672

⁸⁵ しかし、これには政策的介入がなされている。これが今後本格化されるのであれば、地方創生事業とも併せて、Uターンが促されることになる想定される。

「3大都市圏:私大の学生数抑制へ 文科省、定員超過厳格化」

<http://mainichi.jp/select/news/20150223k0000m040083000c.html> (2015年3月20日最終閲覧。)

人)、千葉県(4342 人)、埼玉県(4342 人)になる。占有率は、 $95370/251031$ 人で、38%である

・関西圏の大学院生は、いま仮に 2 府 1 県でとってみると、京都府(17277 人)、大阪府(17065 人)、兵庫県(9277 人)になる。占有率は、 $43619/251031$ 人で、17.4%である

・以上から、関東・関西の都市部における占有率は、 $138989/251031$ 人で、55.4%である

第4節 文部科学省レクチャー

第1項 レクチャーの概要

全院協では、昨年度より文科省レクチャーを行っている。レクチャーとは、国政調査権に基づく国民の権利を背景として、国会議員を介して各省庁・部局に属する官僚から政策についての説明を受ける機会のことを指している。毎年、来年度概算要求が9月頃に出されるため、今年度も昨年度を踏襲する形で、9月24日に事務局員(今年度5名・昨年度1名)6名にて、協力議員の事務室にて文部科学省(以下、文科省)レクチャーを行った。以下、レクチャーに関する報告⁸⁶を行う。

第2項 2015年度予算⁸⁷

まず述べるべきは、総論的に見れば、基本的な政策方針は踏襲されたということにある。すなわち、なされたことと言えば、プログラム別——以下に見るように、特定の目的に対する手段として、政策の機能強化をうたうものである——の予算設定であった。他方、何かなされなかったかという意味においても、残念ながら例年通りであった。つまり、国立大学の授業料標準減額は果たされず、給付制奨学金は「今後の課題」とされ、若年研究者を中心とする研究・就職支援は今年も明示的には示されなかった。以下、学費・奨学金・雇用について簡単に触れたのち、改めて大学政策としての評価を行いたい。

第一に、学費である。文科省自身も評価しているように、授業料減免枠については国立・私立ともに3000人ずつ増の5.7万人(国立)・4.2万人(私立)が減免対象となった。基本的には経済的困窮者を対象としているため、授業料引き下げに部分的に該当することから評価に値する。ただ全院協は、「一部の人のみの学費負担を下げるのではなく、その対象をすべての人に拡大せよ」と要求してきた。進学可否のみならず、生活費・研究費を圧迫したりする可能性があることから、高学費は誰にとっても問題と言える。

なお注意すべきは、学費高騰への圧力が確かに存在しているということである。この10年間、少なくとも国立大学の学費は上がっていないが、今年度に入ってから財務省⁸⁸・内

⁸⁶ なお本稿は、全院協ニュース242号のレクチャー記事を、要請行動終了後に再構成している。具体的には、3項以外はほぼ当該記事の踏襲であり、議事録を削除する代わりに論点を明示化した。そのため、詳細は全院協ニュース242号を参照されたい。

⁸⁷ 文科省『高等教育局主要事項——平成27年度概算要求』2015年1月。

http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h27/1351663.htm (2015年3月20日最終閲覧。)

⁸⁸ 「寄付金の獲得、授業料引き上げによる自己収入の増などの教育研究環境充実に向けての自助努力を率先して行う大学については、重点的な支援を行う。その他の大学については、……思い切った合理化や再編、アンブレラ化などによる他大学との再編統合による機能強化を図っていくべき」「運営費交付金の配分において重点的に支援する仕組みを導入する一方、努力が不足している大学については縮減を図るなど、予算のメリハリのある配分を検討していく」財務省財政制度等審議会『財政健全化に向けた基本的考え方』2014年5月30日。

閣府⁸⁹は授業料引き上げを企図しており、寄付の積極化なども含めて、大学の自己資金による大学経営を求めている。これは以下の点に留意が必要である。

第一に、自己収入を高めることで公的資金の引き下げを目論んでいるであろうことは財務省の資料からも明らかである。第二に、授業料を引き上げても客である学生が集まるあるいはOBを中心として寄付が集まる大学・学科であればよいものの、それが上手いかわからないところも少なくない。授業料引き上げという形で大学入学へのハードルが高まるのみならず、寄付の多寡による大学経営資金の階層性に媒介される形で、大学間格差を拡大させる危険性をはらんでいる。

第二に、奨学金である。近年「有利子から無利子へ」という呼びかけの下、来年度は44.1万人から46万人(無利子)・95.7万人から87.7万人(有利子)という増減となった。ただ注意すべきは、財源である。第一種は返還金と公的資金であるが、第二種はそれらに加えて財政投融资であり、このままでは有利子を廃止することはできない。院生の生活実態に合った利用者・利用額が設定される必要があることは言うまでもないものの、借金によって借金を返し続けざるを得ない制度設計は、見直されるべきである。

昨年から今年にかけて行われていた「学生への経済的支援の在り方について」⁹⁰の報告書が、文科省自身の給付型奨学金創設への煩悶を示している。報告書では、返済で言えば、20年間かけて返済を行うにあたって、若年労働者のときは返済が困難であっても、賃金が上がっていくことで返済が次第に楽になる、というこれまでのあり方は、うまくいかないと自覚されている。導き出されるのは、給付制奨学金の創設へと踏み込むという帰結であろうが、またも実施は見送られた。

第三に、就職・研究である。これは全院協事務局のミス⁹¹でもあるが、これについて重点的に話をうかがうことができなかった。少なくとも政策・予算の動向を見る限り言えることは、傾向的に非正規化が進んでいるということであり、その背景には基盤的運営費交付金の傾向的削減があるだろう、ということである。

ただ、この競争的資金配分は私たち大学院生およびその後のライフコースにとり両義的な意味を有しており、一方では競争を原理としているために平等原理に反することが挙げられ、他方では就職難のバッファになっているということである。科学研究費などによ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia260530/00.pdf (2015年3月20日最終閲覧。)

⁸⁹ 「国立大学法人について評価と運営費交付金の配分のあり方を抜本的に見直し……重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する」「各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組み……を充実する」内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2014 について』2014年6月24日閣議決定。

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies_01.pdf (2015年3月20日最終閲覧。)

⁹⁰ 文部科学省「学生への経済的支援の在り方について」2014年7月26日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gijiroku/icsFiles/fieldfile/2014/08/01/1350515_1.pdf (2015年3月20日最終閲覧。)

⁹¹ これは純粋な事務作業のミスであるが、事前に簡単にでもレクチャー項目を伝達することで、担当部局の方が来てくださるので、事前に準備することが必要である。

り雇用があることそれ自体は評価すべきであるが、3年や5年、しかも1年の任期で更新される状況が恒常化すれば、それは雇用の不安定化を意味しよう。

最後に、学問の自由をめぐる問題である。文科省は大学の自治を制度的に否定しておきながら、それをあくまで認めない。詳細は省略するが、学教法施行通達の速さと徹底性⁹²、文系分野の廃止・社会的要請の高い分野への転換要求⁹³は、おそらく日本近代以降の大学史の中で、はじめて文教管轄省によって示されたものであり、学問の自由に対する国家介入の権限を強化するとともに、学問・大学の自由を恣意的に縮小しようとするものである。

第3項 レクチャーの回答と全院協としての位置づけ

以下では、今後の全院協が当事者の視点に立ちつつも、より具体的な政策を構想するために、これまで全院協では踏み込めていない論点について、整理を行う。(・は文部科学省の回答であり、→は全院協としての見解である)

○奨学金

- ・給付制奨学金を作っていないのは無利子奨学金の拡充を優先しているから

→奨学金の法においても、奨学金は無利子が基本であって有利子は補完であるとの言があるため、有利子から無利子への流れは歓迎すべきであるが、とはいえ貸与そのものが持つ問題性から、別途給付制を創設する運動が必要である

- ・借りる段階ではなく返す段階での支援

→所得連動型奨学金制度が第二種にも大学院生にも適用されるとの計画があることから(要請行動の節を参照せよ)、返済不要の枠の拡大の要求における単なる過渡期的な政策として位置付けるのではなく、それ自身を拡大していくことが今後は必要になると思われる

- ・充当順位の影響(延滞金→利子→元金)を受ける人間はごく少数に過ぎない

これは数値の上ではたしかに少数に過ぎないとしても、教育政策としてこうした金融的手法が用いられていることが問題であることは、いわゆるブラックリスト化の導入の段階からつとに指摘されている。充当順位の転換だけでなく、延滞に関係する諸制度を、当事者の視点から改善することが必要である

⁹² 「教育基本法……第7条第2項においても、大学の自主性・自律性を尊重することが規定されており、今回の法改正は「大学の自治」の考え方を変更するものではない」。文部科学省高等教育局『学校校教育法及び国立大学法人法の一部を改訂する法律等の施行通知に盛り込む内容について』2014年8月29日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351814_7.pdf (2015年3月20日最終閲覧。)

⁹³ 「・教員養成系、人文社会科学系は、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換／・柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする組織体制の確立」国立大学法人評価委員会総会『「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について(案)』2014年8月4日。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/08/13/1350876_02.pdf (2015年3月20日最終閲覧。)

○就職／若手研究者支援

- ・ 高等教育局と研究振興局が別部局なので、若手研究者／就職問題がかみあわない
- ・ 国立大学改革強化推進補助金のなかに若手研究者支援のメニューあり
- ・ 私立大学改革推進事業については、毎年 100 校ほどが受給資格を得るので、毎年私立大学にはチャンスがある

→基盤的運営費交付金、私学助成などは総額として削られているが、中でも予算を特化させることで就職支援を行うという両義性が存在する。基盤的運営費交付金の増額は言うまでもなく重要であるが、この両義性をどのように項目に反映するかも留意が必要である

○留学生／育児支援

- ・ 留学生への直接的支援は現状維持で、むしろ国籍間(日本人－外国人)交流や交流プログラムの支援、生活ガイドブックの作成、ノウハウの共有を重視していく
- ・ 留学生の在外資格との関係で、労働時間の順守が前提であり、事前日本のアルバイトの仕組みなどの情報提供をしている

→留学生 30 万人計画をうちだしておきながら、経済的支援・居住支援などはまだまだインフラ整備が不十分である。政策と実態のギャップを意識しつつ、要請項目のさらなる具体化・明示化が求められる

- ・ 女性研究者支援として、柔軟な勤務体制への支援、ライフイベントに応じた研究支援の設置、カウンセラー機関の設置、学内保育所・民間保育サービスの利活用、意識啓発や育休取得の促進

→まだまだ全院協の要求としても政策としてもそれらの前提となる実態の補足が不十分である。アンケートや懇談など実態を捕捉する活動のみならず、既存の研究蓄積のレビュー、公的機関による実態調査の要請など、他面的に活動を広げたい。

第 4 項 総括と展望

では、文科省レクチャーを経て、私たちは何を考えるべきであろうか。要請に向けて、以下の 2 点を指摘しておきたい。

(1)財政難という絶対的前提？

すでに見てきたように、給付制奨学金・授業料標準額引き下げ・留学生への経済的支援(学生寮・私費留学生学習奨励金)は財政難を理由に頓挫、また基盤的運営費交付金の削減が論文シェア数の伸び悩みや教員の正規化にネガティブに相関していることは文科省としても理解している。

しかし他方、日本が OECD 諸国の比較可能なデータのある国のうち 5 年連続で教育支出が最下位であり、こと高等教育に関しては OECD 平均の半分以下しかないことは言及されない。2012 年に、30 年以上に渡る留保撤回を乗り越えて国際社会に誓った国際人権規約 13 条 2 項(c)に定められた高等教育の漸進的無償化については、今なお積極的には言及されない。さらに、日本の大学の 8 割が私立でありながら、その公的支出は学生一人当たり 14

万円にとどまり、OECD 平均 87 万円に遠く及ばないことは言及されない。財政難は「お金がないからできません」というマジックワードであるが、私たちは、財政の多寡に還元させない議論が必要であろう。

(2)どのように要請を位置づけるのか?

「大学予算を抜本的に増額せよ」、これをどのように正当化するのか。

第一段階において、教育における投資の合理性を確認することが必要である。現時点では、高卒より学卒が、学卒より院卒のほうが、就職率および平均年収は高い。これは、本人の生活安定のみならず、企業での活躍や納税の(相対的な)高額化にも関わるのであるから、投資に時間はかかるにせよ社会に対してペイされるということを意味している。ということは、教育投資としての公的支出は、抜本的に拡大されてしかるべきである。そしてこれは、少子高齢化や知識基盤型経済という社会構造にも合致している。

ただし、第二に、そこにおいて教育が投資であればよいか、と言われるとそうではない。教育は学ぶものと教えるもの双方の権利があるからである。この点、当事者の視点に立った教育制度が必要である。経済的合理性のみならず、教育の内部において当事者たちがどのような環境を求めているかを具体化し、政策的につめていく作業が求められる。

第三に、教育制度が仮に経済的支障なしに存立したとしてもなお、実際の教育には教育内容が存在するのであるから、自由な学びの保障と研究の自由は防衛されなければならない。それはひいては、大学院生が人間であるということを考えたとき、人間の生活や実存を部分的に切り取るのではなく、生活を総体として引き受けるという制度が必要である。

なにより今、要請を終えた私たちが意識すべきは、「なぜ私たちがひとつになれないのか」、という問いであろう。現行の教育政策を見るにつけ、教育・研究の国家への徹底した従属要求と制度的強制を強いられ、その帰結としての様々な分断、すなわち大学の形態別・地域間・地位別格差などの諸区分がそのまま分断へともたらされている。ここにおいてなによりも嘆くべきは、私たちが連帯することによってこそ果たされる、「学費を下げよ」「給付制奨学金を創設せよ」「学びが活かされる制度を設計せよ」という普遍的要求が、国家による分断によって、未然に防止されている、ということにこそある。

たとえ形式にすぎないと揶揄されようが、日本は民主主義社会である。一部のエリートが恣意的に支配する独裁国家ではない。大衆社会における大学の意義は、究極的にはこの社会に生きるひとりひとりの合意に基づいている。「大学は必要なのか」「学問はこの社会に必要なのか」、そのように問い、それを確かな価値として私たちが承認するとき、それを伝えるべきは・本当に私たちが立ち向かうべきは、ひとり文科省でもなければ、財務省や産業界・政治家ではない。この社会の全員だ。

第5節 広報活動

第1項 全院協ニュース

全院協ニュースは、全国の大学院生の実態を共有し、運動への共感を広く内外に広げる媒体として多くの人に読まれることを目標にしている。全院協ニュースは、東京の事務局員で印刷し、理事校を中心に各大学院協に郵送している。2014年度では、従来よりも発行回数を1回増やした昨年実績を維持すべく、第241号（7月）、第242号（11月）、第243号（12月）、第244号（3月）の計4回発行した。また、昨年はブログの更新に伴い2014年3月時点で過去のニュースを参照できない状態となっていたが、217号まで発見されたので、整備を行いたい。

2014年度の主な内容としては、第241号で前年度事務局員が執筆した2013年度の学生支援機構要請の総括、第242号では文部科学省「レクチャー」の報告、第243号ではアンケート報告書の概要と省庁要請の報告、第244号では政党・議員要請の報告を掲載した。また、院生自治会・院協紹介では、中央大学大学院商学研究科院生協議会、東京大学大学院教育学研究科院生協議会、名古屋大学大学院生協議会、大阪市立大学大学院、各院生協議会からの原稿計4本と、首都大学東京大学院人文科学研究科の活動紹介1本、愛知県学費と奨学金を考える会の活動紹介1本の、計6本を掲載した。政党・議員要請の感想として、

2013年度の第69回全代決議において、①発行回数よりもタイミングを重視すること、②従来の冊子型のニュースは長すぎて興味のある人しか読めず加盟員へのフィードバックに使いつらいという声が各院協から上がっているため「かわら版ニュース」を発行すること、の二点が、前々年度決議の発展系として提起された。

①について、2013年度は二名だったニュース担当は2014年度では一名に戻した。発行回数自体は維持できたものの、第242号から発行時期が昨年より一ヶ月ずつ遅れてしまった。第242号（11月上旬）で11月末の省庁議員要請の呼びかけ文を掲載し、この時点で遅れが出ている。しかし衆議院選挙の解散に伴って政党・議員要請が延期となったことで、省庁要請後の第243号（12月中旬）にはアンケート報告書の概要とともに、1月末の政党・議員要請の呼びかけを行い、これは紛れあたりとしてうまく機能した。

要請の呼びかけは国政情勢に左右されやすく、統一地方選等の大きな山場が控えている場合、ますます選挙の時期が揺れ動くという教訓的な経験を踏まえると、せっかく前もって立てた要請告知のスケジュールが突然ずれ込んでしまう可能性は常に付きまといえる。加えて、ニュースの印刷と発送には関東事務局や一橋関係者のまとまった時間を要し、調整は困難である。この二点を踏まえると、ニュースによる要請告知は勿論実施し続けるべきであるが、発行に手間がかかり、手に取るにはいささか分厚いニュースでは周知効果や速報性に限界があるという観点の元、別個に各院協や個々の大学院生に迅速に

情報発信する手段を用意しておくというのも、ひとつの手段であると考える。

②のかかわら版案について報告する。今年度は3回かわら版ニュースを発行した。241号、243号、244号（以下本紙）にそれぞれ1号（Vol.1、Vol.2、Vol.3）ずつ組み合わせ発行した。Vol.1については年度初めの発行ということで、全院協紹介、学校教育法及び国立大学法人法改定反対声明、JASSO要請報告、など本紙を簡略したコラムをたくさん作り、色分けすることで目を引くことを狙った。しかし印刷はモノクロで行われるため、あまり成功せず、しかもA4サイズにもかかわらず小さい文字が多すぎて見づらくなってしまった。

それでもこのかわら版については、掲示や配布の容易さゆえに、ある程度は好評であったということを、フィードバックの際にうかがっている。

Vol.2からは印刷がモノクロであることを考慮し、新聞風に、伝えたい見出しと大きめかつ縦書きの本文という形式を試した。Vol.2ではアンケート報告書の完成告知と省庁要請報告を取り上げた。Vol.3も同様の形式にした。Vol.3ではまず政党・議員要請を掲載し、さらに、多くの人の目について欲しいという考えから全大教中央委員会の特別決議をコラムとして取り上げた。この新聞風かわら版に関しては、まだ評価を受け取っていない。この形式にすると用紙サイズの都合からコラムをなかなか設置できず、話題がひとつかふたつに限定されてしまうので、用紙サイズを大きくするか、発行頻度を上げることが望まれる。

次年度のニュース方針として、①の「広報による要請参加呼びかけ強化の模索」を、②の「かわら版の発行頻度を上げる」案と結合させることを提案する。アンケートにおいて、回答依頼を行った結果、臨時的な試験であったにもかかわらず回答数が増進したことが示すように、院協外部にも、全院協活動への潜在的な需要は膨らみつつあると思われる。一方で、大学をめぐる情勢は今年度も制度改悪の一途を辿っており、あらゆる院生の結集がただちにでも望まれる。一枚刷れば完成し、数分で読み終えることができるかわら版は、全院協の名前を知ってはいるが具体的に何をしているのか知らない院生や、今の情勢に漠然とした不安を抱いている院生に情報を伝えるためにもってこいであり、加えて元々冊子ニュースや会議でつながっていた院生や加盟院協に対しては、紙面の一部を使い、緻密な情報発信を行うことができる。勿論、かわら版やそれを外部へ拡散することにこだわるあまりに、各大学の院協やその加盟員へと全院協として行うフィードバックを疎かにすることがあってはならない。また、加盟制度や分担金の意義・負担を考えると、無秩序な拡大や配布物の発行を懸念視する意見も当然出てくるだろう。あくまでアンケート・要請・ニュースの三本立てを無理なく保った上で、機会を利用して外部に全院協活動を知ってもらう手段として、かわら版は有用であると考えられるものである。

発行頻度を上げる場合、関東事務局に発行を依存すると、関東事務局の負担がますます増えてしまい望ましくない。PDFをプリントするサービスがいくつかのコンビニチェーンで実装されており、予算を確保できれば、一枚単位で発行できるかわら版との相性はよく、関西あるいは東海の事務局員でも少ない負担で取り組むことができると考えられる。

補足 2014 年度『全院協ニュース』目次一覧

2014 年度『全院協ニュース』内容構成
第 241 号 発行日：7 月 20 日 ○新旧役員紹介 ○全院協とは ○シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢 1. 学校教育法および国立大学法人法に関する反対運動 〈声明〉学校教育法の改定案および国立大学法人法の改正案の廃案を要求する 2. 育児支援 ○院生自治会・院協活動報告（中大・商、東大・教、名大） ○2013 年度学生支援機構要請の総括 ○2014 年度第 1 回理事校会議の報告 ○編集後記
第 241 号対応 かわら版 Vol.1 発行日：7 月 20 日 ○全院協の活動 ○特別記事学校教育法および国立大学法人法に関する反対運動 ○育児支援 ○日本学生支援機構要請報告 ○院協紹介
第 242 号 発行日：11 月 6 日 ○巻頭言 ○2014 年度アンケート回収協力の御礼 ○文科省レクチャー報告 ○文科省レクチャー議事録 ○シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢 1. 留学生問題 2. 大学改革 ○2014 年度第 2 回理事校会議の報告 ○第 2 回理事校会議報告、省庁・議員要請のご案内 ○活動スケジュール・次回会議のお知らせ ○編集後記
第 243 号 発行日：12 月 18 日 ○巻頭言に代わり、活動報告 ◎2014 年度アンケート報告書概要版 - はじめに - I 「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」について - II 収入不足とアルバイトの中で研究・生活上の大きな不安を抱く現代の大学院生

Ⅲ研究と進学を阻害するいびつな高学費と返済の不安と応募をためらう名ばかりの「経済的支援」 Ⅳ就職不安と不十分な支援・研究環境と成果主義・業績主義の与える負担感 Ⅴ留学生・社会人・女性・専門職大学院生の諸問題 おわりに——大学院生の問題意識から—— ◎11月28日省庁要請行動の資料 ○文科省要請文 ○文科省要請議事録 ○財務省要請文 ○財務省要請議事録 ○2014年度第3回理事校会議報告の報告 ○活動スケジュール／政党・議員要請行動のお知らせ ○編集後記
第243号対応 かわら版 Vol.2 発行日：12月18日 ○アンケート報告書完成全国1000院生の声国会に! ○マスコミも「貧困」注目 ○「自己責任」無責任政治 ○要請行動に打って出よう
第244号 発行日：3月日 ○巻頭言 ○全国代表者会議のご案内 ○編集後記
第243号対応 かわら版 Vol.3 発行日：3月日 ○政党・国会議員要請を実施31名で46事務所に直訴! ○そもそも要請とは?

第2項 マスコミ・twitter・ブログ

全院協では、大学院生に関わる諸問題について解決に取りくむとともに、毎年全国規模でアンケート調査を実施し、大学院生の実態の把握に努めてきた。大学院生の実態を広く世間一般に認知させることは、最重要課題の一つといっても過言ではない。2013年度は、2012年度の方針を引き継ぎ、ブログ・Twitter・マスコミ等にアンケートを送付するなどの

広報活動を展開してきた。以下、項目ごとに、2013 年度の取り組み、達成点、そして 2014 年度への課題を述べてゆく。

1) マスコミ

はじめにマスコミ対策について。毎年行う全国アンケートは、特に重要な点を集約しマスコミ用の冊子としてまとめられ、送付される。2013 年は 2012 年度同様 11 月半ばに完成したが、送付の時期が 11 月末と例年に比べ半月ほど遅れてしまったことは反省しなければならない。基本的には文部科学省内の文部科学記者クラブの各メディア宛に、それ以外は我々の活動に興味のある全国の教職員組合・奨学金の会等の団体・弁護士・国会議員等に送付した。また、今年度は広報活動を一層展開するべく、各地方のメディア・雑誌編集社等にも送付する方向で考え、住所等をまとめる所までは行えた。しかし、取り組み始めた時期が比較的遅く理事校会議で十分議論ができなかったことや、事務局のマンパワーの不足等により実現はしなかった。

本年度は新聞赤旗より特設ページを設け特集を組んでいただき、その他には、京滋私大教連の機関誌に投稿することができた。しかし、昨年に比べるとメディアに取り上げられる機会は減少してしまったのが残念な限りである。送付時期が悪かったことも考えられるが、他団体の設立等によるマスコミの分散の影響もあったのではないかと。特に、奨学金問題に関する世論が盛り上がりを見せる中、それに関係する他団体への取材が増加していることがうかがえる。本協議会の調査をより魅力的なものにし、より精力的に社会に発信していくことが重要と言える。

2014 年度は世論で高まりのある奨学金問題のより一層の調査と、その他の諸問題の重要データを得るべく、アンケート内容に関する更なる議論・刷新が必要である。また、地方紙も含め、事務局員が対応できる範囲(関西・東海地方等)のメディアにも報告書を送付することを提案する。

2) Twitter

次に、Twitter について。Twitter は昨年度より引継ぎ、おもに大学院生に関わる情報について速報性を重視し発信することを目標に行った。内容としては、主に各マスコミの WEB ニュース、省庁発表の会議の重要事項、全院協関連のイベント等のものが多かった。最も反応が良かったものが WEB ニュースの投稿であり、私も日中と夜にできる限り各社のサイトをチェックし、広報することに努めた。年間を通して継続的に努力した結果、昨年度引き継ぎ時のフォロワー734 人から、300 人以上増加させることに成功した。このような広報手段は利用の簡易さや、情報拡散のスピードの観点から見て大学院生に関わる諸問題を一般に広く知らしめる手段としては非常に適しているといえる。

また、今年度は WEB 版のアンケートの URL とともに、2012 年度アンケートの自由記入欄の声を流したところ、想像以上のリツイートや反響があった。この影響か、今年度のアンケート回答数は過去最高を記録した。また、フォロワーからの意見等も少なからずみ

られ、窮状を訴えるもの、共感を示すもの、また我々の主張に対し異を唱えるものも存在したが、皆できるかぎり真摯に対応した。このように、ある程度世の中とのコミュニケーションのツールともなりうる。

2014 年度は今年度同様、社会発信のツールの中心として利用していく一方さらなるフォローのニーズに応えていけるように努力していくべきである。

3) ブログ

ブログについて。ブログは当初活動内容の発信・アンケートの拡散等に役立っていたが、年度途中で運営元の都合により長期間使用不可能となった。要請行動前の 11 月ごろに急遽新サイトを開設し、そちらに移行する事態が生じた。年度末には前サイトの運営終了が判明するとともに、全院協 HP を今年新設したものへ完全に移行することが決まった。

2013 年度の HP の利用法であるが、基本的には全院協ニュースやアンケート報告冊子を掲載し、我々の活動の実態を具体的に発信することに特化して利用した。ただし、従来はブログ上で閲覧することのできた、過去のニュースや全代決議等のコンテンツはいまだ一部復元されておらず、以前のブログと内容量において遜色がないよう整備していく必要がある。

2014 年度は、新設された HP の運用方針を明確化させることを中心に、年間を通して安定した運営が行えるように努めていきたい。

第 6 節 カンパ活動・会計報告

第 1 項 カンパ活動

1) カンパ活動を実施するに至った経緯

全院協の財政状況は長期的な加盟校数の減少により悪化してきており、特に 2007 年の立命館大学の脱退により深刻な財政危機に陥った。そのため 2008 年度には加盟分担金を財政の基軸にしつつカンパ活動によって収入の不足を補うという方針のもと、臨時で OB・OG に向けたカンパを実施した。

さらに、2010 年度以降には今後財政が短期的に改善することは困難であると判断され、恒常的に、OB・OG のみならず院生自治活動に理解のある大学教員に対してもカンパの依頼を行うようになった。結果、2008 年度は約 30 万円、2009 年度は約 35 万円、2010 年度は約 46 万円、2011 年度は約 28 万円、2012 年度は約 35 万円、2013 年度は約 41 万円、今年度は約 50 万円のカンパを頂いた。

2) 2014 年度のカンパ活動と財政状況

昨年度の要請行動に全国から多くの学生が参加し、多くの経済的支援が必要であったことを考慮し、今年度は 35 万円を目標としてカンパ活動を行った。7 月に郵送でカンパの依頼文を送付した。10 月にはカンパに協力してくださった方にお礼ハガキを送付した。また、他団体との連携としてシンポジウムなどにも積極的に参加し、会場発言を行なうなどした際にカンパを募った。

収入の面では、目標を超える額のカンパを頂いた。しかし、文科省レクチャーや臨時会議を行なったことによって交通費補助の支出が増大したこと、アンケート調査の結果をまとめて出版する計画があることから、財政上必要と判断し、3 月に二度目となるカンパ依頼文の送付を行なうことにする。

3) 2015 年度に向けて

立命館大学と北海道大学の復帰により収入状況は劇的に改善した。しかし、同時に省庁・議員要請への参加拡大により支出規模も大幅に拡大した。これまでの趨勢的な財政悪化と今後の活動の発展を見越し、来年度もカンパ活動を行う必要がある。またカンパ活動は、多くの大学教員・関係者に全院協の活動を知ってもらう重要な機会でもあり、そうした広報の観点からも、カンパ活動を継続することが望ましい。カンパの方法としては、今後も郵送によるカンパ活動および事務局員の個人的なつながり、外部企画でのカンパ依頼を継続する。

第 2 項 会計報告

1) 収入と支出についての特記事項

収入

- ・7月に行なった郵送でのカンパ依頼と外部企画でのカンパ依頼によって、目標を上回る額のカンパを頂いた。
- ・加盟分担金の納入呼びかけが遅くなったため、回収状況が悪い。

支出

- ・文科省レクチャーと臨時会議を行なったことから、「交通費補助」が予算を超過した。
- ・アンケート報告書に掲載する項目を今年度から新たに増やしたために頁数が増大したこと、外部企画に積極的に参加したために多くの資料が必要であったこと、これに伴って資料の郵送を頻繁に行なったことによって、「文具・消耗品購入費」、「通信費」、「印刷・複写代」が予算を超過した。
- ・省庁要請と政党・議員要請を別日程で実施したため、例年行なっているオリンピックセンターへの宿泊を行なわなかった。このことによって「行事等開催費」が予算を下回った。

2) 2015 年度への提案

- ・「交通費補助」は、省庁・議員要請の参加具合次第では、大幅に予算を超過することがあるため、収入面では引き続きカンパ活動を行う必要がある。
- ・支出面でも改善が必要である。今回大幅な赤字となった「交通費補助」の額を何らかの方法により制限することも考える必要がある。例えば、各学園に対して補助額の上限を設けるなどの方法が考えられる。ただし、このような制限は省庁・議員要請および機関要請への参加率に影響を与えうることを考慮する必要がある。他項でも言及したように、非関東圏からの参加者への補助について、要請日程の組み方によっては、ある程度の枠を設定する(今年度は、省庁要請には交通費補助を出さないことにした)、あるいは財政に一定程度の余裕があれば支援を手厚くする(交通費を9割5部まで出す)など、状況に応じて柔軟に対応することが望ましい。

第7節 他団体との連携

第1項 2014年度の取り組み

今年度も昨年度と同様、奨学金の会と高等教育懇談会（旧五者懇談会）の二団体と連携を目指してきた。高等教育機関関連団体の集まりである高等教育懇談会とは問題関心の多くを共有しており、連携することで大学院の問題を社会的に訴えることができる。奨学金の会は給付制奨学金創設などを目的とした教育機関関連団体などの集まりで、社会的問題になりやすい奨学金に関しては、こうした団体と協力して要請していくことが効果的である。

また今年は、高等教育懇を介して東京私大教連の研究会(正式名称は東京高等教育研究所であるが、略称として東京私大教連／東京私大教連第5部研究会とする)を知ることができ、現役の大学教員と高等教育の現状について議論する場を得た。大学改革やグローバル化など、重要なイシューにおける当団体の蓄積は豊富であるため、積極的に学びに行く姿勢が望まれる。

1)奨学金の会

今年度も昨年度と同様に奨学金の会との連携を最優先に位置づけた。給付型奨学金の創設を始めとする奨学金の拡充を位置づける奨学金の会およびその加盟団体とは、多くの目的を共有する。今年度は、「お金がないと学校にいけないの」首都圏高校生集会実行委員会の加盟、毎年やっている請願署名への「新日本婦人の会」の協力など、ますますその運動を拡大・強化している。

活動としては、以下のようにになっているため、それぞれに積極的にかかわるべきものである。すなわち、奨学金の会の役員会での学習は、高等教育だけでなく高校やその他の教育段階での諸問題を学ぶことができるため、それに基づいて理事校会議等での情勢分析に活用が可能である。また文部科学省への要請行動を行うため、学生・奨学金返済者など、広い視点から奨学金問題を扱えることもできた。今年は、文部科学省・財務省・政党・議員要請を複数回行い、その時宜に応じた教育問題を知ることができるとともに、それを介して全院協のアピールをする重要な機会でもある。さらに、設立より毎年行っている署名活動は、昨年4万筆近い署名を集め、その社会的・政治的重要性はますます高まっている。

奨学金の会の活動は、月1回の定例会に加えて、適宜要請行動や署名活動がはさまるため、専従のいない全院協にとっては、負担に思われるかもしれない。しかし、上記のような活動は全院協の情勢分析にとっても運動の手法を学ぶという意味でも非常に重要であるため、可能であれば複数の担当をおき、イベントには何かしらの形でかかわることが望ましい。

2)高等教育懇談会

「高等教育懇談会」とは、「国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会」の通称のことである。もともとは「五者懇談会」という名称だったが、これは当初の参加団体に因んで呼び習わしたものであり、より幅広く団体・個人との連帯共同の輪を広げていくためには“障害”となることが危惧されたので、第19回五者懇談会の際に現在の名称に変更した。

今年度行われた高等教育懇談会では、(2014年の)2月の会議では、全院協の引き継ぎを行うとともに、当時問題となりはじめていた学校教育法改定についても議論し、これが全院協の学校教育法反対運動の原点となった。高等教育懇の加盟団体を介して、6月の早稲田ユニオン主催のシンポジウムにも呼ばれ、全院協から会場発言をするとともにカンパ要請を行った。また7月・9月の会議でも、学校教育法改定の影響について議論したり、改めて教育・経済の関係について議論したりするなかで、企画をうった。10月に高等教育懇の主催で矢野眞和先生をお呼びして講演会をひらき、日本の高等教育が、学費があがっていくのに進学率が高まっていくという逆説について参加者で議論を行った。

3)東京私大教連第5部研究会

東京私大教連という東京にある私大の教職員組合の連合体は、内部に複数の研究会を有している。今年度は、7月12日に東京私大教連主催「グローバル競争の敗退に向かう日本の大学——大学解体に走る政府の政策を批判する」が行われた。先だって高等教育懇の定例会にてイベントの存在を知り、全院協事務局からも参加した。それ以降、第5部研究会という研究会に呼んでいただき、今年は大学ランキングの指標・評価について議論した。高等教育について厚い研究蓄積もあり、また参加者は現役の大学教員であるから現場の実態についても知悉しているため、イベントのみならず研究会にも積極的に出席すべきものと思われる。

4)その他の団体

例年、「北海道学費と奨学金を考える会」、「愛知県学費と奨学金を考える会」には参加を要請している。アンケートの呼びかけや、要請参加の呼びかけを行っており、これは継続的に取り組むべきであろう。こちらからそうした呼びかけ、例えば全院協ニュースを送るなど、今後も可能な限り連携を続けるべきである。また、こうした団体が企画を行う際には、宣伝・参加などかわり方を模索して、関係を深めていくべきである。

また高等教育懇談会にも所属している「日本科学者会議」、子どもの貧困ネットワークのメーリングリストを主催する「子どもの貧困対策会議」において、大学院生の実態について報告をおこなった。大学院生の問題は、教育問題に関わる人にとってもよく知られていない内容であり、大学院生の実態を伝えていくことは不可欠である。

来年度もできる限りアンケート調査の実態を発信し、各種団体と連携していくことが大切である。今年度も、WAN（ウィメンズ・アクション・ネットワーク）という情報サイトに全院協の取り組みとアンケート調査の呼びかけ文を掲載して頂いた。また、京滋地区私立大学教職員組合連合の機関紙で大学院生の問題を取り上げて頂くなど、昨年に引き続き

他団体との連携を絶やさない努力をしてきた。そのほか、アンケートの宣伝に関しては、学会名鑑のサイトより、学会を介してのアンケート要請を行った。

5) 対外活動等の依頼

- ・ JSA 東京支部大会開催の祝辞
→5 月 15 日、大会開催に向けての祝辞をメール
- ・ 東京新聞への取材対応
→「学問より職業訓練?!——学校教育法改正案」への取材対応(5 月 27 日)、記事掲載(5 月 28 日)
- ・ 第 32 回国立試験研究機関全国交流集会
→6 月 20 日、全院協より会場発言
- ・ 早稲田ユニオン主催「大学における貧困の拡大」
→6 月 27 日、全院協が共催&全院協より会場発言
- ・ 朝日新聞への取材対応
→「大学院生の奨学金借入、「500 万円以上が 25%」」への取材対応(11 月 26 日)、記事掲載(11 月 27 日)
- ・ 子どもの貧困ネットワーク主催「子どもの貧困対策会議」
→12 月 7 日、全院協より参加
- ・ 京滋私大教連機関紙への投稿依頼
→1 月 9 日、事務局員が対応し、原稿を投稿。
- ・ 公正な税制を求める市民連絡会準備会主催「緊急市民シンポジウム「税金を払わない巨大企業」公正な税制で社会保障の充実を」
→2 月 15 日、全院協より会場発言
- ・ 全日本学生自治会総連合主催学習会 (2 月 25 日)
→事務局員が対応。
- ・ 日本科学者会議主催「「大学ガバナンス」を問う」(3 月 7 日)
→全院協が共催、事務局員が会場でシンポジストとして発言。

6) 2014 年度企画に参加するなど連携した団体

- ・ 国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会 (奨学金の会)
- ・ 国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会 (高等教育懇談会)
- ・ 東京私大教連
- ・ 北海道学費と奨学金を考える会
- ・ 愛知県学費と奨学金を考える会
- ・ 日本科学者会議
- ・ 子どもの貧困対策会議
- ・ 全日本学生自治会総連合

第2項 2015年度への提言

2014年度も他団体連携には積極的に取り組んだが、以上みてきたように、それには時間や労力を割くだけの意味があるからである。全院協にとって、情勢分析・活動方針の素材として重要な議論・資料を提供する機会が他団体連携によって与えられているのみならず、運動の方針や参加拡大の手法など運動の手法を学ぶことも重要である。今後は、請願署名や企画実施、よりフレキシブルで実効性のある要請行動など、全院協の活動の幅を広げるためにもそうした手法を学ぶことが求められている。なお付随的には、他団体連携を介してのカンパ活動も、脆弱基盤がけっして安定しているとはいいがたい全院協にとっては重要な機会であるから、機会をとらえてカンパを行うことを進めたい。

2015年度も、積極的にかかわるべきであることは言うまでもない。そこで、複数名／地方ごとの他団体連携の担当を設置することを提言する。これが意味するところは、包括的に言えば、成果や資料、発言について発信し、他団体連携の意義や進展を加盟校や院生に周知することができる点である。具体的には、奨学金の会／高等教育懇談会／東京私大教連については、毎回の会議に事務局員が参加できるよう調整する。中京圏／関西圏においても、適宜そのような団体との関係づくりを模索したい。その他の団体については、事務局員の負担とならない程度に連携していくことが望ましい。

内容としては、大学院生の実態を知ってもらえるため、アンケート要請や要請行動の宣伝を最優先で重視すべきである。また個別の課題としては、大学の教職員組合などには大学院生の問題を大会などで取り上げるよう依頼することを提案する。

第 8 節 加盟校拡大

第 1 項 2014 年度の加盟校拡大の方針の確認

加盟校拡大はそれ自体を目的化するのではなく、各大学院協の運動の発展に対して、全院協ができることを考えるべきである。それぞれの大学で院協活動が活発化してこそ、総体として院生運動の成果をあげることができる。各大学の状況に応じた柔軟な対応をとり、数年スパンでの関係構築を念頭におく必要がある。院協活動は多くの場合 1 年ごとに担当者が入れ替わるため、確実に引き継ぎを行うようにする。

全院協が、全国組織として活動をアピールし発展させていくことは、それ自体が重要であるのみならず、加盟校の拡大にも資する。奨学金制度の充実、学費の漸進的無償化、就職問題の改善といった、全国の大学院生に共通の要求を一貫して主張し続けてきたことの意味を忘れてはならないであろう。というのも、社会集団としての大学院生の利害を全国的に代表する組織は全院協だけであり、その責任と可能性の自覚の上に運動を継続していくことが、全国の院生自治会から信頼されるための最も重要な条件であるからである。

また逆に、各大学／各院協だからこそできる点がある、ということは全院協としても留意しておくべきであろう。理事校会議／各院協との懇談の際に各院協の取り組みを聞いたり、あるいは文部科学省への要請の際に「各大学でお願いしている／文科省では直接対応できない」という回答が来たりするたびに、全国組織だけでは全院協の目的を十全に果たせることができないと強く実感する。

そしてこれは、各院協というレベルのみならず、各個人の次元でも認識されるべき問題である。なにより、大学院生の生活・研究諸条件の向上や大学院生の地位と権利の確立は、全国 - 各大学／各院協 - 個人という次元で補足・拡大が図られなければならないであろう。

加盟校拡大に関しては、今年度は、具体的には以下の取り組みをおこなった。

第 2 項 2014 年度の加盟校拡大の成果と 2015 年度への提言

1) 権利停止校(龍谷大学、関西大学)への権利停止「解除」の呼びかけの継続

龍大院協事務局長の方とメールで連絡を取り合い、全院協ニュースやアンケート調査書の郵送を行った。アンケートの配布・回収や集計作業にも協力して頂くことができた。さらに、9 月 25 日龍谷大学深草キャンパスにおいて、龍院協事務局長のほか 2 名の方と、全院協事務局 2 名で一時間ほどお話しする機会を得た(その後、夕食会も開いていただいた)。直接顔を合わせて交流できる初めての機会として、全院協の活動の概要をご説明したほか、龍大院協の近況についてお聞きすることができた。また、『全院協ニュース』の執筆を依頼、活動紹介を第 238 号に掲載させていただいた。理事校会議や要請行動には、都合が合わず残念ながら参加はかなわなかった。

関西大学に関しては、今年度は進展していない。大学関係者への問い合わせを行い、院協組織の存在を確認する必要がある。

来年度も引き続き、両大学と連絡を取り合いながら懇談会の機会を探るなど、理事校会議や要請行動への参加を促していくことが重要である。

2) オブザーバー校とのさらなる関係強化

東京大学に関して、今年度は教育学研究科学生協議会と人文社会学研究科院生自治会の担当者の方と、理事校会議の内容の共有しそれぞれの院協での取組みについて交流するなど、定期的に懇談することができた。教育学研究科院協は担当者の引き継ぎがなされたが、アンケートにも協力して頂くことができ、理事校会議にも出席いただいております、全院協ニュースもお送りしているので、今後、継続的な関係づくりが大事だと思われる。

首都大に関しては、東京都立大学時代の自治会を、教育学教室が引き受ける形で、院協活動が継続している。5月ごろに懇談を設けて以来、理事校会議への参加、アンケートへの協力、要請行動への参加(のべ5名)をして頂き、積極的な関係づくりができています。加盟校拡大の観点から実質的な進展はないが、けっして全院協加盟それ自体を目的とする必要はないと思われる。教育学教室の内部および外部での院協づくりを進めていると担当者より聞いているため、その支援／補完として全院協がかかわるべきだと思われる。

今後も引き続き関係を構築し、再加盟の呼びかけを行っていく。

3) 取り組みへの参加呼びかけ

全院協を維持していくためには、加盟校を拡大することと共に、理事校会議、要請行動等、全院協の取り組みへの参加者を増やし、全院協への理解者・協力者を増やすことが大事である。今年度は政党・議員要請の際に、全学連、「愛知県学費と奨学金を考える会」、大学院進学(予定)の学部生、関西／東北からの大学院生の参加がなかった。要請への参加を通じて、全国各地の大学(院)や他団体の方に、全院協の活動について紹介することができた。

今後もアンケートへの協力、会議や要請行動の参加など多くの学部生・院生に参加を呼びかけていく。とくにアンケートについては、詳細はアンケートに譲るものの、今年度より開始した学会を介してのアンケート要請が、それ自身として院生の実態把握・よりよい要請項目の前提になるとともに、それが個人や各院協への全院協のアピールとしても重要であろう。今年度は十分に果たせなかったものの、学会を介した宣伝は、方法や時期を検討して丁寧に取り組めば、今年度以上の成果を期待しうる。

また全院協とつながりのない院協へ、全院協ニュースの送付や要請や会議の日程を告知して参加を募るなかで、関係を築いていくことを目指す。加盟校であれば、当然これはルーティンとして行うべきであるが、そうでない院協／大学への働きかけは方法から模索すべきであろう。

ただこうした働きかけは、大学院生個人の単位でも積極的にやっていくべきだと思われる。今年は、他団体連携にてであった先生より大学院生を紹介いただき、(専門職大学院ではないものの)専門職に就職するための研究科に在籍している方との懇談をもった。こうし

た個別の懇談は、大学院生の多様化を知るうえでも重要であるとともに、個人単位でどのように全院協としてかかわるのかについての判断要素となろう。全院協は、現時点で個人加盟を認めていないが、全院協の拡大のためには、個人加盟をどのように位置づけていくかも、今後重要になると思われる。

4) 理事校一加盟校とのさらなる信頼関係強化

今年度は、組織拡大の前提でもある現在の加盟大学との連携・信頼関係の強化に、特に力を入れて取り組んだ。これは昨年度より特に重点的に取り組んだ課題である。

立命館大学に関しては、定期的に懇談し状況を確認し合い、柔軟に対応できるよう心がけた。立命からは多くの数のアンケートを配布・回収していただき、昨年に並んで、もっとも回答が多い大学のひとつとなった。残念ながら、昨年のように全院協ニュースへの院協紹介の寄稿や要請参加はならなかったものの、今後も積極的・組織的なかかわりを持つことが重要だと思われる。

大阪市立大学に関しても、直接話し合える場を定期的に持ち、全院協の活動の説明を丁寧に行うことを重視した。『全院協ニュース』の執筆を依頼、活動紹介を第 238 号に寄せていただいた。11 月の後期院生総会で、全院協活動を引き続き継続していくことを了承していただけた。

京都大学教育学研究科は、会議に毎回担当者が参加してくださり、アンケート調査に協力していただいた。京大教育院協での引継ぎの問題もあり、全院協活動の内容や意義が見えにくいという声があったため、昨年は脱退をめぐる議論の際には事務局員も参加して積極的に活動内容のフィードバックを行った。今年は、院協(内部の)会議で全院協の説明がしやすいよう事務局側で資料を作成し、それを実際に会議で利用していただいた。これは院協の担当者からも資料として活用しやすいという感想をいただき、事務局としてもこのような機会をとらえて全院協の活動を分かりやすくアピールすることの重要性を改めて意識した。そうしたこともあってか、京大からの要請への参加もかなったため、その方を介して要請行動・全院協のアピールがなされるよう、継続的な働きかけをすることが重要になろう。

引き続きそれぞれの院協の状況を会議の場で共有していくと同時に、事務局が懇談をもち引き継ぎを行う、会議のフィードバックを行う等、全院協の活動についても対話していくことが重要である。

5) 関西地方での交流会の開催

現在全院協の会議は東京で開催されており、関西地方からの参加は時間的・金銭的にも困難があるため、関西地方での交流会の開催を模索していた。昨年度より、関西圏の各院協と、個別にはあるが直接懇談する機会を持つことができた。このことは、会議をはじめ東京での行事への参加が難しい関西圏の院協に、会議の内容や全院協の活動について理解を深めてもらうチャンスとして、信頼関係を維持する上で非常に重要な意味を持った。

交流会開催は事務局の多忙により開催には至らなかったが、信頼関係を深めることはできたと思われる。

来年度は事務局で担当を複数決め、日程の調整など早めに準備していく必要がある。交流会が開催できなくとも、理事校会議ごとの会議のフィードバック、理事校からの質問・疑問点には誠意をもって・事務局内部での議論を尽くして対応するなど、これまでやってきたことをいま一度意識してとりくむことが、なにより重要である。

[補足]全院協の活動の宣伝について

全院協の活動の拡大のためには、当然アンケートと要請行動という全院協しかやっていない固有の活動をなにより重視していくということが基本であるが、とはいえ、私たちの活動のアピールが不十分であり、全国の院生・学生に全院協が知られていないという面にも留意する必要がある。各手法は、メリットもあればデメリットもあるし、全院協の労力・コストの制約もあるが、より広い・分かりやすいアピールが意識される必要があろう。全院協がこれまで、そして今後、活用する方法は以下のようなものがある。

- ・ 全院協ニュース、ブログ・Twitter など SNS、…詳細は広報を参照のこと
- ・ 新聞／雑誌などへの取材対応…詳細は他団体連携を参照のこと
- ・ 学会を介してのメール／ウェブ宣伝…詳細はアンケートを参照のこと。学会により対応は異なるが、以下のサイトには約 2000 近くの学会が登録されているため、回答数の増加を一つの目的とするのであれば、事務局をはじめとしてアンケート宣伝を組織化し、早期より宣伝することが望ましい。

<http://gakkai.jst.go.jp/gakkai/control/toppage.jsp>

- ・ 全院協の動画作成…要請行動を中心とした、数分間の短い動画を作成した。全院協ニュースをはじめとする紙媒体も当然重要であるが、動画などのビジュアルに分かりやすい資料を用いることも一案だと思われる。来年度より、適宜活用することが望まれる。

第9節 学校教育法改定反対運動

本節は、6月23日に参議院にて可決された学校教育法および国立大学法人法の一部の改定に関わって、その内容および全院協を中心とした反対運動、及びその後の動向について述べるものである⁹⁴。

第1項 学校教育法および国立大学法人法の改定の内容と問題点

安倍内閣は2014年4月25日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。本法は、6月23日の参院可決をもって、2015年4月の施行となる。本法は、現行学校教育法第93条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定を破棄し、教授会を「学長が決定するにあたり」「意見を述べる」だけの諮問機関に変質させるものである。加えて、「意見を述べる事項」を「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定し、その他、教育研究費の配分、教員の業績評価・教員採用などの人事、学部長の選任、カリキュラムの編成や学部・学科の設置・廃止などについては、「教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めるもの」と位置付けて学長の裁量に一切を委ね、大学の教育・研究活動における教授会の役割を根底から覆すものである。

国立大学法人改定法では、学長決定権の全てをごく少数の者からなる学長選考会議に与えるものとなる。かつての国立大学における学長選挙は、独立行政法人化によって改廃され、意向投票制度としてのみ残された現行の学長選考に対する大学構成員の権限が、さらに縮小される。すなわち、学長選考に関する第12条7項に「学長選考会議が定める基準により」という文言が付加されることでさらに縮小・消滅する方向へ改定されることになる。また第20条3項の「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数が、現行の「二分の一以上」から「過半数」に変更されようとしており、これは「経営に関する重要事項」について、その帰趨を学外者に委ねることを意味する。

本法は教員集団の専門性と民主制を尊重し、真理の探究と社会の発展に寄与すべき大学の本来的なあり方を否定するものに他ならない。大学の教育・研究は、真理探究に向かう関心・熱意と研究・教育対象それ自身が提起する内発的課題に取り組む大学構成員の総体として成立している。したがって、教職員の信頼と活力を欠いたままでは、学長は真のリーダーシップを発揮することはできない。

⁹⁴ なお本稿は、全院協ニュース241号の学校教育法改定反対運動の記事を、全代が近付いた時期に再構成している。具体的には、3項まではほぼ当該の記事を踏襲しているが、それ以降は、秋以降の情勢報告を加筆した形になっている。

学生や大学のことを具体的に分かっているのは教員であり、それを前提としてこそ、教授自治に基づいた大学運営が可能となっている。つまり、常日頃の大学の授業やゼミを含めた学生や教員の間あるいは教員間のコミュニケーションがあつてこそ大学が運営できているのだから、翻って、本法のような学長権限の強化によって、大学のガバナンスが停滞・ストップする可能性がある。

本法は、国際的に見てもその潮流から逸脱するものである。1997 年、第 29 回ユネスコ総会において「高等教育教員の地位に関する勧告」が採択されたが、(Ⅲ)基本原則 8 において「高等教育教員を代表する組織は、教育の発展に大いに貢献することができる力、並びに第三者及び他の利害関係を有する者と共に高等教育政策の決定に関与すべき力、としてみなされ及び認められるべきである」と明記されている。しかし日本では、本法をもって、ほとんどの教員が学内行政の決定から実質的に排除されることになる。

日本国憲法 98 条 2 項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあり、それに違反しても構わないということにはならない。ユネスコの勧告はいわば確立された国際法規であり、それが主張するように、高等教育教員を代表する組織は、高等教育政策の決定に「関与すべき力」として認められなければならない。

では私たちにはどのような影響をおよぼすのだろうか。大学院生にとって、学校教育法の改定は以下のような具体的な問題をもたらすと想定される。

第一に、教授会の人事権が奪われて専門性のない学長によって人選が行われることになる。ある人を教授にするかどうかを、別の専門性を有する学長が決められるはずがなく、実際には学長による人選はありえない。

第二に、教育研究費の配分権限が教授会から奪われて学長によってなされることになる。日本の教育予算、とくに高等教育予算は、OECD の中で 5 年連続で最下位であり、このように少ない教育予算がいつそう削られる可能性がある。予算削減の結果、教員の非正規化が進み大学院生の雇用が不安定になり、次代を担う研究者・教育者の育成を阻害する。同時に、教育は学ぶ者と教える者の共同作業であるため、教える側・研究する側の雇用の問題は教育のサービスの質を落とす事になり、学生の学びを阻害する。これでは、よりよい教育を実現できない。

私たちは、改めて原点に立ち返る必要があるだろう。わが国においては戦後、憲法第 23 条に規定された「学問の自由」のもとで「大学の自治」を保障するために、学校教育法第 93 条の教授会規定が設けられた。大学の自治は、「大学の学長は教授そのほかの研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」ことを含むと最高裁によって判示されている。全院協は、教授自治はもちろんのこと、大学自治が教授自治のみならず、大学院生を含む全構成員自治の理想を追求すべきだと考える。

全院協は、本法に断固反対してきた。本法がもつ危険性——すなわち真理を学び・研究

する権利を侵害すること、そして日本における私たち次世代の研究者・教育者育成に深刻な影響を与えるという危険性——を広く国民と共有し、国会審議を通じて法案を廃案にさせるために運動を行なった。

第2項 私たちはどのような運動を展開したのか

＊本稿に関わる限りでの日程表

- 4/25 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案 閣議決定
- 5/20 奨学金の会議員要請
- 5/30 若手研究者緊急アピール(議員要請+記者会見)
- 5/31 全院協事務局による反対声明
- 6/2・3 全院協関係者によるファックス攻勢
- 6/7 全院協による反対声明
- 6/10 民主党修正案にて合意(社・共のみ反対)：衆議院議院にて可決
- 6/23 参議院議院にて可決

全院協として行うことが出来たのは、第一に反対声明である。5月31日の事務局会議にて事務局声明を承認し、6月7日の理事校会議にて全院協(全体としての)声明を承認した。第二に、ファックス攻勢である。反対声明を元に文章をかみ砕いて再構成し、一橋自治会室にて文部科学委員(衆議院)・文教科学委員(参議院)に対してファックスがけを行い、のち電話がけでファックス送付の確認と全院協としての反対の意志を伝達した。第三に、若手研究者緊急アピール(以下、「アピール」)の活動に院生有志として関わり、議員要請や請願署名を手伝った。

逆に、行うことが出来なかったこともあった。第一に、学内での情宣活動である。何より大学教員・学生／院生が当事者であるから、ビラまきにしてもポスティングにしても行うべきであったが、時間や労力そして(参加者の将来の身分保障の問題として)身分の問題から、学内での活動には制限があった。また第二に、「アピール」がやったような請願署名である。奨学金の会では毎年教育政策に関する請願署名を行なっているが、全院協にはそのスキルや経験がなかったため、反対声明を出すにとどまった。また可能であれば国会審議の傍聴(これは大学の労働組合の戦術の一つとなっている)や他団体との意見交流を実施したかったが、いずれも(経験者も含めた)事務局員の余力の問題から、実施は避けることとなった。

第3項 運動の総括と今後の方針

では最後に、全院協の経験を中心に、学教法の総括を行なっておきたい。

第一に、運動の取り組みが遅れたということである。反対声明は、様々な団体から3月

頃から徐々に出され、採決されるまでに 40 以上の団体から挙げられている⁹⁵。全院協としても、他団体の声明を参考にしつつ文章を練ったものの、全院協および各院協の引き継ぎ時期と重なったこともあいまって、合意調達のプロセスにしても多様な運動展開という意味でも、不十分な点は否定できない。

第二に、運動の多様なつながりが築けなかった点にある。今回、ファックス攻勢は非常勤講師組合の方から手法を教わったものの、言うまでもなく一度のファックス送付で事態が好転するほど政治は甘いものではない。また、「アピール」による請願署名は、直筆でなければ国会への請願が出来ないということが了解されておらず、参議院での審議過程の際に実施こともあり、院生有志としても十分に協力が出来なかった。言うまでもなく「アピール」を批判するつもりはなく、全院協として、例えば奨学金の会から手法を倣うなどして、自ら取り組むべきであったが、それが出来なかった。さらに学生による団体として反対声明を掲げたのは残念ながら全院協のみであり、この点からも、他団体との連携が不十分であった。

第三に、総体として今回の運動には両義性がある、ということを指摘しておきたい。一方で、全院協は議員要請を毎年行っているが、電話かけの仕方から議員への要請の書類ひとつひとつに至るまで、そのきわめて具体的な経験は私たちに血肉化され骨化され、けっして軽視されるべきではない、ということである。言い換えれば、他の団体で議員要請をしたことがない組織はたくさんあり、私たちのスキルを積極的に他の運動でも活用できるし、そうすべきであろう。では私たちは、今回の学教法に限定したとして、十全に運動を展開できたのであろうか。筆者は、出来ていないと考えている。次の具体的な一手を具体化しようにも、それらが思い浮かばず、忸怩たる思いを隠すことができない。

少なくとも現時点での私たちの運動はこれが到達点だが、上記のような両義性を孕んだものであるという点には、留意が必要であろう。これは全院協の、しかも今回の運動に限定した話ではない。教育の運動に関しても、例えば奨学金と学教法を比較しても、自民党や民主党の立場は一枚岩ではなく、議員やマスコミに情勢や実態を丁寧に説明することによって、運動は展開しうる。学教法はこれから、各大学・個別イシューとして、より具体的な形で展開することになる。私たちは今後も運動を続けなくてはならない。

第 4 項 学校教育法改定のその後

学校教育法が改定された後、どのように本法のプロセスは進展したのか。「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」によれば、2014 年 7 月 25 日から(現時点で)2015 年 2 月 5 日まで 4 回行われている。着目すべきは、文科省が驚くほどの速さでこの法に実効性を持たせようとしていることである。2015 年 4 月からの施行に向けて、新学校教育法に反する内容の学内規則を修正するよう、チェックリストを設けて、9 月から 12 月にかけて大学に対する周知・説明を行い、12 月から 4 月までを総点検・見直しの進捗状況調査を

⁹⁵ 採決以後も、複数の抗議声明が出されている。以下の HP を参照のこと。「全国国公立大学の事件情報——研究者の地位と権利を守るための全国的ネットワークをつくろう！」

<http://university.main.jp/blog/>

するとしている⁹⁶。これにより、個別の大学に早期に・徹底的に、文科省への追従を余儀なくされることにある。現場での運用については不明確であるが、こうした文言上の追従は、少なくとも現場においても文科省の意思決定を受動的に従うほかない態度を養成することが容易に想定される。

全院協として、大学経営に関する事項については、なかなか知りえない。ただ、4月より施行される改定については、必ずしも文科省への従属という選択肢しかないわけでもない。3月7日に行われた日本科学者会議主催「大学ガバナンス改革を問う」においては、ひとつの論点がこの学校教育法改定と学内規則の衝突の問題であり、制度上および実際の運用においても、空白が存在し、抵抗の余地が存在している。全院協はもとより、各院協や教員・教組と協力し、学校教育法実施以降も大学の自治を防衛する運動が求められている。

[補足]東京大学における大学改革の展開

最後に、学校教育法改定ともかかわって問題が可視化されている例として、東京大学を取り上げたい。それは、学校教育法による学長のトップダウン／軍学共同の典型的事例であるとともに、象徴的な事例であるように思われるからである⁹⁷。

東京大学には、学生運動をはじめとする大学運営の問い直しの歴史があったために、現在でも、軍事研究を拒否し学内自治を尊重する内容を有する東京大学憲章と呼ばれる規定が存在する⁹⁸。産経新聞／防衛省をはじめとして、軍事・安全保障への科学研究の活用を積極的に推進しようとする勢力は、おそらくこれまでもそうであったように思われるが、学校教育法改定からは特にその攻撃圧力が高まっているように思われる。そしてこれは、以下のように、軍事をめぐる科学研究のヘゲモニーは、せめぎあって言論空間を構成している。

- ・東大 空自機への協力拒否 不具合の原因究明 「軍事研究」と判断(西日本新聞 7/6)

<http://www.nishinippon.co.jp/wordbox/word/7768/10557>

- ・大学機関へ強まる関与 政府、軍事転用に注目(共同通信 7/6)

<http://www.47news.jp/47topics/e/255050.php>

- ・東大が防衛省に協力拒否 輸送機不具合究明「軍事研究」と(産経新聞 7/6)

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140706/plc14070609450004-n1.htm>

- ・東京大学職員組合 「東京大学における軍事研究禁止の原則の堅持を訴える声明」(7/15)

⁹⁶ 大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議，2014，「（資料3）内部規則等の総点検・見直しの実施について」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/059/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/01/13/1354177_03.pdf (2015年3月8日最終閲覧)

⁹⁷ ここに書くことはできなかったが、学事暦・教育改革に反対する／考える運動体が学内でも起こっており、これは今後の大学改革を考えるうえでも重要な運動のように思われる。これについては、他日を期して運動の展開を記述したい。

⁹⁸ 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/u0740585001.html (2015年3月8日最終閲覧)

<http://tousyoku.org/archives/1634>

・軍事技術開発で大学向け基金 防衛省、27年度予算概算要求へ(産経新聞 8 / 24)

<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/140824/plc14082411380008-n1.htm>

・安保をただす 防衛省の基金 軍事研究に厳しい目を(信濃毎日新聞社説 8 / 25)

<http://www.shinmai.co.jp/news/20140825/KT140822ETI090002000.php>

・防衛省、大学と協力…味の分析技術で爆薬検知(読売新聞 2015 年 01 月 13 日)

<http://www.yomiuri.co.jp/national/20150113-OYT1T50087.html>

・東大大学院 軍事研究一定程度可能に(NHK ニュース 2015 年 1 月 16 日)

<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20150116/k10014728731000.html>

・東京大学「軍事研究解禁」ガイドライン改訂で政治的圧力はあったのか(1 月 18 日)

<http://d.hatena.ne.jp/hibi2007/20150118/1421597524>

上記からも見て取れるように、産経新聞・防衛相による圧力は、必ずしも東京大学に向けられたものには限定しない。しかしながら、科学研究の最先端であり、また同時に、過去の学生運動がそうであったような大学自治のひとつの象徴でもある東京大学が、こうした攻撃にさらされているのは、大学改革をめぐる諸論点が、この場をもって突破できるか否かにかかわっていると思われているが故であろう。

最後に、繰り返しにはなるが、運動の重要性を提起しておきたい。本稿の担当者は、学校教育法が改定されたとき、私たちの運動は敗北したと感じた。しかしながら、全国レベル・制度レベルで仮に私たちの運動が実らなかったとしても、各大学・各研究科ごとの運動にゆだね、その現場・その最前線でたたかうことができるし、またそうしなければならぬであろう。

筆者の周囲を含め、大学改革については、抽象的なレベルにおいても具体的なレベルにおいても、批判的見解を有する者が、実際には少なくないようである。また、ある大学では、改めて全学的に、学部ごとの学校教育法反対の決議を挙げると聞いた。これからも運動は続いていく。私たちは、あらゆる機会をとらえ、あらゆる運動を組織し、たたかわくてはいけない。けっしてあきらめてはいけない。

〈声明〉学校教育法の改定案および国立大学法人法の改正案の廃案を要求する

2014年6月7日 全国大学院生協議会

安倍内閣は4月25日、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。法案は、現行学校教育法第93条の「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」という規定を破棄し、教授会を「学長が決定するにあたり」「意見を述べる」だけの諮問機関に変質させるものです。加えて、「意見を述べる事項」を「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」に限定し、その他、教育研究費の配分、教員の業績評価・教員採用などの人事、学部長の選任、カリキュラムの編成や学部・学科の設置・廃止などについては、「教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると認めるもの」として学長の裁量に一切を委ね、大学の教育・研究活動における教授会の役割を根底から覆そうとしています。

国立大学法人法改定案では、学長決定権の全てをごく少数の者からなる学長選考会議に与えようとしています。かつての国立大学における学長選挙が改廃され、意向投票制度としてのみ残された現行の学長選考に対する大学構成員の権限が、学長選考に関する第12条7項に「学長選考会議が定める基準により」という文言が付加されることでさらに縮小・消滅する方向へ改定されようとしています。さらに、第20条3項の「国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関」たる経営協議会の委員における学外者の数が、現行の「二分の一以上」から「過半数」に変更されようとしています。これは「経営に関する重要事項」について、その帰趨を学外者に委ねるものです。

本法案は教員集団の専門性と民主制を尊重し、真理の探究と社会の発展に寄与すべき大学の本来のあり方を否定するものです。大学の教育・研究は、真理探究に向かう関心・熱意と研究・教育対象それ自身が提起する内発的課題に取り組む大学構成員の総体として成立します。したがって、教職員の信頼と活力を欠いたままでは、学長は真のリーダーシップを発揮することはできません。

わが国においては戦後、憲法第23条に規定された「学問の自由」のもとで「大学の自治」を保障するために、学校教育法第93条の教授会規定が設けられました。大学の自治は、「大学の学長は教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」ことを含むと最高裁によって判示されています。全院協は、教授自治はもちろんのこと、大学自治が教授自治のみならず、大学院生を含む全構成員自治の理想を追求すべきだと考えます。

全院協は、法案に断固反対し、法案がもつ危険性、すなわち真理を学び・研究する権利を侵害すること、そして日本における私たち次世代の研究者・教育者育成に深刻な影響を与えるという危険性、を広く国民と共有し、国会審議を通じてこの法案を廃案にさせるために運動します。その過程において、大学の自治が全構成員自治の理想を追求すべきであること、学問の自由を守るためには大学自治を根幹とする大学制度が必要であることについて、改めて大学の内外で広く議論を深めるとともに、大学が国民の共有の財産であることを自覚し、そのために力を尽くすことをあわせて宣言します。

第10節 全院協の規約改定

第1項 規約改定の背景と方向性

この1年で、複数の院生協議会より全院協の規約についての問い合わせを受けた。これを踏まえて、全院協の規約の改定を含む議論の提起を行いたい。これを踏まえてというのは、主として2つの理由による。形式の問題と、全院協規約のもつ影響力の問題である。

すなわち第一に、現在の全院協の規約が、全院協の活動の実態とそぐわない点があるため、いわば現状を追認するような形で改定を行ったほうがよいのではないか、というのが一点目であり、これは形式の問題にすぎない。

ただ第二に、こちらがより重要と思われる理由は、全院協の規約が、他の院協に対するひとつのモデルとなる、という点である。規約とはより一般的な表現で言えばルールであり、院協活動を行っていく上での決まりごとである。しかし、しばらく活動が停滞していたり、あるいは活発な活動を行っている院協であっても規約をもたなかったり・死文化したりしているというところは少なくないのではないか、と感ずることがある。そこで、全院協の規約の検討を通じて、各院協の規約に対する影響力を持たせることができないかと考え、規約改定を提起したい。つまり規約を持たない院協にとっては全院協規約がひとつのモデルとなるであろうし、規約を持つ院協にとってもこの契機がより活発な院協活動をもたらすものになることを願って、提起する次第である。

最後に付言すれば、言うまでもなく、院協活動は形式ではなく実態が重要である。実際の活動なしに美辞麗句を並べ立てた規約があってもなんの意味もない。しかしながら、規約の検討がひとつの活動として位置づけられることによって、何かしらのポジティブな意味があるように思われ、今回の提起に至った。2に改定案を付したため、今年度にて議論を行った。

なお規約の改訂に関しては、急ぐ必要はなく急ぐべきものでもないので、今回問題提起を行い、改めて全代にて議論・検討を行った上で、最終的な承認は来年度の初回理事校以降としたいと考えている。

第2項 改定案

全国大学院生協議会規約

一九六〇年二月制定

一九七五年三月二二日改正

二〇〇六年三月四日改正

第一条（名称）

本会は、全国大学院生協議会（略称、全院協）と称する。

第二条（目的）

本会は、大学院生の生活研究諸条件の向上、大学・大学院における大学院生の地位と権利の確立、向上および大学院生の共通の立場から、平和と民主主義の確立ならびに社会進歩をめざす。

第三条（構成）

本会は、全国代表者会議で承認された大学院各位の大学院生の自治組織によって構成される。

(1)各大学院において、研究科単位での大学院生の自治組織は結成されていても、全学的な組織が結成されていない大学院が存在する実情にかんがみ、暫定措置として一大学院から二つまたは二つ以上の組織が加盟することを認める。但し、定足数、議決権有効数を数える時は、一大学院一票とし右のような事情にある大学院がその一票をどのように行使するかは、その加盟組織間で調整する。

(2)組織化はなされているが、加盟要件を満たしていない大学院生組織は、オブザーバー（発言権あり議決権なし）として参加できる。

(3)加盟要件は、全国代表者会議にて加盟希望の意を伝えるとともに、それが全国代表者会議の場において承認されることを加盟要件とする。ただし必要な場合は、理事校会議によってこれを代えることができる。

(4)実際の院協活動が停滞している場合に、全国代表者会議において権利停止校と定めることができる。全国代表者会議において権利停止とされた権利停止校については、その権利の解除の手続きを、全国代表者会議での承認によって認める。

第四条（機関）

本会は、右の目的の達成に必要な活動を遂行するために次の機関をおく。

・全国代表者会議、~~・理事会、理事校会議~~・議長・副議長、・事務局

第五条（全国代表者会議）

(1)本会の最高議決機関は、加盟大学院各一名の代表者によって構成される全国代表者会議であり、年一回以上開催される。

(2)全国代表者会議は、**理事会理事校会議**が招集する。加盟大学院の三分の一以上の要請があれば、**理事会理事校会議**は全国代表者会議を招集しなければならない。

(3)全国代表者会議は、加盟大学院の過半数の出席をもって成立し、出席大学院の過半数の賛成によって議決する。議決権は、一加盟大学院一票とする。

(4)加盟大学院が全国代表者会議に欠席する場合は、事務局を通して全国代表者会議に委任状を提出することができる。この委任状は、出席権を有するが議決に加わることができない。定足数の四分の一までは、委任状をもって定足数に加えることができる。また、欠席加盟大学院は事務局を通して全国代表者会議に対する文書発言を行なうことができる。

(5)全国代表者会議にて決定することは次の通りである。

一、基本方針の決定

二、役員(議長と理事校、副議長の定数)の任命及び解任

三、予算及び決算の承認

第六条(理事会)理事校会議

(1)理事会理事校会議は、全国代表者会議で選出される**十三の規定**の理事大学院各一名の代表者および全国代表者会議で選出される議長、若干名の副議長、~~事務局長の三役~~によって構成される。全国代表者会議にて理事校・副議長の定数を確認・決定する。任期は原則として一ヵ年とし再任を妨げない。

(2)理事会理事校会議は議長が召集する。理事会理事校会議構成員の三分の一以上の要請があれば、議長は理事会理事校会議を招集しなければならない。

(3)理事会理事校会議は、理事会理事校会議構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決する。

(4)全国代表者会議は、理事会理事校会議構成員を罷免することができる。ただし、罷免の発議は加盟大学院の四分の一以上の賛成によって成立する。

(5)加盟大学院は、理事会理事校会議に対して文書で動議を提出することができる。

第七条(議長・副議長)

議長は理事会を代表する。副議長は議長を補佐し、議長が執務継続不能の場合これを代理する。

→削除

第**六**七条(事務局)

事務局は、理事会理事校会議の統轄の下におかれる事務機関として、議長もしくは理事校会議によって任命される**事務局長および理事会の任命する**事務局員をもって構成する。

第八条(議長・副議長)

議長は全院協を代表する。副議長は議長を補佐し、議長が執務継続不能の場合これを代理する。

第九条(地方連絡協議会)

加盟大学院は、全国代表者会議の承認を得て、地方ごとに地方連絡協議会を結成することができる。ただし、必要な場合には**理事会理事校会議**の承認によってこれにかえることができる。この場合には、次回の全国代表者会議の追認を得なければならない。

地方連絡協議会は、その地方の実情に応じて活動することができる。ただし、その活動はその期間における全国代表者会議**および理事会**の議決に反してはならず、各地方連絡協

議会は、その期間における活動を全国代表者会議および**理事会理事校会議**に報告しなければならない。

第十条（会計）

本会の経費は、分担金、寄付金その他の収入をもって充てる。各加盟大学院は、その組織人数に比例した分担金を納めなければならない。その額は全国代表者会議において決定する。本会の会計は、~~理事会が統轄し、~~**理事会は理事校会議が統轄し、理事校会議は年一回全国代表者会議において会計報告をしなければならない。**

会計監査大学院は、全国代表者会議において選出され、年一回全国代表者会議に対して会計監査の報告をしなければならない。任期は一年とし再任を妨げない。

第十一条（規約改正）

規約改正の発議は、**理事会理事校会議**が行なうものとする。加盟大学院の三分の一以上の要請があれば、**理事会理事校会議**はこれに基づいて規約改正を発議しなければならない。

本規約の改正は、全国代表者会議において加盟大学院の三分の二以上の賛成によって決定される。

第十二条（付記）

本規約は、全国代表者会議の採択と同時に発効する。

〔申し合せ事項〕→構成に組み込む

・各大学院において、研究科単位での大学院生の自治組織は結成されていても、全学的な組織が結成されていない大学院が存在する実情にかんがみ、暫定措置として一大学院から二つまたは二つ以上の組織が加盟することを認める。但し、定足数、議決権有効数を数える時は、一大学院一票とし右のような事情にある大学院がその一票をどのように行使するかは、その加盟組織間で調整する。

・専攻分野別等の全国的規模の大学院生組織は、オブザーバー（発言権あり議決権なし）として参加できる。

・新規加盟を希望する組織は、その組織の規約をそえて全国代表者会議に加盟を申請しなければならない。

2014 年度 全院協活動記録

3/15	第 69 回全国代表者会議
4/6	事務局引き継ぎ会議
5/8	奨学金の会定例会
5/19	奨学金の会・議員要請
5/28	東京新聞「学問より職業訓練?!——学校教育法改正案」への取材対応
5/29	首都大学東京・教育学教室との懇談
5/31	第 1 回事務局会議／学校教育法反対声明決議(事務局名義)
6/4	奨学金の会・署名提出集会
6/7	第 1 回理事校会議（顔合わせ、方針決定、情勢討議、各院協の状況共有、アンケート項目の最終決定、アンケート調査実施の確認と説明）／学校教育法反対声明決議(全院協名義)
6 月中旬	各大学院でアンケート調査実施
6/20	第 32 回国立試験研究機関全国交流集会：全院協より会場発言
6/23	奨学金の会・文科省／財務省要請
6/27	早稲田ユニオン主催「大学における貧困の拡大」：全院協より会場発言
7/3	奨学金の会定例会
7/9	高等教育懇談会定例会
7/11	東京大学人文社会系研究科自治会(人文委員会)との懇談
7/12	東京私大教連主催「グローバル競争の敗退に向かう日本の大学 - 大学解体に走る政府の政策を批判する」
7/18	大阪市立大学経済学院生協議会との懇談／東京私大教連第 5 部研究会
7/20,22	全院協ニュース 241 号の印刷・発行／カンパ依頼文の送付
8/1	東京大学教育学研究科院生協議会との懇談
8/10	アンケート紙版締め切り
8/31	アンケート web 版締め切り
8/23	第 2 回事務局会議
8/24	第 2 回理事校会議（アンケート調査結果の共有（単純集計）、分析軸の検討。要請行動に向けた準備の開始（昨年度の省庁側の回答を分析。論点の精査）。
9/1	奨学金の会定例会
9/17	高等教育懇談会定例会
9/23	カンパお礼文送付作業
9/24	文科省レクチャー

9/25	大阪市立大学経営学院生協議会との懇談
10/3	東京私大教連第 5 部研究会「大学ランキングについて」
10/4	第 3 回事務局会議
10/5	第 3 回理事校会議（アンケート報告書結果の共有・確認。要請文の討議）
10/8	奨学金の会定例会
11/2	臨時事務局会議（アンケート報告書結果の共有・確認。要請文の討議）
11/5	奨学金の会・政党要請／定例会
11/6	全院協ニュース 242 号の印刷・発行／要請よびかけビラの送付
11/14	東京私大教連第 5 部研究会「大学ランキングについて」(続編)
11/19	「2014 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査報告書」印刷・発行
11/26	朝日新聞「大学院生の奨学金借入、「500 万円以上が 25%」への取材対応
11/29	第 4 回理事校会議（要請行動事前戦略会議）／省庁要請行動
12/3	奨学金の会主催の文科省要請／奨学金の会定例会
12/7	子どもの貧困ネットワーク主催「子どもの貧困対策会議」
12/12	東京私大教連第 5 部研究会「大学ランキングについて」(続編③)
12/19	全院協ニュース 243 号の印刷・発行、要請よびかけビラ／加盟分担金納付呼びかけの送付
1/8	奨学金の会定例会
1/9	京滋私大教連機関紙への全院協アンケートの寄稿
1/11	第 4 回事務局会議
1/29	事務局・要請行動戦略会議
1/30	要請行動戦略会議／政党・議員要請行動
2/3	奨学金の会主催議員要請
2/15	公正な税制を求める市民連絡会準備会主催「緊急市民シンポジウム「税金を払わない巨大企業」 公正な税制で社会保障の充実を」全院協より会場発言
2/19	奨学金の会主催議員要請／定例会
3/7	JSA 主催「大学ガバナンス改革」を問う」全院協よりフロア報告
3/14	第 70 回全国代表者会議（決議案の討論・採択、決算案・予算案の承認、次期理事校・役員の選出）

第 70 回 全国代表者会議決議

全国大学院生協議会

〒186-0004 東京都国立市中 2-1 一橋大学院生自治会室気付

TEL・FAX : 042-577-5679 ご連絡は E-mail にてお願いします

E-mail : zeninkyo-jimu-owner@yahoogroups.jp

ブログ : <http://zeninkyo.blog.shinobi.jp/>

Twitter : @zeninkyo

ゆうちょ銀行口座番号 : 10160-76666411
